

令和5年 第1回

甲佐町議会 3月定例会会議録

令和5年3月10日～令和5年3月15日

熊本県甲佐町議会

令和5年第1回甲佐町議会（定例会）目次

○3月10日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の行政報告について	4
日程第5 町長の提案理由の説明について	5
追加日程第1 同意第2号 甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて	9
散会	11

○3月13日（第2号）

出席議員	12
欠席議員	12
本会議に職務のために出席した者の職氏名	12
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	12
開議	14
日程第1 一般質問	14
散会	50

○3月14日（第3号）

出席議員	51
欠席議員	51
本会議に職務のために出席した者の職氏名	51
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	51
開議	53
日程第1 議案第5号 熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る 連携協約の一部変更について	53
日程第2 議案第6号 甲佐町個人情報保護法施行条例の制定について	55
日程第3 議案第7号 甲佐町債権の管理に関する条例等の一部を改正する条例の 制定について	58
日程第4 議案第8号 甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	60

日程第5	議案第9号	甲佐町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	62
日程第6	議案第10号	甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	64
日程第7	議案第11号	甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	65
日程第8	議案第12号	財産の取得の変更について	67
日程第9	議案第13号	財産の無償譲渡について	69
日程第10	議案第14号	財産の無償譲渡について	70
日程第11	議案第15号	令和4年度甲佐町一般会計補正予算(第8号)	71
日程第12	議案第16号	令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	87
日程第13	議案第17号	令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)	91
日程第14	議案第18号	令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	95
日程第15	議案第19号	令和5年度甲佐町一般会計予算	97
	延会		119

○3月15日(第4号)

	出席議員		120
	欠席議員		120
	本会議に職務のために出席した者の職氏名		120
	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名		120
	開議		122
日程第1	議案第19号	令和5年度甲佐町一般会計予算	122
日程第2	議案第20号	令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計予算	140
日程第3	議案第21号	令和5年度甲佐町介護保険特別会計予算	144
日程第4	議案第22号	令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算	150
日程第5	議案第23号	令和5年度甲佐町水道事業会計予算	153
日程第6	発議第3号	甲佐町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	157
日程第7	発議第4号	甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	159
日程第8	議員の派遣について		160
日程第9	総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について		160
日程第10	産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について		160
日程第11	議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について		161
	閉会		162

3月10日（金曜日）

令和5年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和5年3月10日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 3月10日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月10日 午前10時36分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 永井恒一	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 白石亨	住民生活課長 橋本良一
健康推進課長 上古閑一徳	福祉課長 宮崎貴美代
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	
農業委員会事務局長 井上幸介	選挙管理委員会書記長 北野太
代表監査委員 豊永康法	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 鳴瀬美善 4番 森田精子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の行政報告について

日程第5 町長の提案理由の説明について

追加日程第1 同意第2号 甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

ただいまから、令和5年第1回甲佐町議会定例会を開会いたします。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクを着用することとしております。

また、傍聴者におかれましてもマスク着用の上、指定された座席での傍聴にご協力をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番、鳴瀬美善議員、4番、森田精子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

6番、荒田議会運営委員長。

○議会運営委員長（荒田博君） ご報告いたします。

先の定例会において付託を受けておりました令和5年第1回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る3月6日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配布の通り会期を本日3月10日から15日までの6日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の行政報告、町長の提案理由の説明、11日及び12日は、議案調査のため休会、13日は一般質問、14日は同文議決案件、条例案件、財産の取得の変更及び無償譲渡案件、令和4年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算、令和5年度一般会計予算の審議、15日は引き続き令和5年度一般会計予算、各特別会計予算、企業会計予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり、議会運営委員会では決定いたしましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げ報告といたします。

○議長（宮本修治君） 会期の日程については、ただいま荒田議会運営委員長の報告のと

おり決定したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、ただいまの荒田委員長の報告のとおり、本日3月10日から15日までの6日間と決定いたしました。

議案第5号、同文議決案件、議案第6号から議案第11号までの条例案件、議案第12号から議案第14号までの財産の取得の変更及び無償譲渡案件、議案第15号から議案第18号までの令和4年度一般会計及び各特別会計の補正予算、議案第19号から議案第23号までの令和5年度一般会計及び各特別会計、企業会計予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の行政報告について

○議長（宮本修治君） 日程第4、町長の行政報告についてを議題といたします。町長から行政報告の申し出がっております。これを許します。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は令和5年第1回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙のなかご参集をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではありますけれども、町政をめぐる直近の状況の中から主なものにつきまして行政報告を申し上げます。

まずは、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてご報告を申し上げます。

令和5年2月20日付け内閣府公表数値による本町における65歳以上での5回接種済者は3,092名で接種率76%となっております。また、12歳以上での4回接種済者は6,040名、接種率で64.7%となっております。来年度も引き続き5月から接種を予定しておりますけれども、5類への変更など今後の国の動向を見ながら接種体制を見直していくことといたしております。

次に、ふるさと甲佐応援寄附金についてご報告を申し上げます。

本年度は返礼品として人気のある肉類及び米類に加えて果物類の返礼品や毎月商品が届く定期便などの返礼品が順調に伸びた成果とあわせて新規ポータルサイトを3つ追加をいたしましたことで受入額は令和5年2月末現在で13億2,300万円、これは前年と比べて約2.7倍の増加となっており、年度末には13億5,000万円程度を受入額になるのではないかと見込んでいます。来年度におきましても引き続き返礼品の充実に努め、

ふるさと納税の受入額を本年度以上に伸ばすとともに返礼品発送などにかかる経費削減に取り組むことで自主財源確保に努めていきたいと考えております。

次に熊本甲佐総合運動公園の完成についてご報告を申し上げます。震災からの創造的復興の1つとして国土交通省「かわまちづくり事業」を活用し整備を行ってまいりました熊本甲佐総合運動公園につきましては、令和元年度の人工芝サッカー場の供用に始まり天然芝サッカー場、テニスコートと随時供用を開始し今年度管理棟、野球場、ソフトボール場、また堤防の階段工事と全ての施設整備が完了し多くの賑わいを見せているところでございます。明後日には緑川スポーツフェスタに合わせ完成式典を行うところでございます。

次に国指定文化財陣ノ内城跡の状況についてご報告申し上げます。陣ノ内城跡につきましては令和3年10月に国史跡に指定をされ、本町に新たなランドマークが誕生したことを実感しているところです。その保存活用のため今年度から2年をかけて陣ノ内城跡の適切な保存・管理の基本方針や整備・活用の基本的な考え方などを取りまとめることを目的として、陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会を立ち上げ現在議論を進めているところであります。その中で陣ノ内城跡の周辺に点在しております甲佐神社や松尾城、やな場など様々な歴史遺産を、これは単体としてではなくて点と点を繋ぎ陣ノ内城跡を核とした面的な広がりの中で観光資源としての活用についても検討をしているところでございます。

次に田口橋交差点改良工事についてご報告を申し上げます。県道御船甲佐線の田口橋の橋梁架け替えについては平成28年度から災害復旧事業等で実施をし、令和元年8月に開通をしたところであります。被災をいたしました田口橋の架け替えに合わせて田口橋右岸側の県道嘉島甲佐線についても高低差を解消する平面交差点改良に令和2年度から県により着手をなされておりました。この交差点改良により幅員が4.5mから7mに拡幅された田口橋へ大型車両が通行できるようになり、また嘉島方面から田口橋に向かう右折レーンを12mから20mへと延伸をされ交通の円滑化も図られることとなります。昨年12月に本線の一部が供用開始となり全線開通の予定は本年3月末となっております。県が熊本地震からの創造的復興の総仕上げと位置付けられて鋭意進めていただきました今回の平面交差点改良工事の概要説明などについて今月27日に生涯学習センターにおきまして完成報告会が関係者を招いて開催されることとなっております。

最後に各イベントの再開についてご報告を申し上げます。本年度は3年ぶりに各イベント等の再開の年でもありました。夏の鮎まつり、秋の産業文化祭、冬の10マイルロードレース大会また明後日予定している春の緑川スポーツフェスタ in こうさと感染対策を図りながらではありますが町に活気と賑わいを呼びよせている状況であり、今後におきましては新たな観光資源の活用による交流人口のさらなる増加が期待できるところでございます。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 以上で町長の行政報告を終わります。

日程第5 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第5、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、先ほどの行政報告に引き続きまして、今期定例会に提案をいたしております議案について、ご説明を申し上げます。

今期定例会にご提案をいたしております案件は、連携協約の変更案件が1件、条例案件が6件、財産取得の変更案件が1件、財産の無償譲渡案件が2件、令和4年度甲佐町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算4件、令和5年度甲佐町一般会計予算及び各特別会計予算5件、の合わせて19件となります。

まず、連携協約の変更案件についてでありますけれども、これについては熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更についてを、条例案件といたしましては甲佐町個人情報保護法施行条例の制定について、他5件を、財産の取得の変更案件については、令和4年第4回議会定例会で議決された小・中学校パソコン及び電子黒板の取得に係る議決内容の一部変更を行うものでございます。財産の無償譲渡案件につきましては、町所有の船津区及び田原区の公民館敷地となっている町有地を無償譲渡するため議会の議決を求めるものでございます。

次に、令和4年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算4件につきまして、まず一般会計補正予算では主に基金間の資金の移動にかかる補正及びふるさと甲佐応援寄附金や新型コロナウイルス感染症対策など事業実績に基づく最終的な補正を行い総額で1億1,567万7,000円を増額し、補正後の総額を85億7,756万4,000円といたしております。

各特別会計補正予算ではそれぞれの給付費等の決算見込額での補正を行い国民健康保険特別会計では5,983万7,000円を増額し、補正後の総額を15億7,680万円に、介護保険特別会計では1,288万円を増額し、補正後の総額を16億5,175万5,000円に、後期高齢者医療特別会計では159万4,000円を減額し、補正後の総額を1億7,893万円といたしております。

次に令和5年度一般会計予算および各特別会計予算5件について、まずは一般会計予算についてご説明を申し上げます。令和5年度の予算編成にあたりましては、町総合計画をはじめ各政策に掲げる目標達成に向け着実な取り組みを図り、最小の経費で最大の効果をあげられるよう事務事業の内容を厳正に精査し、将来を見据えた予算となるよう編成を行ったところであります。

その結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億6,690万6,000円といたしております。前年度と比較いたしますと12.9%、8億9,811万7,000円の増となったところであります。

それでは歳出予算の主な内容について款ごとにご説明申し上げます。

総務費では人事管理や調査の維持管理、電算システムなど、円滑な行政運営の為の経費、各行政区の運営に要する交付金、防犯灯の設置、管理に要する経費などでございます。その中で甲佐高校魅力化支援事業や子供たちの夢チャレンジ応援講演会事業、甲佐町長及び熊本県知事選挙などの経費を計上しております。

また国において地方公共団体の情報システムの標準化が進められており、令和7年度の標準化移行に向けた準備のために要する経費を計上いたしております。

民生費におきましては子育て支援や高齢者の生きがい・健康づくりに要する経費などの地域福祉の推進のための所要の経費などですが、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金や障害福祉費などに必要な費用を計上いたしております。

衛生費におきましては子育て支援策としての子供医療費助成や出産子育て応援交付金のほか、各種健診に要する経費及び新型コロナワクチン接種に要する費用などを計上しており、町民の健康づくりの推進に努めてまいります。

また飲料水の安全で安定的な供給や浄化槽の設置のための所要の経費を計上しております。

農林水産業費におきましては本町の基幹産業であります農業の振興のための各種事業に要する経費を計上しております。また上揚地区の基盤整備を含む中山間地域総合整備に係る事業費負担金、糸田堰の補修にかかる事業負担金や糸田地区基盤整備事業の事業採択に向けた調査計画に係る負担金、その他農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するための直接支払交付金や新規就農者育成対策や農機具導入事業などを引き続き推進してまいります。さらには有害鳥獣被害防止対策や森林環境譲与税交付金による間伐の推進など森林整備事業にも引き続き取り組むことといたしております。

商工費におきましては産業の振興及び町の財源確保に資するため、ふるさと甲佐応援寄附金事業の拡大を図るとともに、新たに美里町と連携した観光PR動画を作成し、イベントや施設など観光資源の情報発信力を強化し入込客数の増加を図ります。

土木費におきましては甲佐町道路整備計画に基づき、町道の新設改良の計画的な整備に努めるとともに、道路舗装や橋梁の点検・補修、国土強靱化事業の一環として河川の浚渫等に取り組んでまいります。

消防費におきましては町民の安心・安全な暮らしの確保のため、上益城消防組合負担金や消防団の活動に要する経費などのほか、消防・防災のための所要の予算を計上しておりますが、そのうち消防分野では、消防施設等整備計画に基づき消防施設や設備などの更新のための必要経費を、また防災面では、内水氾濫等の浸水対策として大町地区排水機場整備や船津地区馬門川の調査設計、湯田川の調査測量などの所要の経費を計上いたしております。

教育費におきましては、本町の時代を担う子どもたちの育成のため、学校教育における教育環境の整備や円滑な学校運営などのために必要な予算を計上しております。その中で白旗小学校への町費負担教職員の配置や乙女小学校の外壁等の改修、中学校英語検定チャレンジ費用助成の拡大などを予定しております。

また社会教育においては、陣ノ内城跡にかかる道路復旧工事や保存活用計画の策定を予定しているほか、特色ある生涯学習の活動推進を図るため、引き続き芸術・文化の振興や町民の皆さんが気軽にスポーツを楽しめる環境づくり、10マイル公認ロードレース大会開催に要する費用などを計上いたしております。

なお熊本甲佐総合運動公園ではグランドゴルフ場を含め令和6年度からの指定管理者制度の導入を目標とした管理運営等に要する費用に加え、利用者の利便性向上のための施

設予約システム導入費用及び利用率向上を目的とした利活用調査費用を計上いたしております。

次に、国民健康保険につきましては、熊本県との共同運営により、引き続き将来にわたり持続可能な運営を図るため、さらなる連携・強化に努めます。

次に、介護保険につきましては、新たに策定した第8期介護保険事業計画に基づき計画的かつ安定的な事業推進を図ります。

次に、後期高齢者医療保険につきましては、後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら安定運営に努めてまいります。

次に、水道事業につきましては、安定的で低廉な水道事業を進めるための町の上水道事業基本計画に基づき、計画的な建設改良等を実施いたします。

ただいま歳出予算の主な内容についてご説明申し上げましたが、歳入予算につきましては財源のより一層の的確な把握と課税の適正化に努め、収入の確保に万全を期するとともに、あわせて国・県支出金等の効果的な活用に配慮した財源を算定のうえ、計上したところであります。

また今後国レベルでの子ども子育て支援対策が進められている中、本町といたしましても今後の動向を注視をしながら迅速かつ適正・適切な対応に努めてまいり所存でございます。

以上で、今期定例会にご提案をいたしております各議案について、ご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は、各担当課長に説明をいたさせますので、適切にご議決をいただきますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま奥名町長から同意第2号、甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって同意第2号、甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることに決定しました。

資料配布のため、しばらく休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 同意第2号、甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（宮本修治君） 追加日程第1、同意第2号、甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは同意第2号についてご説明申し上げます。

同意第2号、甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、氏名、田上浩輝。

令和5年3月10日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、現教育長である蔵田勇治氏が、願いにより令和5年3月31日付で退職となるためでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮本修治君） 町長の任命理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、甲佐町教育長の任命についてご説明を申し上げます。

今回教育長としてご提案しております田上浩輝氏は昭和60年に熊本大学教育学部を卒業後、同年4月から県教育職員として力合小学校を初任地に数々の小学校に赴任されております。その間行政職として教育事務所にも勤務をされており、菊池教育事務所では所長として県教育事務所長会会長の職も歴任されております。

現在は御船小学校の校長として勤務されておりますが、県小中学校校長会副会長、郡小中学校校長会会長としての職責も全うされているところであります。本町の教育におきましても平成14年4月から甲佐小学校の教諭として2年間、平成16年4月から甲佐小学校教頭として2年間勤められております。

このような氏の教育行政に対する豊富な知識や経験と見識を高く評価をしているところでもありますし、非常に甲佐町とのなじみも深く総合的な判断のもとに今回提案することでもありますけれども、実は宮内地区の西原区出身者でありまして、また甲佐高校の卒業生でもおられます。そういったことで本町の教育長として適任であると判断をして今回議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番。同意第2号、甲佐町教育長の任命につき同意を求めるところでございますけれども、提案理由にもあります通り、現蔵田教育長様が今度退職されるということでございます。蔵田教育長におかれましては、熊本地震そして現在のコロナ禍において非常に甲佐町の教育行政に携わってこられたことに対しまして本当に深く感謝申し上げます。

今回の選任でございますけれども、ただいま町長の方から選任理由を申されました通り田上様におかれましては、これまでの職責や培われて来られました経験等をさらに生かして本町の教育行政のさらなる発展に寄与していかれるものと私は確信いたしますので、異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから同意第2号「甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号「甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（宮本修治君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日11日と明後日12日は議案調査のため休会、13日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前10時36分

3月13日（月曜日）

令和5年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

1. 招集年月日 令和5年3月10日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 3月13日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月13日 午後2時45分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 永井恒一	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 白石亨	住民生活課長 橋本良一
健康推進課長 上古閑一徳	福祉課長 宮崎貴美代
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	
農業委員会事務局長 井上幸介	選挙管理委員会書記長 北野太
代表監査委員 豊永康法	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 鳴瀬美善 4番 森田精子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクを着用することとしております。

また、傍聴者におかれましてもマスク着用の上、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（宮本修治君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は4名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に1番、甲斐良二議員の質問を許します。

1番、甲斐良二議員。

○1番（甲斐良二君） おはようございます。1番、甲斐良二でございます。一般質問通告書に沿いまして、順次質問をさせていただきます。

本日私は2点についてご質問させていただきます。

まず1点目はGIGAスクール構想事業でのICT機器の導入のその後についてでございます。

2点目は防犯灯及び防犯カメラの整備についてのご質問をさせていただきます。担当課もしくは教育長のご答弁よろしくをお願いいたします。

まずGIGAスクール構想につきましては、私は以前導入前の令和2年12月議会におきまして導入までの経緯をお尋ねをさせていただきました。本日は活用が開始されました令和3年の3月1日以降の経過とか成果、課題などについてお尋ねをさせていただきます。

またこの質問の最後には本事業が意図する誰一人取り残すことなく子どもたち一人ひとりに個別、最適化された教育というのが現時点でなされていたかについてもお尋ねをさせていただきます。それではまず経過ということでございますが、ちょうど導入から2年が経ちましたので、これまで予定どおり計画どおり経過してきたかということをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） これまでの経過ということでございますけれども、先ほどもありましたが甲斐議員の方が令和2年の12月議会で一般質問の時の答弁と重複すると

ころもあるかと思えますけれども、現在に至るまでの経緯ということでご説明したいと思います。まず令和2年の11月にタブレット端末等導入事業ということで事業者選定公募型プロポーザルを実施しております。審査の結果NTTドコモと契約をいたしまして導入機器、機材につきましてはタブレット端末のiPad、それと授業支援のアプリ、電子黒板、電源キャビネットなどを導入したところでございます。その他通信費等やGIGAスクールサポーター支援員の委託費についても契約しております。機材等の学校への整備と並行いたしまして教職員に機器の操作や教材の活用等の研修を行いまして令和3年の3月からは授業に活用いたしております。当時は以前からリースしていましたが合わせて全児童生徒用と教師用のタブレット端末と各教室に電子黒板、それとそれぞれの学校に電源キャビネットそれとヘッドセットなどの付属機についても国の補助事業とコロナの臨時交付金を活用して整備いたしております。その後の対応といたしましてはリース期間が終了するなどの機器や機材等をその都度購入または新しくリースの更新などをしていきまして新たに整備を図っていききたいというふうに考えているところであります。

またICT支援員につきましても同様に委託更新を行いまして活用それと運用計画、セキュリティポリシーなどの徹底、その他教職員に対しましては機器の操作や実践的な教材の活用等の研修、児童生徒への情報リテラシーや情報モラル教育、そういったことを行っていききたいと思えます。それと保護者にも理解や認識を深めてもらうために説明会などについては引き続き行なっていききたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 計画通り進んでいるというふうに理解ができました。

次に活用状況の方についてもお尋ねをさせていただきます。ご承知の通り令和3年3月以降コロナ禍でございまして緊急事態、蔓延防止等またコロナ禍の中で自宅においてこういったのを活用されてきたと思えますが、そういったコロナ禍での状況も含めて活用状況の方をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） それでは活用状況ということでございますけれども、これまで通常の授業につきましては各学校において電子黒板やタブレットなど常に有効活用しながら授業を行ってまいっているところでございます。また校外活動、例えば航空体験でありますとか修学旅行等などにも持参いたしまして画像や動画を撮影したり分からないことをその場で調べたりするなど本当に効率的な活用を図っておると思っております。またコロナ禍あたりで家庭への持ち帰り等も行なっておりますけれども、通常も行なっておりますけれども毎日先生が宿題を出したり子供たちがそれを提出したり、また登校時の体調報告などをタブレットで行なっております、双方でやり取りが行われているというようなことでございます。このように通常時の教室内授業の活用だけではなくて運動場、校外学習での使用それと今言ったように家庭への持ち帰りができるなど災害時や新型コロナウイルスの非常時などでも画像が映し出されるというようなズーム機能などを活用いたし

ましてモデル授業の配信をはじめ、児童生徒の健康状態や生活状態が観察できるなど幅広い活用ができていているとされているところがございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 私も小学生の息子がおりまして通常時体調管理を学校へこのタブレットを使って報告したりまた宿題、提出物に関してもこのタブレットを使ってやっている姿を見ております。主に使用しているソフトはeライブラリやロイロノートになるかと思いますがeライブラリについては後ほどお尋ねいたしますが、また現時点での成果、課題、もし反省点等があるのであれば教えていただけますか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 成果と課題というようなことでございますけれども、まず成果といたしましては先程から何度も言っておりますけれどもICT機器の効率的な活用によりまして、例えばこれまでは人前で話すことが苦手だったり不登校気味だった児童生徒がタブレットを通して自分の考えをまとめて発表したり、自分と友達の考えや意見を共有できるようになったと、そういったことで友達同士それと教師と児童生徒間の円滑な関係が構築されておりました考え方にも幅を持つことができるようになったと、そういった報告があつておりました、安定した一定の成果が上げられているものという風に思っているところです。

それから課題といたしましては当然教育タブレットは整備することがゴールではなくて有効的な活用が最重要だというふうに考えておりました、従来配信型の先生が生徒に対して一方向に行う授業ではなくて先生と生徒もしくは生徒間の相互間の新たな授業スタイルに加えまして、先生は生徒の自主的な学びをサポートして高いレベルへ引き上げることが重要な課題という風になります。そのため学習単元に応じた目標を達成するために指導計画などの工夫が必要になりまして、そういったことでスキルアップを行いまして学校内だけではなく地域の人材それと特産品、産業、文化財や伝統芸能など甲佐町全体が学びの場となるような有効活用をしていきたいと、そういったことを課題と思っているところです。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま成果及び課題についてお答えをいただきまして、反省点については述べられなかったのが無かったのかなという風に思いました。先ほどeライブラリやロイロノートのお話をしましたが、学習支援ソフトとは主にこの2つかなという風に思っております。これに関しては例えば不具合とかソフトが開けなくなるとかそういうのがなかったかのお尋ねと、私が令和2年の12月議会で質問した中に一番懸念していたことが有害サイト等へのアクセス、このタブレットを使ってですね。それと先生と生徒のやりとりというのは通信ですよ、はできるんですけども、生徒間同士の通信というのは私はなすべきでないという風に懸念をいたしましたので、そこら辺をお聞かせいただきたいと思っております。不具合はなかったかということと有害サイトへのアクセスそれから生徒間同士、児童生徒間同士の通信はどうだったかということをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 不具合というようなことでございますけれども、環境的には非常に通信環境とかそういう機材を使用する環境的には具体的な不具合というのはございません。それから学習支援ソフトの有害サイト等へのアクセスということでございますけれども、甲佐町ではクラウド上で学習するドリル、今甲斐議員言われましたeライブラリアドバンスやロイロノートを導入いたしまして学力向上を図るなど児童生徒の学びを止めないと、そういった工夫をして今後も実施していきたいというふうに考えるところでございます。

また今回のタブレットの学習支援ソフトの導入には新たな新学習指導要領が掲げる主体的、対話的で深い学びを実現する1つのツールというふうに考えているところでございます。そのためタブレットは自宅の持ち帰りを使用する場合、当初から生徒児童間の通信や有害サイトへのアクセスの制限について懸念し注視しておりまして、有害サイトへのアクセス等につきましてもフィルタリングというような制限を行いまして閲覧制限、追加アプリケーションソフトのダウンロード禁止それとインターネット接続の利用時間の設定、そういったことをするなどして直接設定をしているところでございます。

ただ機械に本当に詳しい子供達も中にはおります。そういった子供達はその設定をかいくぐって有害サイトへ接続するというような事例もございます。シークレットモードなどを使用する事例もあるということで、なかなか教師や保護者で全てを把握することは難しいところもございます。そのようなことから毎月各端末のデータ使用量を確認したり、定期的に情報モラル教育を強化して行くと、そういったことで早期に発見したり未然に防いだりということで速やかな対処を行っております。その他タブレット導入によりまして想定される児童生徒相互間の通信、これについては使用できないようにタブレット端末自体に直接設定をしております。そのような対策をしておりますけれども、今後も引き続き児童生徒へは全体研修や授業を通して情報に関心、正しく理解・分析する能力それと知識それと情報モラルなどの情勢等を図りまして使用方法をきちんと守るように指導していきたいと考えているところでございます。

また生活リズムの乱れ等を防止するために保護者の方への説明会を引き続き行いまして使用時間や使用内容についても家庭内でルールを作ることや使用同意書というのをいただくなどして使用については十分家庭でも認識していただきまして理解を得て進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいまご答弁いただきましたが児童生徒間の通信というのはいかに直接設定をなされていましてということですが、機械に詳しい子供達も答弁ありました通り、要は設定、フィルタリングをかいくぐってそういった有害サイト等へアクセスする事例があったということで答弁がありました。この事例については更なるフィルタリングの強化等の対策を講じて防止に努めていただきたいというふうに思っております。通信環境、これに関しては携帯電話と同じLTE回線を採用されておりますがこの通信

環境についてはいかがだったでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） ただいま言われました通り通信については携帯電話と同様のLTE回線というのを採用しております。まずwi-fi回線ですね。これにつきましては同時接続をする場合、台数等の状況によりまして通信状況が非常に不安定になると、そして接続しづらい状況になったりしております。そのため携帯電話と同じLTE回線を使用しているところでございますけれども、各家庭によってwi-fi回線の整備環境の違いに左右される事などの通信障害もLTE回線は少ない、それと比較的安定した状態で使用することが可能であるということで、例えば校外授業の時にもwi-fi回線で誰か1人のものが見られなくなった時は皆授業をそこで止めてしなければならないということもございますので、LTE回線に採用したということで通信環境については安定していると思っているところで。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 通信環境においても障害なく安定した状態で授業ができたということではございます。それでは最後に教育長にお尋ねをいたします。私は令和2年12月議会の質問においてもGIGAスクール構想事業への教育長の思いと期待というふうにお尋ねをいたしました。その答弁の中で教育長の答弁の中で本事業の意図は誰一人取り残すことなく子どもたち一人ひとりに個別、最適化された教育を期待するという旨のご答弁をされ、またその他4つの事項もあげられました。

1つ目に自然災害や感染症の蔓延などに際し自宅待機中の子ども一人ひとりの学びの保障そして2つ目に休日や長期休暇中、放課後などにおける子に応じた自学の充実そして3つに学校や郊外における調べ学習など学びの深まり、そして4つ目に様々な理由によって学校に登校することのできない児童生徒への学びの保障ということを教育長がおっしゃいましたが、この4番目の様々な理由によって学校に登校をすることができない子たちへの学びの保障というのは現時点でなされているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（宮本修治君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 本町におきましては郡内の他町に先んずる形で平成29年に電子黒板、タブレットPC等のICT教育機器を導入をいたしました。そしてGIGAスクール構想ということになりまして令和2年度末にはタブレットPCの児童生徒1人1台の配備が完了いたしました。現在ICT教育の充実に各校邁進しているところでございます。

様々な理由によりまして登校することのできない児童生徒への学びの保障はできたのかというお尋ねでございます。

GIGAスクール構想が目指すところ、先ほど甲斐議員もおっしゃられました通り全ての児童生徒一人ひとりに最もふさわしい教育を施行した誰一人取り残すことなく子どもたち一人ひとりに個別、最適化され創造性を育む教育ICT教育の充実ということでございます。様々な理由により登校することができない児童生徒においてもその子に応じた個別最適な学びを可能な限り保障することが求められているというような、このような認識を持って

各学校において取り組んできているところでございます。

一例を挙げさせていただきますならば、不登校の児童生徒についてもタブレットPCを自宅に持ち帰っておりますのでeライブラリを使って学習をしたり学校が配信する授業を家庭で視聴して授業に参加する、あるいはロイロノートで学校から個別に課題を送って児童生徒はその課題を解いて提出をして、そして指導を受ける。そのような取り組みを行っております。また適用教室におきましてもタブレットPCを用いて学習をするなどの取り組みも行なっております。このような取り組みで学校に登校できるようになったという子供も出てきております。今後とも児童生徒一人ひとりの状況や発達段階等に応じた個別最適な学びの保障のノウハウを各学校で蓄積をしつつICT教育機器を活用し創意工夫しながら一人ひとりに応じた学びの保障に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁がありました但不登校の児童生徒につきましてもタブレットPCを自宅に持ち帰っていらっしゃるということでeライブラリや学校から配信する授業を視聴でき、授業にも参加することができたということでございます。今後とも児童生徒一人ひとりの状況に応じた個別最適な学びの保障、それからノウハウを蓄積していただいてこのICT機器を活用したGIGAスクール構想のさらなる充実を願って1つ目の質問を終わらせていただきます。

それでは2つ目の質問といたしまして防犯灯及び防犯カメラの整備についての質問をいたします。この質問に関しましても先ほどの質問同様に児童生徒に関するものでございます。ご承知の通り防犯灯におきましては、これまで防犯灯整備5カ年計画を策定され、本日資料提出いただいております甲佐町防犯灯整備方針に沿って進められておりますが、これまでも何名もの議員の方々が質問されております通り、未整備区間、要は中学生等が下校時に暗い箇所については把握をされているというふうに思っております。しかしながら早急に整備を待たれるところもございますので、そういった意味では早急な場所については整備を望みますという思いから質問をさせていただきます。まず甲佐町防犯灯整備方針にある令和4年度までの計画というのは計画どおりでしょうか。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） くらし安全の永井です。それでは質問に回答していきます。まず甲佐町防犯灯につきましては平成21年度から社会資本整備総合交付金を活用して設置をしております。そのような中で平成28年に防犯灯整備5カ年計画を制定し令和2年度までに経過的な設置をすすめ通学路を中心に278基を設置したことから、それ以前の設置と合わせると640基を設置したことになります。

提出資料の甲佐町防犯灯整備方針の1ページの2位置付けのところを参照してください。当該計画終了後第7次総合計画第2期まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略に基づき、令和3年3月に甲佐町防犯灯整備方針を定め令和3年度から令和7年度までの5か年で町内3路線に優先順位を設けて西寒野打越線、田口学校線、宇土甲佐線を中心に39基の設置を目標に防犯灯設置を進めてきております。これまでの実績は令和3年度に西寒野打

越線に共架で3、建柱で6、合計の9基を設置しております。

同じ配布資料の5ページをお願いいたします。5ページを見ていただきますと防犯灯整備方針が載っておりますが、その表で令和3年のところです、を縦に見ますと西寒野打越線に共架で9基、建柱で5基を、田口学校線に共架で6基、合計20基の設置を目標としておりましたが、同年度の実績は西寒野打越線に9基を設置しているだけになります。

理由につきましては西寒野打越線は道路改良工事中で終了した区間のみへの設置になったことであり、このことについては同じページの上段の方の無地のところですけども地域の実情や町の財政状況、設置の進捗を総合的に判断し適切な時期に随時見直すこととすると定められております。

なお令和4年度につきましても同様の理由から実績はゼロとなっております。議員から計画通りかというご質問ですけども、防犯灯の設置につきましては話しましたように諸般の状況を勘案しての設置になりますので全て計画通りということではございません。ですので令和5年度につきましては当該整備方針通りとはいかないまでも道路改良工事の進捗状況や交付金の配分状況等を勘案し、合わせて優先順位の変更を行う等の柔軟に対応しながら可能な範囲で防犯灯設置を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁がありました通り令和3年度においては20基中計画のですね、そのうち9基が設置され残りは未設置ということでございました。また令和4年度につきましても実績がゼロということでございます。諸般の事情あるかと思いますが、ぜひ計画に沿って設置を進めていただきたいというふうに思っております。では主要通学路における防犯灯の整備状況はいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（永井恒一君） 質問の主要通学路における防犯灯の整備状況についてですが、同じく整備方針の4ページを参照していただきたいと思っております。7の表で一番下の町設置防犯灯累計数で見ますと現場の部分は640基ですが実際は9基を足して649基になります。それから目標の令和7年度で行きますと679基ですので防犯灯整備計画と整備方針を合わせた設置率は約95%になります。しかし現在進行中の防犯等整備方針以外の場所で早急に必要とされる場所があれば行政区と調整をしながら行政区防犯灯としての設置も考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁いただきました防犯灯整備方針にあります通り、この主要通学路というのは複数の行政区の児童生徒が利用する通学路でございます。答弁の中にも早急に必要とされる場所があれば行政区との調整という風にお答えいただきました。早急に必要場所というのはこれまで何名もの議員の方々がご質問の中で指摘されております通り、やっぱりやな場から上揚の所については把握されているとは思っております。その他にも私は中学校下の四つ角、この提出資料をいただいております地図の黒い線が整備されたところでございますが、中学校の下四つ角から安津橋の区間、この区間に関して

も私は早急に整備が必要なのではないかなという風に思っております。理由といたしましては大町の児童生徒それから有安、横田の一部そして星の川団地の子それからひいては船津辺りの子ども通りますし、昨日完成いたしました熊本甲佐総合運動公園、こちらで夕方遅くまで試合や大会に参加した生徒たちがこの自転車で帰りの道にも有安辺を通るのではないかと私は思っております。実際私も先日2回に分けて現場を、1回は歩いて見てきました2回目は自転車で行って見ました。それなりにかなり暗かったということです。そういう意味でも中学校下の四つ角からの安津橋、これは私は必要だという風に思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　議員が懸念されておられます有安、下横田地区でございませけれども、私の方でもこの現地を確認し設置可能であれば防犯等整備方針の設置候補の場所という風にあげまして入れたいと思っておりますし、また先に話しましたように行政区の方とも調整を図りながら設置を検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君）　　甲斐議員。

○1番（甲斐良二君）　　ぜひ次の5カ年計画にはそういった意味でこういった箇所については候補に入れていただいて整備計画の位置づけにあります通り、通学路の安全の確保に努めていただきたいというふうに強く思っております。

それでは本日最後の質問でございますが、防犯カメラについてのお尋ねをさせていただきます。昨今ご承知の通りルフィーやキムを名乗る凶悪化そして広域化の強盗事件が発生をいたしております。現在資料提出いただいております通り、本町には4台の防犯カメラが設置されておまして、私も安心安全まちづくり推進協議会のメンバーでございますが、その会合におきましてさらに今後4台ほどの設置も計画されているというふうなことではございました。町民の生命・財産そして子どもたちの通学路の安心・安全を守るという観点から増設すべきという思いではございますが、防犯カメラの増設というのはお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　それでは質問について回答いたします。防犯カメラの増設についてですけれども、結論から申し上げますと今後も必要とされる箇所には設置していきたいと考えております。昨年防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例を制定したことで通学路の安全対策また各種犯罪の抑止等の理由から4台の防犯カメラを本年1月に設置しております。設置箇所については先ほど議員から言われたように配付資料についております。

昨今の犯罪ですけれどもこれもまた議員の方で今お話がありましたように複雑化、多様化、広域化、巧妙化に加えてルフィーや強盗というキーワードからも分かりますように凶悪、凶暴化が加わり社会問題になっているところです。このような危険な犯罪から町民の生命・身体・財産を守り安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のためには今後も必要箇所への防犯カメラの設置は必要不可欠だと考えております。現在すでにここも議員が

お話しされましたけれども安全・安心まちづくり推進協議会や警察等の意見を参考としまして3台から4台の防犯カメラを設置するよう調整を図っているところであります。

ただ防犯カメラの設置につきましては条例時にもお話ししましたように、住民のプライバシーの問題等もある関係からむやみやたらには設置できませんので、いついつまでに何台を設置するという目標値は考えておりません。よって今後も当該協議会や警察等の意見を集約、整理し真に必要と認められる箇所には住民のプライバシーに配慮しながら設置していきたいとそうように考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁いただきました。必要な箇所には設置していきたいという考えでございます。もちろん町民の方のプライバシー等にも配慮しながら必要箇所への設置を強く望んでおります。増設されれば町民の安心・安全それから通学路の安心・安全にもなりますし、また犯罪の抑止力にも繋がっていくという風に思いますので、是非ご検討のほどを望んでおります。今日防犯灯については計画に沿って設置を進めていただき早急に対応しなければならない箇所においては次期の5カ年計画の候補に入れていただきたいというふうな思い、それから防犯カメラにつきましても増設を望むという思いで質問をいたしました。では以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで1番、甲斐良二議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に3番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

3番、鳴瀬美善議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番、鳴瀬美善でございます。

一般質問通告書により質問をさせていただきます。

今回の一般質問におきましては質問事項は3項目でございます。それでは質問事項の1番、安心・安全なまちづくりについて質問をさせていただきます。まず質問の1番といたしまして災害時期を前にした河川の浚渫計画についてでございます。春先から河川の水量も増えてくる時期を迎えるにあたり、町が管理する多くの河川、それらの河川断面の確保や流下能力の向上を目的とした河川浚渫は非常に重要なものがあると考えております。

また災害を未然に防ぐためにも出水前の対応が最重要であると、そういう考えも持っているところでございます。そのようなことを踏まえて今年度令和5年度の浚渫計画について質問をさせていただきます。

はじめに令和5年度の浚渫の箇所並びに河川名をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。町で管理している河川は35河川あります。令和5年度の河川の浚渫は12河川を予定しております。実施する河川名は下横田区の内田川、上早川区の宮ノ尾川、豊内区の南谷川それと同じく豊内区の湯田川それと東寒野区の沖田川それと西寒野区の宮園川、上早川区の大峰川、南三箇の谷郷川、北早川の浦田川、山出区の出川それと上早川区の竜野川の上流部分それと中横田の中尾川の浚渫を予定しております。

実施期間としましては非出水期の10月から5月の間に行うこととしております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今説明で12箇所と河川名が出ましたけれども、このような河川の選定の根拠、ここについてはどのような根拠をもって河川を選定されたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。浚渫する箇所は河川の巡視や行政区からの要望によって河川の状況を調査し浚渫する河川を選定をしております。根拠ということでは堆積土砂により河川断面が阻害されて流下能力が低下している河川区間や浸水した場合に人家、公共施設、道路等に影響があるなど優先度の高い箇所から選定をしております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今建設課長の答弁の中で実施時期について10月から5月というようなお答えもいただきましたけれども、先ほど私も冒頭にお話しをちょっとさせていただきましたが、春先は非常に水量も少なくて災害が起きるのはやはり6月から8月とかいう時期です。そういったことを考えれば予算が3月の本議会で決定をすれば、できるだけ早い時期に浚渫には取りかかるべきだろうと私は思いますけれど、その辺については建設課長どうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 梅雨が始まる6月までに状況を見てやれるだけの浚渫はやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 建設課長おっしゃる通り地元から色々な要望も私の耳にも入ってまいります。そういったところで現地の方も一緒に見たりするところもあるんですけども、やはり人家があるところですね、河川的に湾曲しているような箇所、こういうところに堆積をしますのです、やはりそういったところは担当課の部署としては現地調査もされているということですので、なるべく早い対応を望むところであります。

それでは続きまして質問の2番に移らせていただきます。大井手川用水路でございますけれども、大井手用水、これについての対応ということでございます。この件については以前にも質問をいたしましたけれども、やはりこの時期になると気にもなりますのでま

た再度質問させていただきますけれども、特に町の管理であります先ほど建設課長の答弁の中にもありました豊内地内の南谷川並びに湯田川、この流末の受け皿として特に大井手川は機能を発揮をいたします。元々は用水路でございますので河川ではございませんが一応町としては大井手川という名称で非常に町の河川の流れ先と言うとあれですけれども、用水とそういった多面的な機能を維持して持っている大事な大井手用水でございます。この用水については特に場所的には緑町の茶屋呉服店前からマスヤさんぐらいまでですかね。それと守口屋さんから甲佐高校前の湯田川が合流する地点、そういったところは特に土砂が堆積をすると考えられます。それと二段橋の内田川がぶつかる緑川団地の上流のサイフォンの上のところですね。これについても内田川という重要な河川がありますので、この辺についても浚渫の必要な箇所じゃないかと考えておりますけれども、それを土地改良さんの1つだから土地改良さんだけでやりなさいというのは非常に事業費的にも厳しいところがあると思いますので、町としての対応はどのような考え方を持って対応されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。大井手川は甲佐町土地改良区の管理となっておりますので浚渫についても甲佐町土地改良区や地元の方で対応をされています。議員おっしゃられますよう南谷川、湯田川は大井手川に合流しておりますので河川の土砂などが大井手川に流れ込み堆積している箇所がございます。そのような箇所ではこれまでに町で何度か浚渫をしたという経緯がございます。市街地の浸水被害を軽減する上でも大井手川の管理、浚渫は重要なことだと思っております。内水対策には甲佐町土地改良区にも協力をいただいておりますので今後の大井手川の浚渫等の対応についても協議をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 是非その辺については土地改良区と町の方とも協議をされて重要な大井手用水は河川を補完するような重要な施設でございますので、長く維持していつて行かれないと思っておりますのでぜひ協力してやっていただきたいと思っております。

続きまして3番目の質問に行きます。3番目といたしまして浚渫予算の年度推移と災害復旧ということで質問をさせていただきます。この件につきましては特に河川の浚渫の予算、これについては私は非常に重要な予算であると思っておりますので資料の提供といたしまして過去10年間の予算の推移についてわかる資料の提供もいただいておりますので、その資料に沿ってでも結構でございますので予算の年度推移について説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。提出しました資料をもとにご説明をさせていただきます。浚渫工事と重機借上料で予算を組んでおります。平成26年度から平成28年度までは年間約150万円の予算規模ですが、平成29年度311万円、平成30年度は335万9,000円、令和元年度は577万円、令和2年度は527万円、令和3年度は602万円、令

和4年度今年度は843万円と増加をしております。令和5年度の当初予算には2,047万円を計上させていただいております。

浚渫予算につきましては近年の気候変動などの影響で至る所で水害が発生しておりますので浚渫を実施することで水害のリスクを低減させ、住民の安全・安心のために予算を拡充をしております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 私もこの資料をいただいて資料の年度の予算推移を見まして令和元年度辺から非常に金額も増えていって令和5年度、今年度については2,000万という予算もついたということで、非常に良いことだなということで感じております。やはり昨今の集中豪雨だったり線状降水帯であったり、そういった短期集中的な気候変動によって被害が甚大化するような懸念がございますのでこの予算については私は非常にありがたいなと、この資料を見て思ったところがございます。令和5年については2,000万という予算がつかましたけれども、これの今後、来年度以降の話なんですけれども、これについても同じような金額の推移で流れていくのか、それともまた少し減るような形で行くのか、この辺の見込みについてはどのようになりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 将来的な予算の規模の見込みはということですが、河川氾濫等の大規模な浸水被害が相次ぐ中、日頃からの維持管理の浚渫が重要であるため継続的な予算の確保は必要だと考えております。そのような中で令和6年度までは有利な緊急浚渫推進事業債を活用できますので集中的に行うこととしております。将来的な予算規模につきましては通常単独予算で実施していくこととなりますので河川の保全に努め土砂の堆積の原因となっている山からの土砂を止める砂防ダムや治山ダムの浚渫も併せて行い、倒木等の処理を適切に管理してもらうことで経費の削減、軽減と河川管理に必要な経費の削減を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） それではこの項目の最後の質問について質問させていただきます。最後の質問につきましては災害復旧計画に対する国の確率年の考え方の変化ということでお尋ねいたします。令和2年7月に発生いたしました人吉地域の豪雨災害、特に球磨川の氾濫を教訓とした国の河川災害への考え方の変化についてでございます。災害復旧は原形復旧を基本として考えられると思っておりますけど、その基準年の設定いかんによっては復旧費にも大きく影響することが考えられますことからこの質問をさせていただくことといたしました。その辺についてそういった災害に対する基準年の変化、技術面的な変化があったのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。災害復旧事業には原形復旧が基本となっておりますので議員がおっしゃられました確率年の考え方への変更はありません。原形復旧だけでは防御できない再度災害が生じる可能性がある場合は改良復旧事業を行う

こととなっております。それと国の考え方の変化はないかというご質問ですがけれども近年水害が激甚化、頻発化しており今後も気候変動の影響により降水量が増大することが懸念されております。国では気候変動を踏まえた治水計画の見直しが進められております。また全国的な取り組みとしましてこれまでは河川管理者が主体で行なってきた対策に加え流域においてあらゆる関係者が共同して流域全体で水害を軽減させる治水対策、流域治水を推進をされております。緑川においても緑川流域治水プロジェクトが令和3年3月に取りまとめられました。甲佐町でも内水対策を進めており、流域治水に取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。それでは引き続き質問事項の2番に移らせていただきたいと思います。質問事項の2番ふるさと甲佐応援寄附金についてでございます。この質問につきましては先の臨時議会時にも少し触れましたが、ふるさと甲佐応援寄附金の歳入額の増額補正にも関連した質問としてうかがいたいと思います。

質問の1番といたしまして、これまでの寄付金の推移について、これにつきましても資料の提供をお願いしておりますので直近10年間の寄付金の変化について、推移について説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それではふるさと応援寄附金の推移についてご説明いたします。本町ではふるさと甲佐応援寄附金については平成20年度から取り組んでおります。資料にあります通り平成27年度までは年間100万円前後で推移しておりましたが、平成28年度の熊本地震発生後においては1,000万円を超える寄付金が集まるようになり、最近では更に返礼品の増加やサイトの追加等を行ったことで令和2年度に約9,400万円、令和3年度では一気に約5億1,900万円と多くの寄付を今いただいているという状況でございます。なお本年度においては寄付総額が13億5,000万円程度までとなるような想定としております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） この件についても資料をいただいて一応見ましたけれども、やはり熊本地震を契機としてやっぱり甲佐にゆかりのある人達、特に甲佐から他の地に行って一生懸命働いて甲佐町を応援しようという方たちの善意と言いますか、ありがたい寄付金でございます。その金額が今総務課長説明されました通り現在ではもう14億円近くの歳入、そういったふるさと応援寄附金が甲佐町に入ってきているということでございますので、その予算を使った事業、どのような事業にその貴重な財源と言いますか応援寄附金を使われているのか、使われた事業についてどのようなものがあるのか説明をいただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 寄附金を対象とする事業ということでございますけれども、寄附金の活用方法につきましてはまず寄付をされる方が町が契約している各ポータルサイ

トにおいて町が設定している7つのメニューを選択されます。そのメニューの目的に応じた活用をいたしております。メニューは本年度から4項目から7項目に変更しております、紹介しますとまず1つ目が花と緑に包まれた美しいまちづくりのための事業、2つ目が安全安心なまちづくりのための事業、3つ目が明日を担う子どもの育成のための事業、4つ目が健康で心豊かに暮らせるまちづくりのための事業、5つ目が魅力的なまちづくりのための事業、6つ目が生きがいを感じながら暮らせるまちづくりのための事業、7つ目が町長が必要と認める事業の7つのメニューがございます。大きくは環境・防犯・防災・保健・福祉・教育などでありまして、それぞれ目的に応じた活用を行い町のホームページで公表をしているという状況でございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今総務課長が説明ありましたが寄付金の活用の中で7項目ということでした。その中で7番目に町長が必要と認める事業という説明がございましたけれども、ではどのような事業がこれまでに実施されてきたのか、それについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは寄付金の活用の具体例ということでございますけれども、寄付金の活用につきましては、町のホームページにも先ほど申しましたように掲載して公表しているところでございますけれども、具体例としましては令和3年度の例で申し上げますと、まずふるさとの景観保全というメニューでございますけれども、それでは道路の維持管理、農作物に被害をもたらす有害鳥獣の捕獲事業、緑川に稚鮎を放流する事業、乙女河原等の公園の維持管理や国指定文化財である麻生原のキンモクセイや陣ノ内城跡の保護などに活用しております。安心安全な町づくりでは通学路などの主要道路を重点的に防犯灯の整備などを実施しているところでございます。子供の育成においては学校ICT機器整備として小中学校の児童生徒一人ひとりのiPadや電子黒板などの整備を行っており、その他熊本バスや町営バスなどの公共交通機関への運行補助などへ活用を行っております。活用の成果としましては自然環境の保全や町民の方々の生活環境の向上が図られたこと、また学校教育のデジタル化による教育環境の向上が図られたことなどがあげられます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） このふるさと甲佐応援寄附金の最後の質問といたしまして今後新たな事業として計画されているものがあるのかということで、この件につきましては町長が必要と認める事業ということもありますので、これについては町長にお答えをいただきたいと思いますが。町長はおそらく町全体としてそういった全体の施策やあるいは政策として事業展開を考えておられると思いますので、この事業この事業とはなかなか例を出しては言えないかもしれませんが、全体として町長が甲佐町のこの寄付金についてどのような使い方をしていきたいという思いを持っておられるのか、そこについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） このふるさと応援寄附金については先ほど総務課長が説明した通りでありますけれども、この制度をうまく活用することによって、これは町の本当に貴重な自主財源にも繋がるものと判断をしております。町といたしましてはそういう考えで返礼品それからサイト、そういったところを充実をさせてきた結果、非常に本当にありがたいことに急激な増収という風になっております。

ただこの制度についてはそれじゃあ次年度以降もずっと続いていくのかということもありますし、それと返礼品の寄付に対する率の上限と言うか上限額ですね。そういったあたりについても今後考え方に変化が出てきはしないかなという風な危惧も正直なところ思っております。この辺についてはやはり注意深く見守っていく必要があると思っておりますし、そういったことから新たな事業を恒久的に続けていく、そういう事業の財源として当てることについては非常に注意が必要だという風にも思います。

それと性質的にも難しい面もありますので新たな事業と考えた時にはやはり他の財源の確保も考慮した上で計画的に活用すべきことではないかなというふうに思っております。寄付金収入の充当先においては寄付者より用途が限定されているものについては環境保全であったり教育などの子育て支援あるいは高齢者対策、防災対策など関連事業の予算執行に係る貴重な財源としてあてることとして、その他の用途を限定しないものについては今後のデジタル化の対策あるいは廃棄物処理などの広域連携事業に係る将来の財政負担への対応としたいと考えております。その他にもよく8年後の過疎指定がどうなるかというような話もよくありますけれども、そういった場合これまで過疎債を活用して続けてきた事業を継続していくためにはやはりこの地域力持続化基金への積立も十分やっておかなければならないというふうに考えているところであります。また、総体的に申し上げるとやはり将来的な財政負担の軽減につながる財源確保といったことを念頭に活用させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 町長がおっしゃる通り長期的なビジョンを持ってこの貴重な財源を活かしていこうという思いが今伝わってまいりました。本当にずっと続くような給付金でもない私もそう思います。ですからこそやはり大事に使っていくということが一番大事かなと思うところでございます。

それでは一番最後の3番目の質問に移らせていただきたいと思います。

質問事項3番につきましては社会福祉の充実ということで質問をさせていただきます。

1番目の質問といたしまして高齢者等の免許返納の状況と支援策ということでお尋ねをさせていただきます。直近5年間の免許返納者数ということで、このことについても町の方に資料提供を求めていますので、免許返納者数につきまして説明を求めたいと思います。

○議長（宮本修治君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（永井恒一君） それでは質問の高齢者の運転免許証返納者数につ

きまして配布資料を参考に回答いたします。配布資料の数につきましては甲佐町に居住する高齢者の方が御船警察署に対して平成30年から令和4年3月初旬までの5年間に運転免許証を返納された数になります。資料で見ますと毎年約20人から約40人の方が返納されていて5年間で143人の方が返納していることになります。ただし御船警察署ではなく熊本市の免許証センター、そちらの方に返納されている方についてはこの数字の中には含まれておりませんので、甲佐町居住の運転免許証を返納している高齢者の実数につきましては正確な数はわかりませんが、資料の数字より若干多いぐらいではないかと思われま。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） このような形で数字をお示しいただくと非常に分かりやすく私は思います。このように今室長からいただいた資料の中で5年間で143名という数字が出ております。このように免許を返納された方への町としての何か支援はあるのか、されているのか、そこについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 免許返納者の方々への支援はあっているのかということですが、現在のところ本町におきましてはそういったものはございませんけれども、民間のバス事業者の方で行われております対象路線が半額で利用できるような免許返納者割引乗車証、そういったものがございましてそういったものは積極的に申請をされて公共交通機関の方をご利用いただければというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 町には支援はないけれど民間の方にはそういった支援があるということでございます。これが1番の質問で次に行くための一応お尋ねしたところであります。

次の2番ですけれども、2番の質問といたしましてはコミュニティバス等の導入計画の状況ということでございます。これにつきましてはこれまでも多くの議員さんの方で交通弱者対策だったりこういったコミュニティバスの導入だったり呼び名は違いますけれども思いはあまり変わらないんじゃないかと思うんですけれども。コミュニティバスの導入ということでこれまでも色々な説明があってきたと思うんですけれども、その中で色々な検討しますとか研究をしていただきたいとかあるいは施行しますとか回答をいただいた時があったと思いますけれども、そのような現在の状況について町の方ではどのような状況にあるのか説明をいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） これまでの一般質問等での答弁に加えまして今までの経過またその中で検討、研究また施行の状況についてというところで12月の定例会の方で荒田議員の方から一般質問での答弁と重複する部分もありますけれども、答弁させていただきます。本町の公共交通というものにつきましては路線バスまたタクシー、町営バスそういったものがあります。町の町営バスにつきましては一部区間ではどこでも乗り降り出来る

ようなフリー乗降制、そういったものも導入をしてどうにか利便性は高まっているのではないかというふうに考えております。しかしながら全体的に外に出かけられる場合、外出の割合には自動車、自家用車でのお出の方が多くなっておりましてこの路線バスまた町営バスの利用者については現在は減少傾向にあるというような所になります。

この路線バスに対しましては地域間幹線系統確保維持費補助金であったり生活交通路線維持費補助金いわゆる赤字補填になりますけれども、そういったもので年間に2,500万円ほどの補助をしておりましてこれも年々増加しているような傾向です。町営バスに関しましても運賃収入は50万円ほど、運行の委託として年間約900万円ほどの支出をしておりますので、単純計算で850万円ほどの赤字となっているのが現状でございます。

これまでこの地域公共交通について質問を受けまして町営バスであれば小型化をしたり一部路線変更、そういったもので利用者増を図るということを検討していますというところで答弁をしているところですが、現状の町営バスの運行につきましては車両の小型化またルートの変更、運行時間の変更、そういうことを行いまして大幅な利用者増は見込めないんじゃないかということや最近の物価や人件費の高騰による運行費用の大幅な低減は難しいというところを現在考えております。

近隣の益城町また嘉島町でも導入されておりますデマンド式の乗合タクシー等について現状またその方法が甲佐町の実情や効果に合致するものかということで導入の可否を含めて協議をしていますということでお答えしておりますけれども、そういったものでこのデマンド式の乗合タクシーこのタクシーの運行に関しまして今後は関係機関これは陸運支局であったりタクシー事業者またバスの事業者の方々と協議を重ねまして町の地域公共交通会議の方にも提案をいたしまして導入に向けた取り組みを行うということにしております。具体的な運行方法また時期については今後詰めて協議していくこととなります。この公共交通機関を今後も維持また交通弱者への影響を抑えるためにはまずこの公共交通機関の利用を全体的に高めていく必要があると思います。地域住民の皆様方には住民同士で相乗りしたりまたタクシーとバスを組み合わせると負担を抑えつつ通勤・通学、また通院や買い物などで公共交通機関を積極的に利用していただいで生活路線の維持に協力していただければというふうに考えているところです。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今現在の状況については今ので分かりました。

3番目の質問の中に近隣町との連携の必要性ということをおうたっております。この中で今担当課長の方から御船町とか益城町の事例が出ましたけれども、甲佐町はお隣の美里町とは特に連携協定と言いますか、美里とは令和3年の8月に地域の課題解決、活性化及び持続的発展に資することを目的して包括連携協定を締結されております。ここは皆様も分かっておられると思いますけれども、となると美里町の方では美里バスということでコミュニティバスの運行を実際現在やられている状況ということでございます。特にお隣の町ということでそこに私も知り合いがおりますので美里の方からのバスの時刻表をお借りしてきましたけれども、非常にわかりやすく行き届いた利便性の良いバスの運行をされ

ておられます。ページでいきますと62ページにわたって地域ごとに写真入りで事細かく時刻表もあるし場所も分かるし、ましてやありがたいことに乗り継ぎの中継点辺が4か所拠点がありまして、1つは中央庁舎の近くだと思えますけれども、1つは佐俣の湯であったりそういったところに4か所の拠点を設けてその拠点のところからは自分が例えば松橋方面に行きたいとか甲佐熊本方面に行きたいならばそれとアクセスするような路線バスだったり、麻生交通さんのバスだったりそういったバスとのアクセスができるような形で非常に細かく分かりやすく作っております。

ということであれば甲佐町と美里町は先ほど言いました連携の中で生活環境の整備、生活関連機能サービスの広域化ということも事項の中でうたっておりますので、美里町の方達もコミュニティバスを利用してありがたいことに甲佐町の方にも来ていただいております。そして甲佐町の方からも逆にいろんな水道事業だったり防災だったりでも連携を組んでいくようにうたっておりますので、そういった事例で成功と言っていいのか知りませんが、成功していると思えますけど、そういった事例がすぐ隣にありますのでその辺を研究していかれてお互いが行ったり来たりできるような状況を作っていただければ、非常に私たちは防災の面でも助かるし、こういった甲佐に来ていただくということも非常にありがたいことかなと思っております。その中でこの中にも写真が出ていますけれども、セダンタイプの美里バスだったりワゴンタイプの美里バスだったりそういったちょっと小型化した使いやすいバスを利用されておりますので、この辺も含めて一步踏み込んで検討されていってはいかがかなと思えますけれどもどうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 今美里町で導入されておりますコミュニティバス、そういったものとの連携また利便性向上についてということで町の考え方はというようなことだろうとは思いますが、今議員言われましたように美里町ではコミュニティバスの運行をされております。美里バスというものです、されております。これまで交通事業者が運行する路線バスの減便、廃止が相次いで代替策として美里町の方ではまずコミュニティバスであったり予約の乗合タクシーであったり福祉バス、そういったものを運行されておりました。便数が少なくて利用がしにくいなどの理由によりまして利用者数も減少しまして町の財政負担の増加、そういったものの理由によりまして維持確保が困難な状況となり現在の美里バス、今議員言われたような美里バスの方に再編をされております。

この美里バスにつきましてはそれぞれの集落と議員言われました4か所地域拠点というものを作っておられまして、それぞれ集落と地域拠点を結ぶというものになります。路線数としては全体で26路線、これにつきましてはそれぞれ毎日の運行ではなく週に2回の運行ということで午前1便、午後1便、1日2便の運行ということになっております。この美里バスの方が直接甲佐町の方に乗り入れというものはあっておりません。あくまでも集落と美里町内の4つの拠点を結び拠点間や他の市町村への移動につきましては民間事業者の路線バスであります熊本バスであったり産交バスそれと麻生交通こちらの方の民間のバスを利用するということでもあります。仮に美里町の方が甲佐町へ交通機関を利用して

甲佐の方に来られる場合には集落からまず美里バスに乗られまして、それから拠点に着いて拠点からは民間事業者が運行されます路線バス、そちらに乗り換えてから本町の近くのバス停で降りられるということになります。議員が言われますように美里町と甲佐町におきましては安全安心で快適な暮らしの実現に関する事、また賑わいあふれる地域の実現に関する事、その他共同による地域の持続的発展に関する事ということ連携項目として包括連携協定を締結し連携可能な事業については現在両町の方で協議を行っているところではあります。しかし現状では両町を結ぶ民間路線がすでに運行しておりますのでコミュニティバスの直接的な乗り入れを含むもの、またそういった連携した取り組みについては検討は行っていないというようなところが今の現状になります。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 色々な現在の状況そういった民間バスとの噛み合い、どこかにしわ寄せがいつてはいけませんけれども、私が地域に住む方たちの思いとしては私事ですけども自分の家にも両親がおりますけれども80歳を超えて運転をするについては非常に子供としては非常に危ないと言いますか乗ってほしくないんですけども、しかしやっぱり先ほど言いました通り毎年20名の方が免許を返納していく中で免許を返納した後に買い物に行ったり病院に行ったりあるいは役場官公庁に用事に行く場合にもタクシーだけを利用するという事では非常に負担も大きいと、やはり小さなバスとか乗合的なデマンド方式の小さな乗合バスでも結構ですので運行していただければ非常に地域に暮らしておいてやはり甲佐は住みやすい場所なんだなと思っていただけると私は思います。やはり長く住み続けていける、そういった利便性の良い暮らしができるようなことが社会福祉の充実に繋がっていくものと私は思っております。この件については今後も注視していかせていきたいといただきたいと思っております。以上をもちまして私が今回一般質問に提案いたしました3項目につきましては以上でございますので、これをもって質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで3番、鳴瀬美善議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に5番、佐野安春議員の質問を許します。

5番、佐野安春議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。

質問通告書にそいまして、質問を行ってまいります。よろしく申し上げます。

まず初めにプラスチック資源循環促進法に基づく町の対応についてということで質問を始めます。2022年6月議会一般質問におきまして私の質問4R、リフューズ、リデュース

ス、リユース、リサイクルの取り組みの具体化はどうなっていますかに対する答弁において白石環境衛生課長は令和4年4月からプラ資源循環促進法が施行され、これまで可燃ゴミとして扱ったプラスチック製品については更に細分化が求められると、今後は5町でじっくりと検討したいと答弁をされていますが、じっくりと検討された内容は具体化したのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 令和4年6月議会の佐野議員の一般質問において先ほど議員おっしゃいました通り広域ごみ処理施設整備にも関係することから5町で検討していきたいというふうに答弁しております。現在その対策がどういう風に具体化されたかということですが、広域ごみ処理施設整備に伴います関係者会議の中でこのプラスチック資源の細分化についても協議を重ねているところであります。ですがまだ具体的なことは決まっておりません。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） この法律はプラスチック製品の設計、製造から廃棄物に至るまでのサイクル全体を通じた資源循環の促進を図ることを目的としております。実際の取り組みは統一されたものとはなっていませんが、法施行後すぐに対策を具体化されているところもあります。環境省のホームページには市町村の役割として家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集、再商品化に努めることとあります。この取り組みは町独自でも具体化できるのではないかと考えます。分別することにより焼却処分するプラスチックが減少し町の財政的負担もその分減少するのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） プラスチック製品をリサイクルで細分化することについてということですが、これによって財政負担が減少するのではないかとということですが、今後の広域ごみ処理施設整備に関係することから5町である程度統一した方向性が必要になってくるということで検討を現在進めているところです。

今まで燃やすゴミとして集めていたものをプラスチック製品として細分化することにより議員おっしゃいます通り確かに燃やすゴミの量は減少しますが、それに伴いましてプラスチック製品の処分費のコストが増え細分化によるリサイクルの労力も増大するものというふうに考えます。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 家庭のゴミとして焼却されるもののうちの三大ゴミは生ゴミ、紙類それにプラスチックです。実際によりいくらか違いはありますがこの三大ゴミが全体のゴミの70から80%を占めていると言われております。この中でプラスチックはプラ資源循環促進法に基づいて減らしていくことができるというふうに考えます。各家庭から排出されるゴミ処理のため甲佐町が衛生施設組合負担金として2021年令和3年決算において一般財源から約1億700万円負担しております。プラスチックゴミを減らせばこの負担金は減らせることができるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 負担金を減らすという話なんですけれどもゴミ処理に關しまして細分化に關しまして以前どのような影響が出るのかというのをクリーンセンターで実証事業を実施しております、その中で処理量の試算をしております。その結果分別することによって必要なプラスチック製品が相当量回収していることが判明しております。それを受けてプラスチック製品の細分化を行うということが先ほども申しましたけれども燃やすゴミの量は確かに少なくなりますけれども、その分町の負担は一方でプラスチックを細分化することにより町の負担は大きくなると。回収量が増え、町の負担が大きくなるのではないかとということで今まで以上に財政負担が増えてくるのではないかと考えております。このことを踏まえてどのような分別方法にするのか時期はいつ頃になるのか等の取り組みにあたっての課題をクリアしながら引き続き協議を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今説明がありました細分化による負担が大きくなるとお話がありました、その細分化によって大きくなる負担というのは試算的なものは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 今のところ細分化による金額的にはまだ把握はできておりませんが、大体大まかに言うと100万からそのぐらい増えてくるんじゃないかという大まかな試算は出ております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問項目もいくつか用意しておりますので次の質問に進めさせていただきます。

上益城地域におけるエネルギー回収施設設置問題についてであります。

まず第一に一般廃棄物処理は熊本市との連携はできないのでしょうかということ。令和2年2020年3月に熊本市と上益城5町及び西原村と可燃ごみの広域処理に関する覚書を締結をされております。令和7年2025年からの受け入れに向けて協議を行い受け入れ処理を行うこととなっております。上益城5町の受け入れ期間は建設予定のごみ焼却施設が稼働するまでの間となっておりますが、その期間はいつまでとなっておりますでしょうか。またその処理予定費用についてはどうなりますでしょうか、お尋ねいたします

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 熊本市への委託期間と委託額ということですがけれども、まず熊本市への委託期間につきましてですがこれにつきましては、新たな施設設備が稼働するまでというふうになっておまして令和7年度からとなっておりますけれども、まだはっきりいつからというふうにはまだ決まっていない状況です。委託料の額につきましても現在協議中でありまして、これにつきましては熊本市との委託が決まる前までには明らかになってくるといふふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 西原村は上益城5町とはちょっと違っていますが永続的に受け入れられるという風になっております。5町もそれになれば用地買収も産廃を用途とした焼却施設の建設もしなくてよくなりますし、御船町での環境問題、騒音だとか振動だとか悪臭、排気ガス、煤煙、地下水の問題、施設からの排水などの様々な環境問題も心配することもなく総合的にはそのことが御船町にとってもその他の4町にとっても有利になると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 永続的に行えばという話ですけれども、熊本市への一般廃棄物の搬入は先ほども申しました通り令和7年度から委託を行う予定ですがけれども、今後東部環境工場についてもこれ受け入れ先になりますけれども、施設の老朽化が進み永続的な受け入れが見込めないということから本町の一般廃棄物の処理を行うための新たな施設整備が必要という形で考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 熊本市の東部の施設についても長く使えないというような答弁をいただきましたが、西原村についてはその期限をきって受け入れていくのではなくて期限はきらずに言葉としては永続的に受け入れを熊本市の方が行うというようなことがありますけれども、東部の施設というのはいつ頃まで使えるとかいうことはある程度わかっているのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 東部環境工場につきましては今回委託を行っていくふうに決まりまして延命措置を取られている段階であります。これがどれだけ延命措置として続くのかということもはっきりわかっておりませんが、5町としましては新たな施設整備の方向に進んでいますのでそちらの方の施設受け入れを今から考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。一般廃棄物の処理のために現在は御船町甲佐町衛生施設組合へ負担金を支払っていますけれども、この負担金の根拠というのはどうなっていますか、お尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 負担金の根拠ということですが、現在御船町甲佐町衛生施設組合におきまして御船町と甲佐町の両町から負担金を支払っておりまして、負担金の根拠につきましては均等割と人口割、実績割から算出しているところであります。またクリーンセンターに直接ゴミを持ち込む場合は処理手数料が10キロ当たり100円となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 一般廃棄物の委託費用というのは今の時点では決まってい

だろうと思いますし、いくらかということもまだはっきりとはしないと思いますけれども、料金設定が決定される時点はいつ頃かというようなある程度の予想とかはあるんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 広域ごみ処理施設の委託費用につきましては現段階では言われたとおり決定しておりません。今後現在進められております環境アセスメント、これが終わりますと各種認可手続きが行われます。その後事業者の計画が適切と判断された後に委託費を決めていくという順番になっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今説明がありました委託費用についてでありますけれども両者の話し合いということになると思うんですけども、業者の方が示す料金となる可能性としてはどうですか。こちらが予想するような料金になるのか、そういった点では何かお考えがありますか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 委託費用が業者が示す料金になる可能性があるのではないかと心配をされておるとは思いますけれども、委託費用につきましては令和4年3月28日に締結しておりますエネルギー回収施設等整備に関する環境アセスメント実施等に向けた基本協定書というのを締結しております。これは事業者と5町で協定しておりますけれども。この協定書の中に第2条第11号に今後事業者と5町で協議するということを明記しております。費用について金額につきましては現状を踏まえながら納得のいく、また根拠に基づいた金額になるように協議を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。3番目の出資をすることで監視ができると、これは上益城地域におけるエネルギー回収施設設置等の事業概要という風な説明文書がありましたが、その中に書いてありますが出資をすることで監視ができるということが一般的にはちょっとわかりづらいところがあります。出資をすれば監視ができるというその根拠をわかりやすく示していただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 出資をすることによって監視がどういう風に見えるかということなんですけれども、これにつきましてはまだ今後の検討課題であります。先程言いましたように現在の環境アセスメントが進められる中で事業化された後にその辺もはっきりと決まってくることとなりますので具体的な内容は決められておりません。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） このことは今申し上げました事業概要の冊子にも載せてありますし、最近出された新会社のシムファイブスの計画段階環境配慮書の中でも一部出資も可能とするという風に書かれております。出資については幅が広く考えられると思うんですよ。1株から例えば2分の1とか3分の2とか場合によっては100%というような表現もあ

りますけれども、そういったところでこれも今の段階では予想としか言えないかもしれませんが、どれぐらいで影響を与える出資が可能かというところはお考えではないのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどから話題にのぼっていますが環境アセスメントを進めないとなかなか具体的な詰めの話はできないと思います。環境アセスメントが現在の計画の中で令和5年度から令和7年度、まだ3年間の環境アセスをやらなくちゃいけない。その都度その都度環境配慮書の中で地元の方にも会をなされている状況でありますので、これからという段階だと思います。それから先ほどからお話のぼっているどれだけの出資でどうこうという話もあります。おそらく全国的にもそういった事例があるはずで、最終的な詰めの数値についてはまだまだこれからだと思いますけれども、まず借地だということですね。5町連合が持っている借地であるというのが1つであります。

そしてあと1つは出資をするということでもありますので、これは当然民間事業者と行政側の信頼関係のもとに成り立たなければなりませんのでこれは大いなる歯止めになるというふうには私は理解しております。ですからおっしゃりたいことわからないではありません。ご心配される意見もあるかと思いますが、今後そういった詰めの話については納得するような形で我々もその協議には望んでいきますし5町それぞれの町の考え方を整理した上で相手方とは協議をしながら良い方向に持っていくというような基本的考えがありますので、その点をご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 出資については町長の方からこれからの環境アセスの経過も見ながらというようなお話がありました。質問を進めさせていただきます。

エネルギー回収施設等の事業概要、先ほども申しあげましたけれども、冊子には許可されたもの以外の搬入がないかどうかと、廃棄物の搬入状況を監視するとありますが、これもこれからのことです。ですから分かりづらいこともあるかもしれませんが、今の段階でその監視状況の方法ということがもし分かるものであればご説明いただきたいと思いますが。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 廃棄物の搬入方法についても今言われた通り具体的な内容は分かっておりません。ただ廃棄物の搬入につきましては廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがありまして、廃棄物処理計画というのがこれに基づいたところで県または町が許可した物を搬入するという形になりますので有害物質など許可されない、許可されたもの以外の搬入はできないという形になりますので、その時点でもある程度の制約は出来るかという風に思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） この項目の最後になるかと思いますが環境モニタリング状況の監視の項目と監視方法について示していただきたいと思いますが。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） モニタリングの監視方法ということでもありますけれども環境モニタリングですね。今回計画されている施設が従来5町で計画していた施設よりもより厳しい環境基準で適用されておりますので、またその排気ガスが排出基準を超過しないかとかそういったものに関しましても厳しく監視をしていくことになります。それをどうやった形で監視していくのかというのはまだ決まっておりません。今からです。以上です。

○議長（宮本修治君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどから述べている通り環境アセスに3年かかります。環境保全協定、これについては環境アセスが終わらないと協定も結ばませんので今担当課長がご説明しておりますけれども、ご質問された内容全てにまだこれから先のことで調整していきますということではか答えられないんですね。だからその辺はご理解していただきたいというふうに思います。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。陣ノ内城跡の活用についてであります。このことにつきましては今議会の行政報告においても町長の方から報告を受けておりますが、予定していた質問項目でありますので予定通り質問を進めさせていただきたいという風に思います。陣ノ内城跡の整備は研究機関や地域住民等と連携しながら保存活用に向けた計画が進められる見込みという風にあります。令和5年度の教育費当初予算には事業名陣ノ内城跡保護事業として事業費が組まれて農道の復旧工事や保存活用計画の策定が予定されているとあります。計画は進んでいるという風に思われますが、今回の計画も含めてこれから先の予定としてどのように考えておられるのかご説明をいただければと思います。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） それではお答えいたします。陣ノ内城跡の保存計画につきましては令和3年10月に国史跡に指定された陣ノ内城跡につきまして令和4年度から2か年をかけて国庫補助を活用しながら策定を進めているものでございます。その目的といたしましては陣ノ内城跡の本質的な価値を再確認するとともに、確実な保存管理を目的といたしまして指定地を構成する諸要素を把握し、その適切な保存、管理の基本方針、方法、公営化の方向性や現状変更等の取扱い方針など整備、活用の基本的な考え方や適切な管理、運営、整備体制などの方向性を取りまとめることに加えまして、地域住民及び次世代に対して甲佐の宝としての価値を高め教育資源、歴史学習や地域活動の場、地域連携の象徴としての活用はもとより、甲佐を代表する観光資源としての価値付けを行い次世代に継承することを目指して本活用計画の策定を進めているところでございます。

令和4年度には有識者4名と町の代表3名で構成されます史跡陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会を設置いたしまして11月に第1回の策定会議を開催したところでございます。主に陣ノ内城跡の概要や価値、現状、課題について審議をいただいております。また今月16日には第2回の策定委員会を計画しているところでもございます。令和5年度につつま

しては3回の委員会を予定しております、活用や整備、運営体制などについてご協議をいただく予定となっております。この他に10月には町内ワーキング会議を開催いたしまして関係部署、総務課、地域振興課など7部門との意見交換も行なっているところになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 陣ノ内城跡の整備につきましてはこれまでも一般質問で取り上げられたり、議会広報誌の町民の声欄で陣ノ内城跡を活用した町づくりを等の町民の意見もあります。整備の状況を町民に知らせ町民からの意見も取り入れた整備を進める必要があるという風に思います。今先ほど専門家も含めて協議を進めているというようなこともありましたが、整備を進める上で町民の意見とか声とかについてはいかがなんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） お答えいたします。現在陣ノ内城跡の策定委員会には町の文化財保護委員長や地元区長、町づくりに経験のある方を町民の代表として職させていただいております。またオブザーバーといたしまして陣ノ内城跡の史跡指定に貢献いただいた方にも参加をいただいているところでございます。合わせて計画策定段階におきまして町の歴史に詳しい方や町づくり団体等にも意見をうかがいながら幅広い分野の方から意見をいただいているところでもございます。今後様々な形で町民の皆様からご意見をうかがいながら策定委員会に図りながら計画の方を進めていきたいと考えているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 社会教育課発行の陣ノ内城跡の紹介チラシには周辺の文化財などとして松尾城跡、やな場、鶉の瀬ぜき、甲佐神社が載せられております。また周辺部に位置する清正公山は新甲佐町史に何度もその歴史的いわれなどが記載されている歴史的価値あるものと考えます。清正公山は岩鼻神社からの道が一部に倒壊があり修復はされている部分もありますが通行には危険のため通行止めとなっておりますし、神社までの道も亀裂があり痛みが酷いと感じます。先人から引き継がれた財産が災害によって放置状態になったままの状態は大変残念なことです。また山頂付近からの眺めも町中心部が一望でき、町民の皆様が散歩など楽しめる場所でした。陣ノ内城跡の整備と併せて周辺施設や文化財の活用が必要と考えますがいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） それではお答えいたします。本計画はあくまでも陣ノ内城跡の保存活用計画となりますので計画の範囲は陣ノ内城跡が中心になります。しかしながら今議員がおっしゃいました甲佐神社や松尾城跡、鶉の瀬ぜき、やな場、清正公など町内には多数の文化財が点在しております。陣ノ内城跡を語る上で欠かすことのできない視点であると考えているところでございます。そうした意味からこれらの陣ノ内城跡の周辺の施設や文化財につきましては主に活用の面を中心に町の観光拠点や地域活動の場として位置付けていくためにも史跡指定地を中心とした広域的な範囲も視野に入れながらの計画

としたいと考えているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。町文化財の保存についてであります。「甲佐ふるさとさがし令和版」には町の文化財が紹介されております。町教育委員会でよく調査され1冊のパンフにされていると思います。このパンフを見れば古いものは古墳時代後期に作られたとありますから3世紀中頃から7世紀頃のものとなると思います。千数百年前のものとなるものと思います。そうした古い文化財は壊れやすいものでもあると思いますが、町指定文化財や未指定の文化財などの保管や管理の状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今議員おっしゃいました「甲佐ふるさとさがし令和版」、こちらにつきましては平成10年度に旧版が発行されまして令和3年度に23年ぶりに改訂版を発行したのになります。このパンフレットにつきましては甲佐独自の歴史を語る地域の資料である文化財を紹介することによりまして地域文化のルーツを知り、親しみが生まれることによりまして貴重な文化財を保護していくことを目的として作成をしたところでございます。掲載の文化財の数につきましては旧版の88か所から108か所に増加したところになります。こちら掲載の文化財の町の対応ということでございます。

文化財は文化財保護法や甲佐町文化財保護条例などに指定されました指定文化財と指定されていない文化財、先ほど言われました未指定の文化財の2つに対応が分かれることになっている状況になります。まず指定されている文化財につきましては町内では国指定文化財が2件、町指定文化財が15件ございます。これらの指定文化財につきましては文化財保護法や甲佐町文化財保護条例のもとに保存や活動といった保護が図られております。また指定された文化財については石碑や甲佐町文化財保護委員によりまして作成されました標柱などを設置しているところでございます。

次に指定されていない文化財につきましては各地域の歴史を表すものとしてこれまで各地で大切に維持、保存されてきたものでございます。これにつきましても町指定文化財と同様に甲佐町文化財保護委員によりまして作成されました文化財の標柱を設置するなどし、文化財保護の啓発に努めているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 町の文化財につきましては今社会教育課長の方から説明がありましたが、このすべての文化財を見て回るには相当時間がかかるという風に思います。私も町指定文化財や未指定の文化財のいくつかを最近見ましたけれども、やはり何と言いますか案内板がわからないというところもありました。また自然石を利用した遺跡などもありましてやはり保存にもやはり相当力を入れなければ歴史的に古いものからなくなってしまおうと言いますか、文化財としての価値がなくなってしまう可能性があるものもあるんじゃないかという風に思いました。文化財の種類というのは様々ですけれども先人が残した文化遺産ですので維持管理には町としても力を入れていただきたいというふうに思います。

以上で私の今回の一般質問終わらせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで5番、佐野安春議員の質問は終わりました。
しばらく休憩します。

休憩 午後1時36分

再開 午後1時45分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、井芹しま子議員の質問を許します。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） 9番、井芹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず少子化対策についてお尋ねをいたします。ご承知の通り2022年の出生数が統計開始以来初めて80万を割り込みました。出生率は1990年には1.57という過去最低に落ち込み1.57ショックと言われましたが、2022年にはそれ以上に低い1.27という過去最低を記録しております。2017年に国立社会保障人口問題研究所の推計では2022年の出生数は85万4,000人と見込んでおりましたけれども、急速な少子化が進行しております。1.57ショックを契機に政府は1994年に少子化対策を中心にしたエンゼルプランを、2000年には新エンゼルプランを策定し30年にわたって様々な少子化対策をこれまで推進してまいりました。しかし少子化に歯止めがかかっておりません。また人口も同研究所の調査によりますと2029年には1億2,000万人を下回り2053年には1億人を切り2065年には8,808万人と推計を出しております。一方出生数も2065年には40万1,000人、2115年にはわずか18万4,000人まで落ち込むとしています。まさに日本の存続が危ぶまれる危険な状況に進もうとしております。

一方甲佐町の人口も甲佐町人口ビジョンによりますとこのままいくと2015年の1万717人から2060年には6,431人と40%の減が見込まれているとしています。しかし町は戦略的人口、将来の人口展望として8,270人の推計数値を上げております。しかし出生数は2017年には89名だったものが減少を続け2023年には令和3年度ですけれども49人と減少しております。今後町にありましては現在の少子化について、また今後の動向についてどう捉えておられるのかまずお聞きをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 動向でございますが平成24年度から令和3年度までの10年間の年間出生数を見ますと90人から49人へと徐々に減少している状況です。しかし15歳未満の年少人口を見ますと平成23年度末に1,353人、令和3年度末1,294人と出生数ほどの減少は見られておりません。人口に占める年少人口の割合は11.76%から12.55%とわずかながら上昇している状況でございます。また令和3年3月に改定しておりますまち・ひと・しごと創生甲佐町人口ビジョンでは本町の合計特殊出生率は昭和58年度から平成19年度までは1.81から1.39まで一貫して減少していたものの、それ以降は増加に転じ

平成25年から平成30年時点では1.87と国・県を上回る水準にまで回復していると報告させていただいております。

今後の動向でございますが人口ビジョンにおいては出生数は減少するものの、総人口に占める年少人口の割合は微増していくものと予想しているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今の答弁の中で1点おうかがいします。出生率が1.3台から1.87台まで急速に上がったわけですが、その点の要因はどういったものが挙げられるという風に思われますか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 出生率が伸びている原因については把握しておりませんが住民生活課としまして出生届を見る限りでは本町においては多子の世帯が多い、3人目4人目を産まれる方が多いというのを見ているところです。この出生率の増加については申し訳ありませんが住民生活課では把握しておりません。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 出生率が高いというのは喜ばしい面もありますね。そういった点ではどこも出生率を上げることに今は1.3ぐらいですので、やはり子供を持ちたいと思われる理想の数がございませうけれども、それに近づけていただくためにもこの出生率の問題は非常に大事な問題だという風に思います。町として今後の総人口の年少人口の割合が少し増えているということですが、全体的には減少しているわけですが、このままいきますと結果的には人口の減少が続くと考えられますし、岸田首相の異次元の対策とまではいかななくても自治体、町にありましてこれまで以上の対策を取っていく必要があるというふうに考えますけれども、この点については町はどういう認識をお持ちでしょうか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） これも人口ビジョンに書かせていただいているんですが出生数を増やすための取り組みとしましては結婚、出産、子育てまでの切れ目のない包括的な支援や教育環境の充実などそれぞれのライフステージにおいて安心して生活できる環境を整備する必要があるということを重要視しております。施策としましては家庭と地域の連携による仕事と育児の両立や相談体制の充実など結婚、出産、子育てまでの一貫した支援や教育環境それに係る各種支援の充実を挙げさせていただいております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 答弁していただきました様に安心して生活できる環境づくり、子育てできる環境の整備、充実に向けて努めていただいておりますことは承知しておりますけれども、今後とりわけ甲佐町で住んでみたい、子育てをしてみたいという若い人たちをどう増やしていくのかというのが重要な対策の1つだという風に思いますけれども、この点については町はどういうふうにお考えでしょうか。町長についてはどうお考えかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいまの件は担当課長からお答えさせます。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 今後の取り組みと言いますか具体的な施策でございますが子育て支援につきましては例を申し上げますと放課後児童クラブや延長保育、病児・病後保育、子育て支援センターやファミリーサポートセンターなど様々なメニューを用意させていただいているところです。このようなサービスをもっと皆さんに使っていただくということと、それぞれのサービスの質を上げていくことで甲佐町の魅力アップ、アピールしていきたいと思っております。担当課長としては以上でございます。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今あるいろんなサービスの充実ということを挙げていただきましたけれども、少子化に歯止めをかけるということについては様々な施策の充実が必要だという風に思いますけれども、その1つだというふうに思いますけれども、人口衰退は地域経済それから環境、暮らしなどの衰退に繋がるもので多くの自治体が少子化に歯止めをかけるべく様々な取り組みをしております。人口減少から人口増加へ転化をした成功した例もあります。是非そうした点で子育てしやすい町づくりに向けて現在の答弁をいただきましたサービスの充実だけで果たして子育て、少子化に歯止めを止められるのかということについては大いなるそういった点では様々な施策というのが経済的支援も含めて、様々な他町のそうした成功した自治体の事例も見ながら、それだけではないというふうに思うんですけれども、是非そういった点では今後検討を加えていただきたいなという風に思っております。

次に子ども巡る環境、安心して子育てできる環境の充実の課題についてですけれどもこうした課題は多くあるわけですがその点の一部について、また拡充についてお尋ねをしたいという風に思います。1点目は全国で発生した保育現場での不適切な保育問題についてお尋ねをします。全国で保育現場での虐待、不適切な保育が次々と発覚し大きな社会問題となっております。その背景には保育士不足や保育士の処遇、配置基準の低さからくる過重負担、加えてコロナ対応といった業務負担が増しているということも浮き彫りになっております。岸田首相の異次元の子育て支援では是非ともこうした問題の改善、子供の安心安全な保育、質の向上のためにも保育士の大幅な処遇、それから配置基準の改善は是非とも求めたいものだという風に思います。こうした背景から言いますと甲佐町でなくてもどこでも起きうる問題だと思います。しかし心身ともに成長著しい子供達の虐待や不適切な保育は子どもの心にとっても保護者にとりましても心の傷を残し、また教育上人権問題としても到底認められるものではないという風に思います。

県は厚労省の通達を受け1,017か所の保育施設での調査で2022年4月から12月に県内の保育所で実施をし県内14の施設で不適切な保育が20件あったと公表をいたしております。保育施設にあって子どもの人権を尊重し子ども一人ひとりの大事な幼児期の発達を保障していくために町はこの問題の対応についてどのようにお考えかおうかがいをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） まず全国で相次ぎました不適切な保育事案に対する対応でございますが、そういった事例を受けまして昨年12月に町内5園を訪問しまして虐待の発生防止を徹底していただくようお願いする町長名の文書を手渡しさせていただいております。その際に不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引きというものと全国保育士会が作成しております人権擁護のためのセルフチェックリストというのを活用していただくようお願いしております。未然防止に努めつつも不適切な保育が疑われるような事案が発生した場合には速やかに町へ情報を提供し対応について協議するように求めています。そういったことがございましたら町は事案の事実関係や要因等に関する情報を迅速かつ正確に収集し改善に向け県とともに助言指導にあたることとしております。その他にも保育士さんたち向けに各種研修会が行われております。また平成29年度からは一定の研修を受ければ処遇加算に反映するというキャリアアップ研修というのが行われておりますので、そういったのを積極的に活用して処遇改善と保育の質のアップに繋げていただくようお願いしているところです。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 分かりました。そういった政策を充実をさせていただきますようによろしく願いをいたします。保育内容の充実に向けて日々園としても努力されているという風に思いますけれども、是非とも今言いましたように町全体の保育内容の質向上に向けて取り組みを進めていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いをいたします。

2件目に不登校の問題の改善に向けた取り組みについておうかがいをいたします。不登校の定義は病気や経済的理由などを除き年間30日以上欠席した状態を指し、新型コロナウイルス感染回避などは含まれていませんけれども、国の調査では不登校の児童生徒は2021年前年より4万8,813人増えて24万4,940人となり過去最多になっております。小学校で前年と比べ28.6%増の8万1,498名、中学校で23.1%増の16万3,442人となっていていずれも9年連続で増加をしています。また不登校に含まれない新型コロナウイルス感染の不安や感染を避けるために30日以上休んだ小中学生は7万1,704人となっています。甲佐町の近年の不登校の状況とこの問題に対する町の対応についてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時2分

再開 午後2時20分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 時間を取らせましてお詫び申し上げます。全体として少子化をめぐる私の思いはやはり取り巻く様々な問題を改善することが少子化に繋がるという思い

で質問をさせていただいておりましたけれども、もう少し丁寧な質問通告をすべきだったと思っております。それで今議運からも話をさせていただきましたように甲佐町の近年の不登校の状況にこの問題に対する町の対応についてお尋ねしますという点については取り消しをお願いいたします。この問題についてはまた別立てで6月議会でもしっかりと質問させていただきたいというふうに思います。そういった点で1点先ほどもありましたように不登校の子供さんを抱えている保護者の皆さんの不安は大きいというふうに思いますけれども、そういった皆さんをどう支えていくのか、大事な点という風に思いますけれども、保護者の皆さんをどう支えていくのか町の支援についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 不登校に対する支援ということでございますけれども、不登校に対する保護者への支援ということですかね。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時23分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） それでは不登校に対する町の対応ということでお答えさせていただきたいというふうに思います。まず不登校になるケースとしましては様々なケースがありまして様々な要因があるかというふうに思っております。学校であったり家庭であったり本人に特性があったりとか色々なケースがございますけれども、現在はこれまで不登校の傾向として一番落ちやすいというのが長期休業あけに不登校に陥ってしまうというようなことが今見受けられております。そこでこれまでも行なっておりましたが不登校児童生徒の第1の対応としては欠席1日目は担任による電話連絡をすると、それと2日目には担任による家庭訪問、それと3日目は学年組織で家庭訪問を行い早期の対応を実施しているということでございますけれども、その他にもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーあたりの相談事業も実施しております。また適応教室対応の形と保健室でのまずは登校、そういった対応をしてそれぞれのケースに合わせた速やかな対応を行っているということでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） そういった点で家庭への対応と言いますかそういった点での対応というのはございませんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） まず担任とか養護教諭とかの前にまず家庭と連絡を取ります。家庭の生活行動とかそういったものをちゃんと聞き取りまして家庭、学校それと教育委員会とカウンセラー等と一緒にあって連携して対応を取っているというようなことで

ございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 子育てをしていくうえで本当に今子供さんの不登校というものが増えているということで子どもを取り巻く環境も非常に様々な課題が山積しているなどというふうに思っております。そういった点ではこの問題については次項に移すということでまたお願いをしたいというふうに思います。

次いで子育てしやすい環境の整備と共に子育てにかかる負担の軽減、財政的支援は少子化対策としても欠くことのできないものだと思います。内閣府のホームページを見ますと少子化をテーマにしたアンケート結果が出ております。理想の子供の数を持たない理由といたしまして子育てや教育にお金がかかりすぎるが6割と圧倒的に多く少子化に歯止めをかける対策では財政的支援の充実が最も大きく、次いで生活環境の整備、保育所の充実、再就職支援の充実と続いているわけですけれども、そういう点は結果等も考えますと児童や生徒のいる世帯に平等に支援が届く学校給食の負担軽減は大きな対策の1つだという風に思います。この点については何度も質問をしてまいりましたが3月7日の新聞報道を見ますと23年度からは6市町村が子育て支援として無償化を計画していると報道されております。給食費負担軽減という点では中学校、小学校いずれから無償化を始めてもいいわけですし、また半額負担や2人目からの無料にするなど検討すべきだというふうに私は思います。特に甲佐町は出生率が1.87と国や県の平均よりも高く世帯の子どもさんの数も多いわけですから、今後の少子化対策としてはそういった点では負担軽減を検討していただきたいと思っておりますけれども、その点について見解をお聞かせ願います。

○議長（宮本修治君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 給食費の問題については前回の12月議会、日本共産党佐野議員からご質問があったと思います。その時にもお答えしましたがけれども12月から3月、3ヶ月しか経っていません。その考え方が3ヶ月で翻るわけでもありませんし、その考え方をまだ踏襲をしていきたいと思っております。それとちょっと誤解のないように私の方からも申し上げておきますけれども、3月12日の熊日新聞を見ますと確かに無償化に10市町村が舵を取っているというような記事がっておりますけれども、逆に7市町村は保護者負担を伴う値上げを実施というようなことも記事の中には書かれております。全国的にこの給食費を無償化している自治体の数は全国で76自治体、率にしますと全体の4.4%という数字で止まっているわけですね。これはどういうことなのかということもやっぱり考えなくちゃならないと思います。前回の時も申し上げました通り給食費については法律上はこれは保護者負担、受益者負担が伴う制度でございます。ですからその中でも要するに保護者に負担を求めているのは食材費、後の経費については町が負担しているということを是非改めてご理解をいただきたいと思っております。

それと物価高騰によって本来ならば給食費を上げなくちゃならない事態に現在のところ来ているかと思うんですよ。ただ甲佐町の場合はその値上げになる金額の差を公費で今のところまかなっている、これは当然地方創生臨時交付金を活用させていただいておりま

すけれども、現在のところにおいてはこの給食費の値上げについては甲佐町は考えておりません。ただ事情が今後どう変化するかもありますので一概には言えませんが段階ということでご理解いただきたいと思います。現段階については給食費の値上げは考えていないということでもあります。ですから町としてもいろんな角度からこの問題については検討しておりますけれども私の1つの考え方としてこれは保護者が給食費を負担するというものは本来私は筋が通ったお話だろうと私は思います。ですから手を差し伸べるわけなんですけれども、その辺については全てが差し伸べたからいいというわけでもない、そこにはある程度の制限を設けるべきだとその中で色んなことに対応していく、そういう性質のものだろうと私は思うんです。ですから今申し上げたような考え方からどう書かれるかわかりませんが、私の考え方はそういう考えです。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 他の自治体70数か所と全国ではということですがけれども、熊本県内でもそういう風に広がっているように全国でもこの点については広がっていくだろうというふうに思います。この問題については国会の方でも質問で取り上げられたこともありますけれども、やはり今の子育て世帯の状況そういったことを鑑みこれは政策として子育て支援として、そしてまた少子化対策として実施をしているということのわけですがけれども、この問題はスルーしないというわけじゃなくてやはり先ほど述べましたように本当に負担を軽減していく取り組みというのはできるんじゃないかなという風に思います。やはり今の子育て世帯のいろんな状況については直にお聞きもいたしておりますけれども、やはり月に5,000円、子供さんが2人いらっしゃればその倍と増えていく負担というのはやはり相当負担が大きいものなんだろうというふうに思います。私たちが昨年実施いたしましたアンケートの中でも子育て支援の中では給食費を下げしてほしいという声これはあるものですから、また実際にそういった声もいただいておりますので質問させていただきました。是非多方面から検討しているということでしたけれども、そういった点で今後もその検討をぜひ進めていただきたいと思いますというふうに思います。

これまでいろいろ質問させていただきましたけれども少子化の問題、出産それから妊娠、出産、子育てなど様々な相談の場が欲しいというような声もいただいております。町にはそれぞれ相談の場があると思いますけれども不安や悩みを抱えておられる子育て世帯の交流の場であったり親子で気軽に立ち寄って遊べる場であったり、先程言いましたように不登校の子供さん達の居場所や学びの場として、そして子ども食堂などにも開催できる子育て全般に関わる子育ての拠点としてのそういった場所というのを窓口と言いますか、場所と言いますか、そういったものが設置できないのか最後にお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議員が考えられているような拠点施設とは若干異なるかもしれませんが機能的にはおっしゃるような要件を満たしていると考えます2つの拠点について説明させていただきます。まず妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供することを目的とした子育て世代包括支援センターを設置するよう現在準備を進めてお

ります。同センターでは妊産婦および乳幼児の実情の把握、妊娠出産子育てに関する各種相談に応じ必要な情報提供、助言、保健指導の実施、支援プランの作成、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこととしております。

また児童の福祉に関し実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点としまして子ども家庭総合支援拠点というのを設置するよう準備を進めております。2つの拠点は母子保健と児童福祉の一体的支援を図ることができるように互いに連携、協力しながら妊産婦やこどもへの支援を実施することとしております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどの井芹議員の質問の中で最後のまとめとして給食費については町として色々と検討していくというような旨の発言があったと思いますけれども、給食費の無償化に向けた取組み等については現在のところ考えておりませんので、その点については誤解なきようよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今答弁いただきましたように2つの機関が作られるということでそれぞれの機関が充実をしていくということが大事なことだろうというふうに思いますけれども。私はやはり交流できる、今の話は本当に保護者対行政という形なのでそういったことではなくて、やはりそれを含めた交流の場と言いますか、親子でも気軽に来ているなことを学んだり遊んだりする場所、そういった交流の場も含めたという形で考えておりましたのでちょっと視点が違うかなという風に思いますけれども、その点についてはまた今後質問させていただきたいと思います。

それから最後に高齢者対策ということで交通弱者の問題を取り上げ質問をさせていただきましたけれども、高齢者の増加それから免許返納の数字についても先ほど答弁をいただいておりますけれども、そういった問題や高齢者の暮らしの悪化、そういったことも進む中で現在交通弱者対策として町が何かとられている対策があるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 高齢者との交通弱者の対策ということで答弁させていただきます。高齢者と交通弱者に対する町の支援といたしましてはまず買い物弱者に関しまして移動販売車等の事業導入に関しまして町の方から補助金を交付いたしまして現在町内全域での食品等の買い物支援等を行っています。

また町内の一部の医療機関におきましては通院が難しい方を対象に送迎の支援をされておりましていわゆる交通弱者への一定の対策は行われているものではないかというふうに考えているところです。更に本町におきましては新型コロナウイルス感染症のワクチン接種時、この時に町としてタクシーを活用したワクチン接種者の輸送支援事業、接種会場へ移動が困難な接種者に対しましてタクシー利用料金の補助を行うというような事業の展開をしております。この輸送事業につきましては延べ967回利用されておりまして5回接

種で仮に往復利用されたとした時に96の方が利用されたというような計算になります。

このように移動に支援が必要な方々の感染症対策、そういったものにも取り組んだところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この交通弱者対策については先ほど鳴瀬議員が質問されました内容とも重複するものですので、その点は省きたいというふうに思うんですけれども。

最後にこの問題では度々質問をされて、私も含めてしているわけなんですけれども近隣では美里や嘉島それから益城など含めて多くの自治体の実施をしておりますけれども、参考事例もそういった点では多くある中で年数を要しておりますけれども、そういった点で大きな課題なんかがあるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 大きな課題があるかということでございますけれども、この問題につきましては今回総合計画や前期基本計画そういったものにも掲げまして公共交通利用の減少また運転手不足、そういったもので進行する中に地域公共交通の将来的に維持するため効果的また効率的で持続可能な公共交通手段の構築というところで進めてまいっております。議員言われるように令和元年度に基礎調査ということも行なっております、その結果の中を見ていく中で特に町営バス等になりますと公共交通の空白地帯ということになりますので交通手段を維持していく必要もありますし、ここも利用者が年々減少しておりますまた乗車時間帯そういったものも固定化しているというような状況が分かりましたのでそういったものの利用者の方々の調査とかそういった追加で調査をしております。また今議員が言われましたように周辺の近隣の町村、そういったところの公共交通についても追加して調査を行って甲佐町の实情に合った新たな移動手段の確保に向けて持続可能な事業への転換というところで計画をしておりましたので時間がかかっているような状況になっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 相当年数を要して研究をされておられますので非常に良いシステムができるものだという風に思いますけれども、是非ともこういった事態になるのは私がデマンドタクシーを取り上げましてから10年近く経つんだというふうに思うんですけれども、そういった点ではこういった事態も高齢化、様々なまた新たな要件も加わっておりますけれどもそういった点では是非早く進めていただきたいということを求めて質問を終わらせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで9番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告者すべての質問は終わりました。

本日の日程は終了いたしました。

明日14日、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2 時45分

3月14日（火曜日）

令和5年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第3号）

1. 招集年月日 令和5年3月10日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 3月14日 午前10時00分 議長宣告
1. 延会 3月14日 午後4時40分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 永井恒一	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 白石亨	住民生活課長 橋本良一
健康推進課長 上古閑一徳	福祉課長 宮崎貴美代
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	
農業委員会事務局長 井上幸介	選挙管理委員会書記長 北野太
代表監査委員 豊永康法	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 鳴瀬美善 4番 森田精子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第5号 | 熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について |
| 日程第2 | 議案第6号 | 甲佐町個人情報保護法施行条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第7号 | 甲佐町債権の管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第8号 | 甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第9号 | 甲佐町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第10号 | 甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第11号 | 甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第12号 | 財産の取得の変更について |
| 日程第9 | 議案第13号 | 財産の無償譲渡について |
| 日程第10 | 議案第14号 | 財産の無償譲渡について |
| 日程第11 | 議案第15号 | 令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第12 | 議案第16号 | 令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第17号 | 令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第18号 | 令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第19号 | 令和5年度甲佐町一般会計予算 |

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として議員、執行部及び事務局職員はマスクを着用することとしております。

また、傍聴者におかれましてもマスク着用のうえ、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 議案第5号 熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

○議長（宮本修治君） 日程第1、議案第5号「熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（古閑敦君） それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

議案第5号、熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について。地方自治法第252条の2第4項の規定により熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次の通り変更することとするものです。

令和5年3月10日提出、町長名です。

熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更する協約。熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

別表第3の2、結び付きやネットワークの強化に係る政策分野の表中「3」の項を「4」の項とし、「2」の項を「3」の項とし、「1」の項の次に次のように加える。

表の中になります。

「2」ICTを活用した広域的な情報発信。取り組み内容、圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。甲の役割、乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。乙の役割、甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。

提案理由といたしましては、熊本市と甲佐町の間における連携協約の一部を変更するため地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に資料といたしまして新旧対照表と熊本連携中枢都市圏形成、変更連携協約書の案

を付けているところになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。
ありませんか。

宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。参考までにお聞きしますけれども、この連携中枢都市圏というのは他にどこが参加されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 構成市町ということでございますので、まず山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町になっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） 全ての構成メンバーはこれをもう締結されているわけですか。今からされるのですか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 今回変更でする分につきましては、現在甲佐町が連携していない部分になりますので新たにこの部分で連携するというところで変更を出しているところになります。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。これまでも連携中枢は組まれておると思うんですけども、その中で主だったことでいいんですけど、どんなことを連携中枢の中で甲佐町としてもやってこられたのか、何かあれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） どのような連携をされているかということですが、まず図書館の利用ということで、熊本市の図書館を本町の住民の方が利用することが出来るというのがあります。それと健康の部分で、すみません名前忘れて、健康の方で歩いてポイントを貯めてそれで抽選をするというような健康アプリということをやっています。

それと職員の研修ということで熊本市の方で開催されます研修、そちらの方にお声かけがあったりとか、そういったこともあっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第5号、熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更についてでございますけれども、今回はICTを活用した効果的な発信体制を旨とする連携協約の一部変更であることから、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第5号「熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号「熊本市及び甲佐町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第6号 甲佐町個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、議案第6号「甲佐町個人情報保護法施行条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第6号についてご説明申し上げます。

議案第6号、甲佐町個人情報保護法施行条例の制定について。

甲佐町個人情報保護法施行条例を次のように制定することとする。

令和5年3月10日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、本条例を制定する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページが条例案でございます。

甲佐町個人情報保護法施行条例。

第1条が趣旨になっております。

第2条が定義ということで2項の方にこの条例において「実施機関」とは町長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。ということでございます。

第3条が手数料等について規定をしております。

第4条が審査会への諮問ということで、審査会につきましては、上益城広域連合にございます上益城情報公開及び個人情報保護審査会に諮問することができるというふうに規定しております。

第5条が雑則で附則が第4条までつけております。

中身の説明については、説明資料をつけております。説明資料をご覧ください。

まず、この改正法の背景につきましては、これまでの個人情報保護制度については個人情報を扱う主体ごとに適用される法令や所管が異なっておりましたけれども、令和3年5月19日に個人情報の保護に関する法律の改正を含むデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されております。それで令和5年4月1日から新法に一元化されることになっております。これに基づきまして個人情報保護制度の所管は国の個人情報保護委員会となり、これまでそれぞれの地方自治体の個人情報保護条例で定めていた事項の多くは新法で規律されることとなりますので規定を整理の上、新法による適切な運用のため新たに個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

下の図に載せておりますけれども、現行が国の行政機関、独立行政法人それと我々地方公共団体と民間事業者についてはそれぞれ法律とか条例でそれぞれの規定をしておりましたけれども、改正後におきましてはこの4つのグループが個人情報保護法ということで一元化するということで法律で規定されるということでございます。

2番の条例の主な規定につきましては、開示請求に係る手数料につきましては無料、コピー代、複写代につきましては、A3サイズまで1枚10円というふうに規則で定めることとしております。審査会への諮問につきましては、先程申しましたように上益城広域連合の方に諮問するという形になります。それと本条例の施行期日は4月1日となります。それに基づいて新法及び本条例の施行及び現行の個人情報保護法令の廃止に伴う経過措置を附則の方に規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑をおこないます。何か質疑はありませんか。

佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。今説明がありました町個人情報保護法施行条例の制定についてであります。提案理由にありますデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律ということの内容的なことを説明ができればお願いしたいのですけれども。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） このデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律というのは簡単に申しますと今マイナンバー制度で、マイナンバーカードで色々な手続きがそれ1枚でそれぞれの団体で、例えば印鑑証明とか住民票を持って行かなくてもマイナンバーで手続きができてしまうというようなことで、デジタル社会のということでも文字通りそういった形でマイナンバーカードでなんでもできるようなこととなりますけれども、それにはもちろん個人情報の保護は必ず必要になってきます。全国的にそういったことで情報が流れるというような社会になってきますので、今回法律で一元化しまして個人情報の漏洩等の統制を行うということが内容となっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。第3条なんですけれども法第89条第2項に規定する開示請求というふうにありますけれども、どういう規定かちょっと調べましても分かりづらかったのでそこを説明して欲しいのと、第87条第1項の規定により保有個人情報記録されている地方公共団体、これを複写したものを写しの交付を受けるものは、というふうにありますけれども、ここを説明をお願いいたします。交付を受けるものはというふうなところなんですけれども、これはどういったものを対象としているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野太君） 第3条に規定しております法89条第2項開示請求に係る手数料ということですが、この開示請求というのは個人情報を開示してくださいというような請求でございます。自分の情報が官公庁に甲佐町役場に個人情報がありますので、それを個人情報を開示請求するという場合にその手続きについては無料として開示請求に応じるということでございます。それともう1つについては保有個人情報というのは行政文書の中に自分の情報があるというところで開示請求した後、それをコピーしてくださいと言われた場合に、その複写をいたしますのでその写しの交付についてが先ほど申しましたように規則で1枚10円とこれまでの取り扱いと同じでございますけれども、そういった形で交付を行うというような規定となっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。今マイナンバーカードの話が出ましたけれども、この普及率というのは今受付に非常に多くの方が来られていると思いますけれども、現時点と言いますかわかる時点で結構ですので、どれくらい普及したのかそれだけ教えていただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） マイナンバーカードでございますが2月末現在で交付されている率が63.9%ということになっております。ただマイナポイントの対象になるカード交付の締め切りが2月末でした関係で申し込みが殺到しまして、交付はされていないけど申請されているという数が出ておまして、申請率に関しては80%を超えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。議案第6号、甲佐町個人情報保護法施行条例の制

定についてであります。反対の討論を行います。2021年5月に制定されましたデジタル関連法では自治体が設けてきました個人情報保護の規制がデータ流通の支障になるとして改定された個人情報保護法の全国的な共通ルールのもとに一元化されたものです。本年4月に改正法が施行されることに伴い各自治体が制定している個人情報保護条例の改廃を求めています。このデジタル関連法では自治体を持つ膨大な個人情報のデータを利活用させようとするものです。利活用として自治体がどのような情報を持っているのか、個人情報ファイルを公表し、民間事業者からの利用の提案を募集、審議、契約を経て個人情報を非識別加工して提供させるものです。個人情報の提供を受けた企業はAI人工頭脳で分析させ儲けの種にさせるものです。

どんなにセキュリティを強化しても個人情報の漏洩等の事件は相次いで発生しております。デジタル関連法により自治体が制定している個人情報保護条例の改廃を自治体に強いることは許されないものと考えます。よって議案第6号、甲佐町個人情報保護法施行条例の制定については反対です。以上です。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。議案第6号、甲佐町個人情報保護法施行条例の制定についてでございますけれども、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い新法による適切な運用のため新たに条例の制定をする必要が生じたためでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第6号「甲佐町個人情報保護法施行条例の制定について」を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本修治君） 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第7号 甲佐町債権の管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議案第7号「甲佐町債権の管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第7号についてご説明申し上げます。

議案第7号、甲佐町債権の管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町債権の管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものがございます。

令和5年3月10日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、本条例を制定する必要性が生じたため、この議案を提出するものであるということでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページが甲佐町債権の管理に関する条例等の一部を改正する条例案でございます。

これにつきましては、先程議案第6号でご議決いただいた甲佐町個人情報保護法施行条例の制定によりまして条例名等の文言の改正を行うための3つの条例の改正を行うものでございます。

まず第1条が甲佐町債権の管理に関する条例の一部改正。

第2条が甲佐町防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の一部改正。

第3条が甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正。ということでこの中に現行条例の甲佐町個人情報保護条例という名前がありますので、それを甲佐町個人情報保護法施行条例等に改正する文言の改正でございます。

附則としましてこれにつきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行するというので、実質上令和5年4月1日の施行となります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 議案第7号、甲佐町債権の管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、反対の中身は6号議案の通りでございます。個人情報保護の観点からもデジタル社会形成関係法整備に則った条例改正については反対をいたします。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番、宮川です。議案第7号、甲佐町債権の管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、先程の議案6号の成立によってこの条例の一部改正、文言の訂正ということでありますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第7号「甲佐町債権の管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定

について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本修治君） 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号 甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第4、議案第8号「甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。

議案第8号、甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町課設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月10日提出、町長名です。

提案理由につきましては、課の事務分掌の見直しに伴い本条例の一部を改正する必要が生じたため地方自治法第158条の規定に基づきこの議案を提出するものでございます。

中に書いてありますのが甲佐町課設置条例の一部を改正する条例案でございます。

説明につきましては新旧対照表が分かりやすいかなと思いますので新旧対照表で説明させてもらってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。では2ページ目の新旧対照表をご覧ください。まず左が現行、右が改正案でございます。現行が第1条の課の設置の所が第1条の第3号地域振興課が無くなりまして改正案の通り2の企画課に統合されるということでございます。

次の第2条でございます。第1号総務課です。総務課については次のページにわたります。コの有線放送に関する事項については業務が終了しておりますので、これは削除するということでございます。第2号企画課と第3号地域振興課の業務がございますけれども、第3号の地域振興課の業務を企画課に統合するというので第3号を削除するということでございます。

次のページをお願いいたします。第6号の住民生活課のカの児童福祉に関する事項につきましては右側の改正案の第7号の福祉課の方のウの児童福祉に関する事項の方に移って児童福祉に関する事項についてはまた福祉課の方に移転するというようなことにさせていただくこととございます。最後に附則としましてこの条例は令和5年4月1日から施行するということとございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。課の事務分掌の見直しについて今回地域振興課を削られまた企画課に、児童福祉に関する事項をまた福祉課へというのは以前に戻ったようなことになるかとは思いますが、どういう評価をされてなったのか、また住民サービスは元に戻ることで低下はしないのかということをお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） これまでも機構改革の中でその時代その時代に合った内容で変更してきているということは今回だけではなくてこれまでも実施してきたところだというふうに思っております。住民サービスの点でのご心配ですが、そういうことがあってはならないので統合してもこれまで通りきちんとそういう役割を果たして課としてやっていきたいと思っております。今回理由等については町の重要な基本指針となります第7次の総合計画であったり過疎計画、あるいはまち・ひと・しごと総合戦略人口ビジョン、そういった非常に町として重要な政策決定が目白押しでありました。その辺の基本計画が一通り出来上がりましたのでそれまでの課としてやっていた企画課を統一し元に戻すということになります。それと1点非常にどちらの課で対応した方がいいのかというのが非常に迷う場面もありましたのでこの際先ほども申し上げたところで今までのような形がいいだろうということで今回皆さん方に提案をしたところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 課が変わったことによって住民の方達が来庁された時に以前もあったんですけど、前はここだったのという形で戸惑いをされる方が結構いらっしゃると思うんですよ。特に子供福祉、そういった感じでは来庁者も結構いらっしゃいますのでそういう戸惑いが無いように適切な業務を行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第8号、甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、課の事務分掌の見直しに伴う条例の一部改正であり、行政機能の効率化や更なる住民サービスの向上に繋がる組織、再編であると考えられることから、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第8号「甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号「甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号 甲佐町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第9号「甲佐町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第9号について説明申し上げます。

議案第9号、甲佐町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月10日提出、町長名です。

一部改正条例案を読み上げさせていただきます。

甲佐町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

登録資格、第2条、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者または次の各号に掲げるものが選任されている時は、当該各号に掲げる者。

（以下、「代表者等」という。）とする。第1号、地方自治法施行規則第19第1条第1号へに規定する職務代行者。第2号、地方自治法第260条の9に規定する仮代表者。第3号、地方自治法第260条の10に規定する特別代理人。第4号、地方自治法第260条の24または第260条の25に規定する清算人。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由といたしましては民法の一部改正に伴いまして本条例の一部を改正する必要が生じたためこの議案を提出するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。提案理由の中に、民法の一部改正とありますけれども、この民法の中に地縁団体の印鑑とか証明に関する条文が載っていて、そこが変わったので甲佐町も変えるということなのではないでしょうか。民法を見ていないので、民法の中にそういった条文がありましたかね。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 実は民法の第38条から第84条までが平成18年の改正で削除されておりました。今回提案しております条例の中に入っていました規定が成立しないような状況になっておりました。そこでそれに変わる規定ということで地方自治法の規定に変えさせていただくものでございます。実は平成18年の民法改正時に改正をしておかなければならなかったんですけども、気づいておりませんで今回同様の改正漏れを起こしている他町から指摘を受けまして他町さんと時期を合わせまして改正をお願いしているものでございます。

ちなみにこの改正漏れによって影響があったかということ、認可地縁団体の代表者に何か問題があったとか、認可地縁団体が解散しなくちゃならなくなったというような時に必要な代理人の規定です。これまでそういった事例はございませんので影響が無かったということをご報告させていただきます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第9号、甲佐町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいまご説明がありましたとおり民法の一部の改正に伴い本条例を改正する必要があるということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第9号「甲佐町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号「甲佐町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第10号 甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（宮本修治君） 日程第 6、議案第10号「甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

議案第10号、甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 5 年 3 月 10 日提出、町長名です。

一部改正条例案を読み上げさせていただきます。

甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

甲佐町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「40万 8 千円」を「48万 8 千円」に改める。

附則第 1 項、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る甲佐町国民健康保険条例第 8 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

提案理由といたしましては、健康保険法施行令等の一部改正に伴いまして本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） この出産育児一時金のことについてなんですけれども、国保でも42万円というふうに認識をしておりましたけれども、42万円が今回50万円に増額されたというふうに思っておりましたけれども、甲佐町の条例では「40万 8 千円」を「48万 8 千円」に改めるといふふうにありますが、この42万と40万ということについての説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 出産育児一時金はここに示しています通り「40万 8 千円」から「48万 8 千円」に変わるわけですが、別に甲佐町国民健康保険規則というので産科医療保障額というのを規定しておりまして、その額が1万2,000円ございます。こちらは改正になりませんがこの産科医療補償額というのは医療機関、分娩機関さんが保険に入れられる費用でございまして、保障ですね。出産時に事故がございました時の保証金でございまして合わせて支払われますので、これまでは42万、改正後は50万円と合計額はそうなります。以上です。

○議長（宮本修治君） 4 番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。この出産にかかる費用についてですけれども現在年々上昇し続けているような状況で、出産費用というのは原則自由診療のため地域や医療機関によっては異なると思うんですけれども、もし調べておられて分かるのであれば教えて欲しいんですが、今現在熊本県の出産費用の標準額というのは分かりますか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 熊本県は資料を持っておりませんが本町の国保の方が出産された時医療機関にお支払いをしますので、その金額でしたら把握しております。今年度6人出産されてましてお1人に関しては42万円医療機関に払ってるので42万円ちょうどかそれ以上だったということになります。残りの5人の方に関しては収まっておりまして本人さんに残りの額を支払っております。その額が2万円以内といったところです。数千円から1万円代といったところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第10号、甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課長の説明がありました通り、「40万8千円」を「48万8千円」の改正でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第10号「甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号「甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号 甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第7、議案第11号「甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第11号について説明申し上げます。

議案第11号、甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月10日提出、町長名です。

一部改正条例案を読み上げさせていただきます。

甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「広域連合条例附則第5条から第8条まで」を「広域連合条例附則第3条から第6条まで」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由としましては、熊本県後期高齢者広域連合後期高齢者の医療に関する条例の一部改正に伴いまして本条例の一部を改正する必要性が生じたため、この議案を提出させていただきますのでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第11号、甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課の方より説明がございました通り、熊本県後期高齢者広域連合後期高齢者の医療に関する条例の一部改正ということでございますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから案第11号「甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号「甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第12号 財産の取得の変更について

○議長（宮本修治君） 日程第 8、議案第12号「財産の取得の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 議案第12号についてご説明申し上げます。議案第12号財産の取得の変更について。令和4年第4回議会定例会において議決いただきました甲佐町立小中学校パソコン及び電子黒板購入のうち契約金額2,914万7,800円を2,887万9,400円に変更するものでございます。

令和5年3月10日提出、町長名でございます。

提案理由については省略させていただきます。次のページをお願いいたします。

今回変更分の26万8,400円の減額の仮契約書の写しを添付しております。履行期間につきましては変更ございません。今回の変更内容につきましてはウイルス駆除ソフト1本それとサーバープロテクション4本分の減でございます。

内容につきましては当初契約額の2,914万7,800円に今回の変更請負額が2,887万9,400円となりまして26万8,400円の減額変更となっておりますけれども、その変更の内容ですけれども購入しましたパソコンと電子黒板を整備する際に学校内のサーバーとの機器入れ替えを行うことが不必要となるものが生じております。その分が減額となるものでございますけれども、この機器の入れ替えにつきましては専門的な知識のある学校ICT機器の保守や支援を委託している事業者がありますけれどもNPO法人のICTサポートスクエアという所に委託契約をしておりますが、その専門的知識を有したサポーターに確認をしてこの事業を行っているところでございます。その際減額が生じたということで、以上が変更内容となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番、荒田です。本議案には直接あれなんですけれども、関連でお尋ねいたしますけれども月曜日に一般質問の甲斐議員の方でもありましたがICT機器ということでタブレットを導入されておりますが、導入されて2年ぐらい経って、大体どのくらい使うのを考えられておられるのか、どのくらいの期間ですね。届いたタブレットの今回2年経ってますけれども、5年後に更新するとか10年後に更新とかその辺りの計画を前もって立てておいた方が良くはないかという私は思っております。導入した当初は交付金等があり活用が出来まして、本町としては非常に助かっているのかなと思っておりますけれども、そういった部分の全部変えるとなるとまた一斉に変えるタイミングが来ると思うんですね。そういった場合に費用もだいぶかかるんじゃないかと思っておりますので、その辺りの計画をどう考えられているのかその点をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） これにつきましては当初購入した際に5年ぐらいかなと
いうことをごさいましたけれども、使用頻度とかそれぞれの機種によっても違いますけれ
ども、その入れ替えをする際は補助がまたあるかどうかというのもちょうど皆一斉に全国
的に入れた経緯もありますのであるかどうかというのもありますけれども、入れ替えの際
はおそらく同じ時期にまた出る可能性があるというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番です。そういうことでタイミングは同じになるかと思うん
ですけれども、そういった部分で前もって計画を持って基金を積み立てるじゃないですけれ
ども、そういった部分を考慮していただいて、そのタイミングで予算がないとかいうこと
がないようにある程度の準備をしていただければと思います。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第12号、財産の取得の変更につい
てでございますが、ご説明がありましたように、契約内容の金額の減額変更で26万8,400
円ということでございます。ウイルス除去ソフトそれからサーバープロテクションが不必
要になったためでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第12号「財産の取得の変更について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号「財産の取得の変更について」は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。会議は11時10分より再開いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第13号 財産の無償譲渡について

○議長（宮本修治君） 日程第9、議案第13号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第13号についてご説明申し上げます。

議案第13号、財産の無償譲渡について。

下記の土地を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記、1、主な内容。

土地、所在、上益城郡甲佐町大字船津字松本763番2。

地目、宅地。地積、166.95平米。

2、無償譲渡の相手方、船津区公民館、船津区代表者、仲原勝良。

3、無償譲渡の目的、船津区が土地を集会用施設敷地として管理利用するため。

4、無償譲渡の理由、当該土地は、船津区から集会用施設敷地として管理、利用したい旨の普通財産譲受申請があったため。

令和5年3月10日提出、町長名でございます。

この件につきましては、介護基盤緊急整備特別対策事業により公民館の改修工事を来年度予定されている関係で敷地について認可地縁団体へ無償譲渡を行うというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑は何かありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番です。こういった介護の部分で地縁団体の譲渡するようなケースが今までありましたけれども、こういった宅地を地縁団体の名前にした場合に税金等は今までどういった対応になっていますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 認可地縁団体が不動産を取得した場合についての固定資産税なんかのご質問ということでございます。認可地縁団体が取得した不動産については固定資産税は減免ということでかからないということになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。議案第13号、財産の無償譲渡についてでございますけれども、申請のあつてゐる船津区は地方自治法で定められた要件を満たし一定の手続きを得て法人格を得た組織であり、当該用地を集会敷地として管理、利用されるための無償譲渡については、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第13号「財産の無償譲渡について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よつて、議案第13号「財産の無償譲渡について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号 財産の無償譲渡について

○議長（宮本修治君） 日程第10、議案第14号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第14号についてご説明申し上げます。

議案第14号、財産の無償譲渡について。

下記の土地を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記、1、主な内容。

土地、所在、上益城郡甲佐町大字田口字石仏4319番。

地目、宅地。地積、140.55平米。

2、無償譲渡の相手方、上益城郡甲佐町大字田口4319番地、田原区代表者井本昌治。

3、無償譲渡の目的、田原区が土地を集会用施設敷地として管理利用するため。

4、無償譲渡の理由、当該土地は、田原区から集会用施設敷地として管理、利用したい旨の普通財産譲受申請があつたため。

令和5年3月10日提出、町長名でございます。

この件につきましても、議案第13号と同様でございます。介護基盤緊急整備特別対策事業により公民館の改修工事を令和5年度において予定されている関係により無償譲渡を行うものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。議案第14号、財産の無償譲渡についてでございますが、これも先程の13号と一緒にございますけれども、元々はこの土地は私も地元でよく知っているんですけれども、田口村という所の共有地でございます、今田口村というのは乙女村の前だったと思うんですけれども、田口村というのが存在しましてそれが中々昭和の初め頃だと思えるんですけれども、そういったこともあって上田口、下田口、和田内の3部落のまずは権利を放棄しなければならないという理由で今まで非常に出来なかったところでございますけれども、やっとそれが権利の放棄が出来て、町に返してそして今こういう議案に上がってきているわけでございます。そういうことで田原の公民館を作るという将来に向かっての議案でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第14号「財産の無償譲渡について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号「財産の無償譲渡について」は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第15号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）

○議長（宮本修治君） 日程第11、議案第15号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第15号についてご説明申し上げます。

議案第15号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）。

次のページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,567万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億7,756万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条、翌年度へ繰り越して使用することができる経費の追加は「第2表 繰越明許費

補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条、債務負担行為の追加及び変更は「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条、地方債の変更は「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款1、町税から329万円を減額し、9億9,502万7,000円としております。2の固定資産税、3の軽自動車税です。

款2、地方譲与税から96万2,000円を減額し、6,280万3,000円としております。3の森林環境譲与税です。

款13、分担金及び負担金から438万円を減額し、3,994万5,000円としております。1の負担金です。

款14、使用料及び手数料から486万4,000円を減額し、6,909万4,000円としております。1の使用料です。

款15、国庫支出金から3,076万5,000円を減額し、14億4,134万4,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。

款16、県支出金に1,479万3,000円を追加し、5億2,929万4,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。

款17、財産収入に62万円を追加し、568万1,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款18、寄附金に132万9,000円を追加し、14億5,133万円としております。1の寄附金です。

款19、繰入金に1億8,532万6,000円を追加し、7億4,331万6,000円としております。1の基金繰入金です。

款21、諸収入から644万4,000円を減額し、6,467万1,000円としております。4の受託事業収入から次のページにわたりまして、5の雑入です。

款22、町債から3,568万6,000円を減額し、4億2,591万4,000円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額84億6,188万7,000円に1億1,567万7,000円を追加し、85億7,756万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、議会費から142万3,000円を減額し、1億1,045万4,000円としております。1の議会費です。

款 2、総務費に 1 億370万1,000円を追加し、19億7,104万2,000円としております。1 の総務管理費、2 の徴税費、3 の戸籍住民登録費、4 の選挙費、6 の監査委員費です。

款 3、民生費から1,748万4,000円を減額し、20億2,440万4,000円としております。1 の社会福祉費から 3 の災害救助費までです。

款 4、衛生費から1,668万6,000円を減額し、6 億2,267万4,000円としております。1 の保健衛生費です。

款 5、農林水産業費から1,814万2,000円を減額し、2 億8,685万1,000円としております。1 の農業費、2 の林業費です。

款 6、商工費に 1 億2,965万4,000円を追加し、10億604万5,000円としております。1 の商工費です。

款 7、土木費から4,057万7,000円を減額し、5 億4,629万6,000円としております。1 の土木管理費から 4 の住宅費までです。

款 8、消防費から499万2,000円を減額し、3 億4,030万7,000円としております。1 の消防費です。

次のページをお願いいたします。

款 9、教育費から1,831万6,000円を減額し、5 億2,563万8,000円としております。1 の教育総務費から 5 の保健体育費までです。

款10、災害復旧費から 5 万8,000円を減額し、251万円としております。3 のその他公共施設公共施設災害復旧費です

歳出合計、補正前の額84億6,188万7,000円に 1 億1,567万7,000円を追加し、85億7,756万4,000円としております。

次のページをお願いします。

第 2 表、繰越明許費補正、1 の追加です。説明は款、項、事業名、金額の順で行います。

款 2、総務費、2、徴税費、相続財産滞納整理事業180万円、同じく 4、選挙費、熊本県議会議員一般選挙事業、138万5,000円。

3、民生費、2、児童福祉費、子育て世帯生活支援特別支援給付金事業271万円。

4、衛生費、1、保健衛生費、水源地施設環境整備事業費補助金500万円。

7、土木費、4、住宅費、火災報知器交換事業98万円、同じく 4、住宅費、住宅耐震改修事業補助金 8 万6,000円。

次のページをお願いします。

第 3 表、債務負担行為補正、1 の追加です。

説明は事項、期間、限度額の順で行います。

自治体委託業務等災害補償保険料、令和 5 年度26万7,000円、庁舎等の日常清掃業務委託料、令和 5 年度から令和 7 年度まで1,098万6,000円、交通指導員業務委託料、令和 5 年度179万3,000円、障がい児巡回支援業務委託料、令和 5 年度53万8,000円、上益城障害者相談支援事業委託料、令和 5 年度529万4,000円、障害者虐待防止対策支援事業委託料

令和5年度52万3,000円、移動支援費、令和5年度4万9,000円、日中一時支援費、令和5年度107万5,000円、意思疎通支援費、令和5年度15万5,000円、障がい支援区分認定調査業務委託料、令和5年度17万円、障害介護給付費審査支払手数料費、令和5年度48万6,000円、在宅当番医制運営委託料、令和5年度56万2,000円、予防接種委託料、令和5年度2,006万4,000円、風しんに関する追加的対策事業委託料、令和5年度27万5,000円、母子保健健診委託料、令和5年度554万3,000円、新型コロナワクチン接種事務手数料、令和5年度99万円、新型コロナワクチン接種業務委託料、令和5年度1,279万5,000円、新型コロナワクチン接種専用電話受付業務委託料、令和5年度500万円。

次のページをお願いします。

新型コロナワクチン接種予約システム構築等業務委託料、令和5年度200万円、新型コロナワクチン接種会場運營業務委託料、令和5年度300万円、新型コロナワクチン接種に係る労働者看護師派遣業務委託料、令和5年度300万円、新型コロナワクチン接種医療廃棄物処理業務委託料、令和5年度5万円、新型コロナワクチン接種体制支援サービス利用料、令和5年度38万5,000円、ごみ収集運搬委託料、令和5年度1,985万9,000円、乙女小通学用シャトルバス運行管理委託料、令和5年度758万円、小中学校コピー複合機利用料、令和5年度から令和9年度まで2,246万5,000円、グラウンドゴルフ場管理委託料令和5年度350万円。

次のページをお願いいたします。

2の変更です。

説明は、事項、期間、変更前限度額、変更後限度額の順で行います。

広報こうさ印刷製本費、令和5年度233万7,000円が265万2,000円です。健康管理システム利用料、令和5年度から令和7年度まで1,145万7,000円が1,110万9,000円です。農業制度資金等利子補給費、令和5年度から令和14年度まで65万円が34万5,000円です。史跡陣ノ内城跡保存計画策定事業、令和5年度303万1,000円が259万6,000円です。総合運動公園管理棟機械警備業務委託料、令和5年度から令和6年度まで127万6,000円が58万2,000円です。熊本県信用保証協会に対する損失補償、契約締結の日から解除の日まで、代位弁済元金額の2割相当額の半額が0円です。

次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正、1の変更です。

説明は、起債の目的、補正額、限度額の順で行います。

臨時財政対策債から1,058万6,000円を減額し、4,141万4,000円としております。

過疎対策事業債に750万円を追加し、3億1,490万円としております。

緊急浚渫推進事業債から30万を減額し、840万円としております。

緊急防災・減災事業債から3,300万円を減額し、3,420万円としております。

災害復旧事業債に70万円を追加し、100万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

まず最初に歳出についての質疑をお願いいたします。

23ページ、款1、議会費から、32ページ中段、款3、民生費までです。

23ページ、款1、議会費から、32ページ中段、款3、民生費までです。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの25ページの目の5の財産管理費の中の説明の右側の方の中で減災基金積立金の増額ですね、3億600万円の内容について説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは減災基金へ積立る3億600万円の理由についてご説明いたします。まず減債基金につきましては地方債の償還財源を確保し財政の健全な運営にするための資金を積立てるということを目的に設置された基金となります。

今回の補正予算でこの減債基金への積立を行う理由は2点ございます。

1点目は今後の単独災害復旧事業債の償還計画と地方交付税の関係にあります。単独災害復旧事業債は後年度になるにつれ残高が減り毎年度の償還額も減少していくことから、令和6年度以降は交付税措置率が80%より下回るということが見込まれるため、通常の85.5%と比較するとその時点での町費の持ち出しが増加するということになると想定されます。減災基金を活用しまして令和6年度において後年度分を繰上償還することで85.5%の交付税措置率を確保し、将来的な消費負担の軽減を図るために行うというものでございます。

もう1点が災害公営住宅を含む公営住宅の建設事業債でございます。これについては交付税措置がないというような起債でございますけれども、これについては後年度の償還にかかる町費の持ち出しを平準化しまして、毎年度の事業への影響を軽減するために行うというものでございます。以上2点を理由に今回減債基金へ積立を行いまして将来に向けた先行投資、そういった形で措置をさせていただきたいということで補正をしたところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。29ページの価格高騰緊急支援給付金が1,040万減額されております。これの申請がなかったのかで減額されたのか、こういった背景で減額されたのかを尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 価格高騰緊急支援給付金についてお答えいたします。当初の予算といたしましては住民税の非課税世帯を1,600世帯、家計急変の世帯を40世帯というところで見込んでおりました。実績としましては振込済みの世帯としまして1,432世帯、うち家計急変の世帯が8世帯申請がありまして、それらのご家庭世帯に対しましてお支払いを済ませております。辞退及び喪失等の世帯ということで実際には36世帯が辞退の申出等がっておりますけれども、申請がない世帯につきましては電話や訪問等をいたしま

してできるだけ申請をしていただくようにこちらからも連絡を取っておりまして、その確認を取った上での辞退等が36世帯という風になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの26ページ、総務費の中の目の7諸費、右の方の説明を見ますと防犯カメラの使用料という項目がございます。使用料が減額の19万8,000円という金額でございますけれども、これは甲斐議員も一般質問でされましたけれども、現在運用されているのは4基ぐらいかなと思うんですけれども、これに使用料が発生しているのかなというのが私も初めて思いました。新年度予算の方も目を通してきましたけれども、新年度の当初予算には70万7,000円ほど使用料が出ておりましたので、今回補正の方にも出ていますので1基あたりどのくらい費用がかかって、相手方は誰ですか。それを教えていただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） それではお答えします。まず使用料の減額ですけれどもこれは一応2月分と3月分を確保しておりますので、その部分で余った部分を補正しております。今4基つけておりますので1基につき約5万円がかかる見込みでございます。

それから相手方につきましては全安協という防犯カメラを各自治体とかにも普及させている業者になります。それから来年度に上がっております70万につきましては、防犯カメラを前日お話ししました通り約3基から4基設置するための予算で計上しているものです。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ32ページの民生費で災害救助費の中に説明の中に民間賃貸住宅入居支援助成金、減額100万とありますが、この助成金はどういったものかご説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 民間賃貸住宅入居支援助成金についてお答えいたします。これについては熊本地震に関係するものでして仮設住宅等の入居者の住まいを再建を支援するために熊本県が復興基金を活用して実施する事業となっております。受付につきましては令和4年3月31日で終了いたしました。昨年度の年度当初の予算編成時は継続見込みということで予算計上してございまして今回減額という風にしております。メニュー

としましては引っ越しにかかる費用の助成金が一律10万円、民間賃貸住宅の入居にかかる費用の助成一律20万円や住宅ローン利子助成金などがありました。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に32ページ下段、款4、衛生費から42ページ中段、款8、消防費まで質疑をお願いいたします。32ページ下段、款4、衛生費から42ページ中段、款8、消防費までです。

鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの39ページ、目2の観光費の中の右側の説明で中甲橋グリーンパーク周辺美化管理委託料、これにつきまして25万2,000円の減額ということになっております。これにつきましても新年度の当初予算に38万3,000円計上されております。今回補正の中で25万2,000円の減額ということであれば当初予算がいくらあってもこの減額された理由についてをお聞かせいただけますか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 中甲橋グリーンパーク周辺美化管理委託料につきましては、今回減額していますは途中でこの額から不足分等への流用をしておりますので元々38万3,000円の予算額でありました。流用した部分の残りの部分を減額をしたということになります。今回中甲橋グリーンパークについては令和4年度については緑町に委託をしておりましたけれども、令和4年度については委託の契約が結ばなかったため自分達、課で清掃をして5年度については委託の見込みが立ちましたので再度予算を計上したということになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 委託の契約が結ばなかったというのはどういった理由ですか。それを教えてください。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 緑町につきましては、あそこの法面等がありまして法面の作業がどうしても現状では厳しいという旨の意見を聞きましたので、その辺もお願いしましたが昨年度までしていただいた方には厳しいという話があって、その部分でどうしても契約が結ばませんでしたので今回令和5年度については令和4年度中から課で職員でする分についてはどうしても負担がかかりますのでその辺もお願いをして、令和5年度については再度していただくという話になっておりますのでそういう理由になります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ38ページの商工費の中に何回も話のぼっておりますふるさと甲佐応援寄附金の返礼金があげられておりますが、このふるさと甲佐応援寄附金についての寄附金、それと支出について返礼品とかあるかと思うんですけ

れども、その内訳と金額を教えてくださいませんか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 今言われた部分につきましては返礼品に係る支出の項目でよろしいでしょうか。はい、返礼品につきましては、報償費として返礼品、それに合わせましてそれに係る送料、委託料として業者に払う委託料、サイトを利用します利用料等が支出になります。以上です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。支出に係る項目についてはご説明いただきましたが、出来ればその金額がどれぐらいかかっているのか分かればご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） お待たせいたしました。報償費につきましては約5億4,400万、後役務費としまして通信運搬費、手数料と合わせまして1億7,000万、委託料といたしまして1億3,800万、使用料及び賃借料として1,000万、以上になります。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。34ページですけれども、フッ素塗布委託料がわずかですけれど減額になっておりますけれども、その現状と中段ですけれども2点。高齢者保健介護予防一体化事業で500万の減額になっておりますけれども、その2点についてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） まず4・1・5の12の委託料のフッ素塗布委託料の減額ですが、これにつきましては、町内医療機関でのフッ素フッ化物塗布利用者が当初の見込みを下回ったためとなっております。それと4・1・7の12の高齢者保健介護予防一体化事業の委託料の減額ですが、委託料の単価が当初の見込みよりも減額となったためと、訪問指導の実施人数が調整しましたところ見込みよりも少なかったために減額となっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番。新年度予算のところで質問というか要望をしようと思っておりますけれども、先程の鳴瀬議員の質問の中で法面の草切りが高齢化が最近進んでおりますので、危険性を伴ってやっております。緑川の方の古閑区でも斜面がかなりあってかなり危険と私は思っています。乗用の草刈り機は町の方では準備されておりますけれども、斜面を切る草刈り機、私以前一度要望した思い出があるんですけれども、やはりこれは真剣に考えられたらどうなんでしょうか。キャタピラでやるんだったら斜面でも切れるようなやつがあると聞いておりますので、1つ真剣に考えていただきたいというふうに思います。どなたかご答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 今本田議員が言われます乗用草刈機に合わせたところの斜面を切る草刈機につきましては、この前完成しました総合運動公園の管理としては1台

購入をされております。なので高額な為に職員が利用するという形で今使用させていただいていくという形になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） だからそういったところに高額だから使わせない、自分たちでやりなさい、高齢者に危険じゃないのかと私はそういう思いで今質問をしています。その今の答弁は確かに結構な答弁だろうかと思えますけれども、町が委託しているところ緑町また古閑区に対してそれじゃあ危ないけどもやっってください、そういう委託の仕方をやっていいのかどうなのか、それについてもう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 昼食のためしばらく休憩します。

午後は1時から再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 先ほどの私の質問が真意を上手に伝えられずに答弁された課長さんには大変申し訳ない思いをいたしました。改めてここでもう1度私の質問をもう少し伝えますので町長の方で答弁をお願いしたいと思います。私の今の甲佐町の現状を見ます時に甲佐町の中山間地というこの地形、こういう地形の中であってまた非常に高齢化も進んでいるとそういう中であってそういう風な地域が自分たちの環境を守り農道や農水路辺りを守っていくと、農地水という補助金を使って何とかやっているという現状を今見ております。これからの甲佐町のそういった地域づくりをするにあたって、そういった環境を守るために草刈り等やる場合今までのようなやり方ではどうなのかそういったことについて非常に危惧をしております。これからの地域づくり、そういった面において機械とか何か導入できるならば非常に良いのではないかという思いで質問をしております。これは町長にご質問いたしますけれどもこれからの地域づくり、これからの環境づくり、地域の環境づくりについてどのように考えておられるのか、またそれらの行政区とどのように協議していかれようとしておられるのかその点をお聞きしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今本田議員がおっしゃる通り今後将来にわたって地域の社会資本をどうやって守っていくのかというのは非常に大事なことでありまして、各行政区住民の人たちにお話を聞く場合にもどこまで自分たちがやれるのか限界があるというお話も実際のところよく聞くところでもあります。だからといってじゃあその部分を全部町が背負えるのかというのもこれもやっぱり困難な面が非常に多いというふうに思われます。それでそういう中であってそれでは地域が自主的にそういった地域の社会資本を維持管理していこうというような場合にどう考えるかということにも繋がってまいります。こういった

事についてはこれは町も一生懸命考えて前向きに取り組んでいくべきだろうと思いますので、本田議員が意図される趣旨については十分理解したつもりでもありますので、今後内部の中でも検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番。38ページです。林業費の中の狩猟免許等取得費補助金の15万円の減になっておりますが、現在今まで実際どれくらいの方が取得されたのか教えてくださいますか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。狩猟免許等取得費補助金、これについて減額をいたしております。令和4年度についてはこの免許の取得者ということでございますけれども、なかなか県の方に聞いてもなかなか答えが出ない教えていただけないということで、ただ町の方に1件相談された方がございました。わなの免許を取得したということで申請書等全てお渡ししたんですけれども、最終的に申請をされなかったということで令和4年度は0でございます。ただ今現在新たに相談されているのが銃の免許とわなの免許両方とも取られた方がお1人、この方については令和5年度に申請をなされると、それとそれ以外にわなの免許で今3名の方が取得される前に相談を今農政課の方にされているような状況でございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、42ページ下段、款9、教育費から46ページ、款10、災害復旧費までです。42ページ下段、款9、教育費から46ページ、款10、災害復旧費までです。

○議長（宮本修治君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、歳入について質疑をお願いします。

13ページ、款1、町税から16ページ中段、款15、国庫支出金までです。

13ページ、款1、町税から16ページ中段、款15、国庫支出金までです。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの13ページ、歳入の中で款1の町税の目の2の環境性能割のこれは軽自動車税の補正ですけれども、当初予算に対して補正額でマイナスの229万ということで当初予算に対してほぼ半額ぐらいの減額になっておりますけれども、この理由についてご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 軽自動車税の環境性能割の減額の補正についてご説明いたします。環境性能割に関しましては当初予算のところでは令和3年度より若干減るといふようなところで当初予算を立てておりましたけれども、実際12月までの申告の分で前年の同じ時期と比較しましたところ台数についても金額的な部分についても前年の6割ほどと

ということにとどまっておりますので、そういったところで去年の6割のほどというところで減額の補正をお願いしているところになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 大まかにはわかったんですけども、もうちょっとどうした理由で環境性能割がそこまで伸びなかったのかという理由は一步踏み込んで何か理由がないですかね。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 甲佐町に特化したところでの分析というのはちょっとできないというようなものですが、全国的に見まして自動車の販売台数、新規登録、これ自体が新聞報道とかでいきますと前年から約10%ぐらい落ち込みがあるというところが見られております。軽自動車に関しましても前年同月辺りのところを比較してみますとやはり台数が全体的に減っているようでコロナの影響ですとか、半導体の影響ですとかそういうところでの減少になっているのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。14ページですけども総合運動公園使用料が350万円の減額になっておりますけれども、運用時期の問題もありますけれども、それぞれの使用料と言いますかその内訳が分かりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 令和4年度の使用料ということでよろしいですか。令和4年度の使用料につきましては3月1日現ということでお答えいたします。まずサッカー場につきましては533万5,900円、テニスコートにつきましては83万6,250円、野球場につきましては15万9,600円、ソフトボール場につきましては11万750円。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 総合運動公園については指定管理の導入も予定をされていると思うんですけども、それからのことになるのかと思うんですけども、野球場とかソフトボールについてこれからだというふうに思うんですけども、そういった点では利用者拡大についてはどういうふうに考えておられるのかその点をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 野球場、ソフトボール場の利活用ということですが本年度も各競技団体の方に大会等の誘致ということでもお話をさせていただいて進めさせていただいたところであります。ただ1年目でありましたのでなかなかそういった試合が誘致することができない状態でした。テニスコートにつきましては1年目より2年目ということで認知度も上がりまして使用料、利活用も増えております。野球場、サッカー場につきましても2年目以降うちの方からPRをしながら利用拡大につなげていきたいと考えているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 13ページなんですけれども通学用シャトルバスの保護者負担が減額になっておりますけれども個人負担は全体の1割ほどになっているかと思うんですけれども、これは1人当たりというのはだいたいどのくらいで負担をされているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時14分

再開 午後1時16分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 申し訳ございません。後ほどお答えさせていただきます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、16ページ下段、款16、県支出金から22ページ、款22、町債までです。16ページ下段、款16、県支出金から22ページ、款22、町債までです。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ17の県支出金の県補助金の中で老人クラブの活動推進補助金の減額が載せられておりますが、この老人クラブの活動状況についてお尋ねいたします。老人クラブの会員数と組織数について教えてください。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時17分

再開 午後1時19分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 老人クラブについてお答えいたします。甲佐町の老人クラブは35クラブあります。会員数につきましては今年度の各クラブから報告があっている会員数ですと1,264名の方が登録されております。主な活動としまして地域の一人暮らしの高齢者や福祉施設への訪問、美化作業、地域の防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動等があります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。18ページの農林水産業事業補助金で農地利用最

適化交付金というのがありますけれども、これについてお尋ねをします。これは委員さんの能率給というふうに私は理解しているんですよ。そうした場合要するに活動日数に応じてこれを支給しますという報酬に上乘せしてということだと思いますけれども。今農業委員さん14名、推進委員さん10名、24名でやっておられると、そこでなかなか活動される人活動されない人って言ったらいけないんですけど、そのランク付けというのは非常に難しいんじゃないかと。もちろん国からどういう基準でというのは聞いておられると思うんですけども、その辺の状況が今どうなっているのか担当課長にお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは農地利用最適化交付金についてご説明申し上げます。議員おっしゃいます通りこの増額分と申しますのが委員の活動日数によって増額になった分でございます。実際令和3年度と令和4年度これの算定が4月から9月までの半年間の部分で今回算定をされております。日数としまして約倍ぐらい活動が日数が上がっていると昨年が600日程度だったのが、合わせて今年が1200日程度まで上がっているというところで増額されております。おっしゃいました通りこの能力給の部分についてはもちろん多く活動された方もいらっしゃいますし、そこまで多くないという方もいらっしゃいます。

その差についてどうするのかということで、これについては平成30年度に甲佐町農業委員会の委員の能率給に関する要綱というのを定めております。これにつきましてはこの能力給自体が導入されましたがこの年ということで国の方からのテンプレートと申しますかそういうのを元に作っております。まずその能力給部分について上がった部分について農業委員それと最適化推進委員の数で単純に割ったところの数値をまず1.0とした時に活動日数が多い方について1.1、活動日数が少ない方について0.9、そういった係数をかけて差別化をしているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 農業委員さん達頑張っておられるということがよくわかりましたけれども、この最適化交付金というのは活動を推進していく上では非常に必要な財源だというふうに思っておるわけです。もう1つお聞きしますけれども令和3年の3月議会だったですかね。タブレットという問題がありましたけれども、タブレットの状況が今何台入れられてどういう風に利用をされているのかお聞かせ願います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではタブレットについてお答えいたします。これが令和3年度の国の補正予算で予算化されまして、おっしゃいました通り3月定例会において議決をいただきました。その後繰越を行いまして令和4年度で購入をしたという経緯になっております。実際そのタブレット自体が町の方に入りましたのが7月の下旬ということになりまして、ただその段階ではタブレットの中のアプリケーションが農地情報とかを使えるアプリケーションが国の方でまだ開発中ということで、実際まだ使えない状況でしたが、昨年の12月頃からそのアプリケーションが使えるようになったということで実際1月に農地パトロール、無断転用等のパトロールの時に初めて活用いたしております。台数につ

いては6台ということで今やっております。農地パトロールの段階でタブレットを使って現地を確認いたしまして、もちろんそこには国が提供しております農地システムが入っておりますので、その現地を航空写真等でも見れますしその筆に応じて農地であるか農地じゃないか、その筆についても詳細も出てきますので、そのパトロールで使用した感じについてはかなり有効性があるなということで感じたところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） であるならば私が農業委員やってる頃、今はどうか知りませんが、耕作放棄地の調査というのは7月とか8月とかのものすごい暑い時期に一筆一筆こう回ってそれこそ谷超えて調べたというようなことがありましたけれども。であるならばそういうタブレット等を利用して今後はできるということになると思いますけれども、じゃあ今活動される方活動されない方、そういう差別化をするということであればやはり同じ条件でするべきではないかと言いますが、24人の支援員さんがいらっしゃいますのに6台というのは持っておられる方と持っておられない方というのがあるから、今後はやっぱりそれは同じ条件にしてあげるべきじゃないかなという風に思いますけれども。その辺は今後のことで財政的なこともあるでしょう、国の補助金等もあるでしょうけど、今後どういう風に今後のことを考えておられるのかお聞かせ願います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。おっしゃいます通り夏場の利用状況調査についてはかなり農業委員それと最適化推進委員の皆様にはご苦労かけていると思います。そこについて今回タブレットを使ってするという事はかなり有効であるなという風に感じております。今現在その調査のやり方と申しますのが各チーム編成をいたしております。まず今年度につきましては6台のタブレットを各チームに1台ずつ配布いたしまして、それでまず活用していただきたいと、そこでまずタブレットも来たばかりですので実際にまだ使っていないというような状況ですので今年1年間それを使ったところでの効果検証と申しますか、それを1回やってみたいなど。それでかなり有効性が認められた場合には農業委員さん最適化推進委員さん、その人数分についてお願いしたいなという風には考えております。ありがとうございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 19ページですけれども県支出金ですね。上段の方に農業水利施設の電気料高騰の補助金があるわけですけれども、この対象施設はどのくらいあるのかそのことと、その下なんですけれども中学校の英検チャレンジ事業補助金が例年あるわけですけれども、いい補助金制度だなという風に思うんですけれども、その状況についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではまず農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金につ

いてお答えいたします。これにつきましては国の方それと単県の補助事業になります。昨今の電気代の高騰によりまして土地改良区が所有しております例えばポンプであったりそれと電動の樋門であったり各種施設、事務所等の電気代は対象外でございますけれども、そこでかなり電気代が上がっておりますので、その負担を軽減するというような事業です。今回の補正にあげておりますのは船津土地改良区の畑間のポンプの分になります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 英検チャレンジでございますけれども、これにつきましては県・町それと保護者が現在は3分の1ずつの負担という風になっておりまして、令和4年の12月現在の取得者でございますけれども、全学年合わせまして5級が18名、4級が22名、3級が16名という状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ18の農業費補助金の中に多面的機能支払事業補助金と多面的機能支払事業推進交付金の減額があげられておりますが、この内容についてご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではまず多面的機能支払事業補助金、これについての減額の部分からご説明申し上げます。まずこの部分の減額につきましては多面的機能長寿命化いわゆる農道の補正であったり用排水路の敷設替え、この部分についてのハード事業部分について国からの配分について、これが82.6%ということに今年は決定いたしましたのでその分に関する減額でございます。それと同じく多面的機能支払事業の推進交付金、これにつきましてはこの金額については算定基礎と申しますか国の方が一律にいくらということで配分がございまして、そこでの配分が若干減ったということで減額をさせていただいております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） さっきの英検のことなんですけれども今3級が一番高いところだというふうに思うんですけれども、3級から2級、1級という風にくんだらうと思うんですけれども。そういった点では町としては2級をどれだけ増やそうとか準2級を増やそうとかそういった計画に向けての取り組みとかあるんですか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 本年度はそういった上の方を目指すということでALT2名おりますけれども集中的に受ける前に個人的な指導ということで3回ぐらい予定しておりましたけれども、コロナの影響で1回だけしかできていません。来年度5年度につきましては何回か試験を受ける前に集中的な別の講義をお願いして上の方を狙わせたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

無いようですので学校教育課長より先ほどの井芹議員の質問に対する答弁の申し出があつておりますのでこれを許します。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 先ほどはどうも失礼いたしました。13ページですけれどもこの総額としては令和3年度では保護者負担金が38万1,604円ということで対象児童が60名前後ということでわかっておりましたけれども、1人当たりということでございましたがこれは乗車区間によって違います。年間定期料金の20%を限度に徴収しているということで2路線ありまして船津から乙女小学校に行く路線、それと北原から乙女小学校に行く路線と2路線ありますけれども、一番遠い船津で一人当たり8,150円、それから船津方面は5箇所乗るところがありますけれども、一番安い甲佐記念碑のところでは5,010円ですね。それと北原は7,830円、それと田原で5,330円ということでそれぞれ段階的に全部違います。一つずつですね。以上です。

○議長（宮本修治君） 最後に、本予算全部についての質疑をお願いします。本予算全部です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。6ページですけれども繰越明許の中で火災報知器交換事業というのがありますけれども、最近非常に火事のニュースについては日々ニュースで見ますけれども、死亡者も多くいらっしやって本当にあれですけれども、そういった点でこの事業が中身と言いますか、それいった点を説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 6ページに書かれておりますものは繰越明許費の補正でありまして3月に立岩団地の火災報知器を取り替えるようにしております。失礼しました浅井団地です。そこで3月末までに終わらない場合を考えて繰越明許費をお願いしているところでございます。火災報知機につきましては大体10年に1回で耐用年数を迎えますので10年に1回程度の火災報知器を交換するように全住宅を考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第15号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）でございますけれども、補正額で1億1,567万7,000円の増額ということで

ございます。補正の内容につきましても見てみましたが、新型コロナウイルス感染症の対応総合交付金あるいは消防費の国庫補助金の増。また歳出では財産管理費の減災基金積立金や障害者福祉費における介護給付費等の実績による増額等でございますので、本案に対して何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第15号「令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）」を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号「令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）」は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号 令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本修治君） 日程第12、議案第16号「令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第16号、令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,983万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,680万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は「第2表債務負担行為補正」によります。

令和5年3月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款1、国民健康保険税から477万9,000円を減額し、2億3,322万7,000円としております。項1国民健康保険税です。

款2、使用料及び手数料から2万2,000円を減額し、7万8,000円としております。項1手数料です。

款3、県支出金に4,994万2,000円を追加し、11億6,234万6,000円としております。項

1 県補助金です。

款 4、財産収入から9,000円を減額し、0円としております。項 1 財産運用収入です。

款 6、繰入金に1,190万9,000円を追加し、1億4,896万5,000円としております。項 1 一般会計繰入金です。

款 8、諸収入に279万6,000円を追加し、280万6,000円としております。項 1 延滞金及び過料、項 3 雑入です。

歳入合計、補正前の額15億1,696万3,000円に5,983万7,000円を追加し、15億7,680万円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款 1、総務費から56万円を減額し、3,471万2,000円としております。項 1 総務管理費、項 3 運営協議会費です。

款 2、保険給付費に5,285万9,000円を追加し、11億3,278万3,000円としております。項 1 療養諸費、項 2 高額療養費、項 4 出産育児諸費、項 6 傷病手当諸費です。

款 3、国民健康保険事業費納付金は項 1 医療費給付費分の財源内訳の変更のみですので補正額はございません。

款 5、保健事業費から163万8,000円を減額し、1,660万9,000円としております。項 1 保健事業費、項 2 特定健康診査等事業費です。

款 6、基金積立金は項 1 基金積立金の財源内訳の変更のみですので補正額はありません。

款 7、諸支出金に142万円を追加し、259万1,000円としております。項 1 償還金及び還付加算金です。

款 8、予備費に775万6,000円を追加し、2,421万3,000円としております。項 1 予備費です。

歳出合計、補正前の額15億1,696万3,000円に5,983万7,000円を追加し、15億7,680万円としております。

次のページをお願いします。

第 2 表、債務負担行為補正。1 追加です。

事項、保健指導訪問用車借上料、期間、令和 5 年度、限度額46万円です。

今回の補正の主なものは、保険給付費の増額に伴います県支出金の増額でございます。以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。最初に、歳出全部について質疑をお願いします。10ページから14ページまでです。歳出全部です。10ページから14ページまでです。

5 番、佐野議員。

○ 5 番（佐野安春君） 5 番佐野です。ページ13ページの保険事業費の中で 2 番の保健指導事業費で車借上料というのがありますが、関連するかもしれませんが債務負担行

為の中にも保健指導訪問用車借上料というのが起債がありますが、この保健指導事業の車借上料の説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 保健指導用の車両の件でございますが保健福祉センターに配置しておりますこの職員が訪問指導を行うための車両の借上料でございますが、これがレンタル、借上で予算措置をしますと全額調整交付金で措置されるということからこのような予算の組み方にさせていただいております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 10ページですけれども保険給付費が460万増額になっているんですけれども、その点について説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 保険給付費につきましてお答えさせていただきます。一般的な医療費なんですけれども平成29年度から資料がありますので年度ごとの総額を言わせていただきますと29年度が約10億2,000万円、30年度が8億9,500万円、元年度が8億8,800万円、令和2年度が8億7,300万円、令和3年度が9億3,800万円ということで平成29年度は別としまして年々増加傾向にございます。原因としましては一人当たりの医療費が増えているということが原因として挙げられております。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 会計年度はまだ少しありますけれどもそういった点ではまだ9億5,800万円ですけれども、まだ少しこれが伸びるというふうにお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 今回補正予算組ませていただいた額で足りるということで考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。先ほど質問した内容と関連なんですけれども、この保健指導訪問ということがどんな効果を上げているのか、訪問内容、どのようなことで訪問されるのかそういったところでのご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時51分

再開 午後1時51分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 特定保健指導事業について説明させていただきます。特

定健診の結果に基づいて行なっております各種支援のことでございまして、動機付け支援対象者と積極的支援対象者に分類して支援を行っております。この特定保健指導実施率についても検診と同じように国の目標値が定めてございまして平成30年度は66.7%、元年度は80%、2年度は87.3%、3年度はコロナの影響もあって67.4%となっておりますが令和4年度は目標を78%に設定させていただいて実施させていただいているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 説明ありがとうございます。私も聞きそびれたんですけども今のパーセントというのは何のパーセントなのか、申し訳ございませんがもう1回説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 指導の実施率でございまして対象となる方に対する率でございまして。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、歳入全部について質疑をお願いします。7ページから9ページまでです。歳入全部です。7ページから9ページまでです。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。7ページの一番上ですね。国民健康保険税の目の1番一般被保険者国民健康保険税の中で節の1番でいいです。医療費給付費の現年分の金額なんですけれども、収納率ですね、金額的にはマイナスで調定というか落としてありますけれどもおそらく5月の出納閉鎖を見越して落とされると思うんですけれども、ということはある程度の収納率を見込んでの減額補正と思いますので対前年度比、去年の同じ項目でいいです。医療費の現年度分でいいです。その率と今回見込まれた率は何パーセントで見込まれたのかをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 収納率の見込みということでよろしいでしょうか。保険税の収納率は年々向上してございまして令和元年度から申し上げますと令和元年度96.55%、令和2年度97.19%、令和3年度が98.04%となっております。令和4年度につきましても98%の水準で徴収できるものと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。議案第16号、令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますけれども、今回の補正ですが給付費の増額に伴う県支出金の増額が主なものであり適正な補正と認め、賛成といたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第16号「令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号「令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は原案どおり可決されました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。2時10分から再開いたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時10分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第17号 令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮本修治君） 日程第13、議案第17号「令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 議案第17号、令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,288万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,175万5,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」によります。

令和5年3月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款2、分担金及び負担金から22万8,000円を減額し、33万9,000円としております。項1負担金です。

款4、支払基金交付金に442万9,000円を追加し、4億867万5,000円としております。項1支払基金交付金です。

款5、国庫支出金に1,262万8,000円を追加し、4億3,256万2,000円としております。項1国庫負担金及び項2国庫補助金です。

款6、県支出金に423万5,000円を追加し、2億2,114万7,000円としております。項1県負担金及び項3県補助金です。

款7、財産収入から1,000円を減額し、1万1,000円としております。項1財産運用収入です。

款8、繰入金から818万3,000円を減額し、2億7,001万5,000円としております。項1一般会計繰入金です。

歳入合計、補正前の額16億3,887万5,000円に1,288万円を追加し16億5,175万5,000円としています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費から218万6,000円を減額し、3,558万1,000円としております。項1、総務管理費から項3、運営協議会費までです。

款2、保険給付費に3,400万円を追加し、14億8,520万円としております。項1、介護サービス等諸費です。

款4、地域支援事業費から913万4,000円を減額し、7,305万4,000円としております。項1、包括的支援事業・任意事業費から項4、高額介護予防サービス費相当事業費までです。

款7、諸支出金に5万2,000円を追加し、1,129万1,000円としております。項1償還金及び還付加算金です。

款8、予備費から985万2,000円を減額し、2,661万4,000円としております。項1、予備費です。

歳出合計、補正前の額16億3,887万5,000円に1,288万円を追加し、16億5,175万5,000円としております。

次のページをお願いします。

第2表、債務負担行為です。事項、期間、限度額の順に読み上げますが、期間につきましては、すべて令和5年度となっておりますので、事項と限度額について読み上げ説明させていただきます。

新予防給付ケアプラン作成委託料624万7,000円、在宅医療・介護連携推進事業委託料22万円、高齢者虐待防止対応事業委託料8万円、緊急通報システム委託料96万9,000円、介護相談員業務委託料9万3,000円、サテライト事業委託料920万5,000円、通所型サービスC事業委託料365万8,000円、介護予防ケアマネジメント委託料242万4,000円、地域介護予防教室フォローアップ委託料25万1,000円、サテライト事業支援委託料25万1,000円。

今回の補正の主なものは、各介護サービス等給付費及び各介護予防サービス等給付費の決算見込みによる事業費の調整並びに歳出の変更に伴います歳入の調整を行っております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。歳出全部についての質疑をお願いします。10ページから14ページまでです。歳出全部です。10ページから14ページまでです。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 給付費が増えておりまして、また包括的な支援事業等が減額になっておりますけれどもコロナの影響かなと思うんですけれども、かなり大きいわけですが給付費についてはそういった点ではどういう状況なのかというのをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 給付費の増額についてご説明いたします。全体的な事でご説明いたしますけれども、令和4年度の給付の見込額が総額で約14億8,520万円を見込んでおります。令和3年度の決算の給付額が約14億1,100万円となっております。主な原因としましては令和4年度、今年度の10月に臨時の報酬改定があっておりまして全体的な平均としまして3%程度の報酬アップがされております。その影響もあるかと思っております。

また要介護の認定者数ですけれども、令和3年度末が要支援1から要介護5までの方の総数ですけれども1号被保険者で令和3年度末が807名、今年度の1月末現在で認定者数が822名となっております。全体としまして後期高齢者の人数が多くなってきておりましてより介護を受けられるような方、年齢的にそういう方も増えてきているというのも要因かと思っておりますけれども、要介護認定者が増えていることも一因ではないか分析しております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入全部についての質疑をお願いします。7ページから9ページまでです。歳入全部です。7ページから9ページまでです。

○議長（宮本修治君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に本予算全部についての質疑をお願いします。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。債務負担行為の中で緊急通報システム委託料限度額96万9,000円があげられておりますが、緊急通報システムを利用されている方は何人ぐらいいらっしゃるのかご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 緊急通報システムについてお答えします。令和4年度、昨年の12月末現在の利用者数ですけれども49名になっております。年度間で新規設置者が7名いらっしゃいましたけれども、長期入院とかあるいはお亡くなりになられた方等で撤去者も7名ということで新たに増えてはいるんですけれども、撤去されている方もいらっしゃるという状況です。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。債務負担行為の中でも高齢者虐待防止対応事業委託料がありますけれども高齢者虐待についてはニュース等でもよく目にするわけですが、この事業をどこに委託してどういった委託内容なのかというお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 高齢者虐待防止対応事業委託料についてお答えします。委託先は県の高齢者虐待防止専門チームへ委託しております。委託はしておりますけれども現在のところ令和4年度、3年度については具体的な相談等はあがっておりません。ただ基本料と相談件数に応じて支払う料金等がありまして基本料が最低2万円は委託料として支払うようになっておりまして後その中で相談があった場合ということで8万円計上しております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。今お答えになられた分で相談があったらということなんですけれども、そういった何か指導というのは逆にしていただけるということはないんですか。要はそういう事が起きてからの相談ではなくてそういったのを指導徹底していただけるよう、そういったことはその委託の中ではされていないんですか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 委託に関しまして指導というのは特段含まれておりませんが、県の専門チームへの直接の相談とかそういうところではあっておりませんが虐待が疑われるようなそういう事案というのは福祉課の方にも相談等がっておりますので、それについては訪問したり関係者に事情等をお尋ねするなりしてそういう虐待に似たような状況と言いますか、そういう環境を改善するような方向で町とか関係機関で対応は実際しております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第17号、令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますけれども、先程から説明がありましたように、歳入歳出それぞれ1,288万円を追加し、主だった歳出といたしましては保険給付費の見込みの調整ということで3,400万円の増額ということで残りはほぼ減額ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第17号「令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号「令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第18号 令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第3号）

○議長（宮本修治君） 日程第14、議案第18号「令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第18号、令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ159万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,893万円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和5年3月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款1、後期高齢者医療保険料に11万3,000円を追加し、1億1,255万3,000円としております。項1後期高齢者医療保険料です。

款2、使用料及び手数料に9,000円を追加し、1万円としております。項1手数料です。

款4、繰入金から56万8,000円を減額し、5,966万6,000円としております。項1一般会計繰入金です。

款6、諸収入から114万8,000円を減額し、574万5,000円としております。項1延滞金及び過料、項2償還金及び還付加算金、項4受託事業収入、項5雑入です。

歳入合計、補正前の額1億8,052万4,000円から159万4,000円を減額し、1億7,893万円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1、総務費から30万円を減額し、226万6,000円としております。項1総務管理費、項2徴収費です。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金から67万6,000円を減額し、1億7,066万6,000円としております。項1後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3、保健事業費から120万1,000円を減額し、440万3,000円としております。項1健康保持増進事業費です。

款5、予備費に58万3,000円を追加し、105万3,000円としております。項1予備費です。

歳出合計、補正前の額1億8,052万4,000円から159万4,000円を減額し、1億7,893万円としております。

今回の補正の主なものは、健康診査費の減額とこれに伴います受託事業収入の減額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

本予算全部について質疑を行います。本予算全部です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第18号、令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計

補正予算（第3号）でございますけれども、ただいま担当課長の説明によりまして年度末の受託収入の減とか保険給付費の調整とか159万4,000円の減額補正でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第18号「令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号「令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第19号 令和5年度甲佐町一般会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第15、議案第19号「令和5年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第19号についてご説明申し上げます。

議案第19号、令和5年度甲佐町一般会計予算。

次のページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78億6,690万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条、地方自治法第230条第1規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債による」。

（一時借入金）

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条、地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた合
における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1、町税を10億3,247万6,000円としています。1の町民税から4の市町村たばこ税
までです。

款2、地方譲与税を6,280万3,000円としております。1の地方揮発油譲与税から3の
森林環境譲与税までです。

款3、利子割交付金を1,000円としております。1の利子割交付金です。

款4、配当割交付金を180万円としております。1の配当割交付金です。

款5、株式等譲渡所得割交付金を150万円としております。1の株式等譲渡所得割交付
金です。

款6、法人事業税交付金を1,000万円としております。1の法人事業税交付金です。

款7、ゴルフ場利用税交付金を1,000万円としております。1のゴルフ場利用税交付金
です。

款8、地方消費税交付金を2億円としております。1の地方消費税交付金です。

款9、環境性能割交付金を300万円としております。1の環境性能割交付金です。

款10、地方特例交付金を1,000万1,000円としております。1の地方特例交付金、次の
ページにわたりまして2の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。

款11、地方交付税を23億5,000万円としております。1の地方交付税です。

款12、交通安全対策特別交付金を60万円としております。1の交通安全対策特別交付
金です。

款13、分担金及び負担金を4,686万1,000円としております。1の負担金です。

款14、使用料及び手数料を7,802万1000円としております。1の使用料、2の手数料で
す。

款15、国庫支出金を11億7,714万4,000円としております。1の国庫負担金から3の委
託金までです。

款16、県支出金を5億7,557万8,000円としております。1の県負担金から3の委託金
までです。

款17、財産収入を689万3,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収
入です。

款18、寄附金を10億1,000円としております。1の寄附金です。

款19、繰入金金を5億2,690万3,000円としております。1の基金繰入金から次のページ
に移りまして、2の特別会計繰入金です。

款20、繰越金を5,000万円としております。1の繰越金です。

款21、諸収入を4,922万4,000円としております。1の延滞金加算金及び過料から5の

雑入までです。

款22、町債を6億7,410万円としております。1の町債です。

歳入合計を78億6,690万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、議会費を7,332万9,000円としております。1の議会費です。

款2、総務費を13億4,705万円としております。1の総務管理費から6の監査委員費までです。

款3、民生費を19億4,657万9,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4、衛生費を5億7,028万8,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5、農林水産業費を3億1,192万7,000円としております。1の農業費、2の農林業費です。

款6、商工費を6億9,511万9,000円としております。1の商工費です。

款7、土木費を8億7,936万3,000円としております。1の土木管理費から4の住宅費までです。

次のページをお願いします。

款8、消防費を3億5,183万2,000円としております。1の消防費です。

款9、教育費を5億2,460万円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10、災害復旧費を5,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。

款11、公債費を11億4,681万3,000円としております。1の公債費です。

款12、諸支出金を1,000円としております。1の普通財産取得費です。

款13、予備費を2,000万円としております。1の予備費です。

歳出合計を78億6,690万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。

説明は事項、期間、限度額の順で行います。

定住促進助成金、令和6年度から令和10年度まで1,600万円、防犯カメラ使用料、令和6年度から令和10年度まで404万円、農業制度資金等利子補給費、令和6年度から令和14年度まで42万8,000円、農道台帳作成管理委託料、令和6年度26万7,000円、熊本県信用保証協会に対する損失補償、契約締結の日から解除の日まで、代位弁済元金額の2割相当額の半額。

次のページをお願いします。

第3表、地方債です。

説明は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順でいたします。

まずは起債の目的、限度額から説明いたします。

臨時財政対策債3,400万円、過疎対策事業債5億2,520万円、緊急浚渫推進事業債2,040万円、緊急自然災害防止対策事業債8,700万円、緊急防災・減災事業債750万円、合計が6億7,410万円でございます。

起債の方法、証書借入又は証券発行、利率については年5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、また繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

本予算につきましては、令和4年度と比較しますと、金額で8億9,811万7,000円、率にいたしますと、12.9%の増加ということで計上させていただいております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時46分

再開 午後3時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

まず、最初に歳出について質疑を行いますがこの質疑はおおむね款ごとに行いたいと思います。なお、資料として令和5年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和5年度から令和7年度の甲佐町実施計画書が配布されております。この資料からでも質疑できます。最初に歳出について質疑をお願いします。

まず、款1の議会費及び款2の総務費について、質疑を行います。

32ページ、款1、議会費から51ページ、款2、総務費までについて、質疑をお願いします。32ページ、款1、議会費から51ページ、款2、総務費までです。

5番佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料の款2からよろしいでしょうか。説明資料の4ページになりますが事業名が地域間幹線系統確保維持費補助事業と生活交通維持活性化総合補助事業についてであります。ここに説明としてあります路線バスの赤字補填というのが6路線と国庫補助の対象にならない路線バスの赤字補填が7路線とありますが、どこの路線なのかをご説明お願いいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 地域間幹線系統確保維持費補助事業並びに生活交通維持活性化総合補助事業ということになりますけれども、この地域間交通と生活交通維持、それぞれ

町内を走っております熊本バスと麻生交通さん、そちらの方が対象ということになります。熊本バスの方であれば辺場経由であったり御船経由であったり路線がありますけれども、この路線について申し訳ございません、詳しく書いた資料を持ってきておりませんので後でご報告ということによろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番。32ページに議会費があります。ここで確認をさせていただきたいと思います。令和5年度の予算は議員11名での予算になっておりますけれども昨年との比較で498万円程減額されておりますけれども、11名になったからこういう減額になったのかそのことについて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議員おっしゃる通り議員減数になりましたので1名分の減額になりまして予算的にも少なくなったというところでございます。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番。私も活性化委員会の設立をするときに議員1名減る事によって財源の削減が400万から500万というふうなことを言った覚えがあります。そのようなことが立証されたということでもありますけれども、特別に昨年度との違いは本当はないんですね。ただ人件費報酬の削減ということで議員1人の削減ということになっているということですね。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時4分

再開 午後3時5分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議会費の節の項目で申しますと1の報酬、4の共済費、8の旅費等が議員の減数によって減額されてこういう結果が主な原因となっているというところでございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。資料からいくと2ページ3ページになります。予算書から行くと35ページになりますけれども、予算書の35ページ2・1・1の10需用費の中に消耗品が410万8,000円あります。それは多分5年度の新規事業の中の町職員の防災服購入費だと思うんですけども、そのうちの118万3,000円、この取扱いですが消耗品として購入されるわけでしょうけれども、これは職員貸与になると思うんですけども、その貸与年数とか台帳とかどういう風にまた整備されるのかと、12の委託料の人事評価システム導入業務委託料、職員の人材育成と組織力の強化を目的に令和5年度から新たな制度を

活用した人事評価を行うとしてありますけれども、その新たな制度というのはどういうことなのかをお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは35ページの需用費の消耗品費の410万8,000円のうち防災服についてが118万3,000円を計上させていただいております。これについては今のところ上着、ジャケットと言いますかそういった形のものを想定しておりますけれども140着分三役さんも含めて購入予定としております。これにつきましては議員がおっしゃるとおり貸与という形で台帳を作りまして貸与年数は5年だったと思うんですけれども、職員に貸与するという形にしております。これについては他の自治体もこういう形で防災服を揃えた形で避難所あたりに配置したり他の市町村に応援に行ったりすることもあるかと思っておりますので、今ビブス等もありますけれども甲佐町と表示してある防災服があれば統一感も図れるというようなことで予算計上しているということでございます。

それと12の委託料の人事評価システム導入業務委託料につきましては、これは相手がいぎょうせいさんに対して委託をするということでございますけれども、中身は人事評価のシステムはコンピューターシステムを導入して今までは様式に打ち込むような形でしておりますけれども、コンピューターを使って系統的に評価をしていくということで評価内容も具体的にはいろいろな項目がありますので、ここで申し上げることはできませんけれども以前の評価項目をまた見直して全国統一、今どこでも人事評価されておりますので、他の市町村に見習って甲佐町においてもコンピューターシステムを用いた評価をしまして適正な評価ができた上でいろんな処遇反映などにしていきたいということで来年度から始めるということでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 企画課長から先ほどの佐野議員の答弁に対する申出がっておりますので発言を許します。企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 申し訳ございませんでした。先ほど佐野議員の方から質問がございました資料の4ページになりますけれども、地域間幹線系統確保維持費補助事業、これの6路線についてまずお答えさせていただきます。この6路線につきましては桜町バスセンターの方から辺場を経由して美里町の方の学校前まで行く路線が1本、それと同じく桜町バスセンターから辺場経由で甲佐の営業所まで、3本目が同じく桜町バスセンターから御船を経由して甲佐の営業所まで来る分、それと4本目が桜町から健軍を通過して美里の学校前まで行く分、それと5本目が同じく桜町バスセンターから健軍を通過して甲佐の営業所に来る分、それと6本目が桜町バスセンターから乙女を経由して甲佐の営業所まで来る、この6路線を今のところしているところです。

それと生活交通維持活性化総合補助事業、こちらにつきましてはまず熊本バスさんの方で5本、甲佐の営業所から美里の永富を通過して浜町、山都町に行く路線、それと桜町バスターミナルの方から県庁・江津を通過して甲佐営業所まで来る路線、それと3本目が甲佐営業所から美里を通過して浜町まで行く路線、それと4本目が甲佐の営業所から辺場経由で桜町バスターミナルまで行ってそれから県庁を通過して健軍を通過して甲佐までまた帰ってく

るという路線が1本ありますけれどもその路線、それと5本目が桜町バスターミナルから辺場を通過して浜町まで行く路線、この5本が熊本バスさん。それと麻生交通の方で運行されております氷川ダムから佐俣を通過して甲佐まで来る路線と同じく美里の鶴場から白石野を通過して甲佐まで通ってくる分、この2本、合計の7路線を今のところあげているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。38ページの子どもたちの夢チャレンジ応援講演会委託料ということで説明資料でも新規事業ということで企画課の方でありますけれども、いつ頃を予定してどういった方を今から選定されるのか分かりませんが、もう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 子どもたちの夢チャレンジ応援講演会事業ということで今議員言われましたように今年度から新しく新規事業として取り上げたものでございます。すみません来年度令和5年度の方から取り上げる事業になります。今のところどういった人とか人選とかそういったところはしてないんですけれども、あくまでも町内の小中学生、その子どもたちが夢、また夢の実現、チャレンジに向けていいようになるようにというところで今考えているところではありますけれども、時期についてもそれぞれここにも書いてありますけど文化、スポーツそちらで第一線で活躍する著名人ということで、スポーツに関してはスポーツ教室とかそういったところも併用できないかとかそういったところを考えながらこれから人選していきたいというふうに考えているところで今のところ時期とかどういった人とかは検討してないということです。これから検討していくということになります。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 同じくその下なんですけれども38ページですけれども甲佐高校人材育成業務委託料ということで他にも拡大予算があるわけですけれども、なかなか入学者は厳しい状況が続いておりますけれども、この入学者を増やすという点で目標と言いますか結果的にはあれですけれども、やはり目標をもって取り組むということも1つ大事じゃないのかなというふうに経過を見て思うんですけれども。そういった点でやはり次年度は何名ぐらい入学者を増やそうとか、そういった意気込みと言いますかそういった点については検討はされておられないのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 目標ということはきちんと掲げさせていただいております。高校と徹底的に協議を行っておりますけれども、高校としましては1学年40人の3年間で120名、3年生まで入れると120を目指したいということで言われております。もともと町としましては50名を目指して取り組んでいるところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 説明資料の4ページですが移住支援金事業200万円という風にあげてあります。令和5年度については1名を見込んでいるというふうにあります。これで移住した実績というのはあるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 実績としてはございます。令和3年度に1件になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 予算書の37ページ企画費ですけれども7番の報償費です。地域おこし協力隊員の報償費と集落支援員の報償費、それから次のページの38ページですけれども同じく地域おこし協力隊の活動助成費、集落支援員の活動助成費、今年も年度当初に上がっておりますけれども3月補正で助成金の方を減額、それと報償費も減額っておりますが、新年度については減額された分というのはどうされているのかと、実際あまり目に見えてこない部分がかかなり活動報告としてはあるような気がするんですけれども、最終の目標と言いますかそういうのが持ってされているとは思うんですけれども、なかなか実現ができていないのかなというような思いがあるんですけれども、そこら辺についての活動報告だったりについてはどうなっていますか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 今森田議員おっしゃられる地域おこし協力隊、集落支援員の件ですけれども地域おこし協力隊については議員おっしゃる通り令和4年度1名減額をさせていただいております。令和5年度には2名分の計上をさせていただいております。これについては先ほどからあがっております甲佐高校の支援ということであゆみ学舎のスタッフという形で雇用させていただいているところです。本来なら2名の方がスムーズな運営また細かなところでも行き届きがあったり小中学校との連携も図れると思うんですけれども、どうしても人材的な部分が足りない部分で募集、声かけ等行なっていますが人材が見つからないということで1名分になっております。ただ令和5年度についても1名雇用したいということで予算にあげさせていただいております。

集落支援については宮内地区で山椒と宮内の活性化ということで頑張らせていただいております1名の方を上げているところです。また活動がなかなか見えないという部分がありますけれどもいろんなイベントを実施されておりますので、甲佐広報紙を使いながら周知をさせていただいておりますがなかなか見えないということもありますのでその辺については担当課としても周知活動について検討していきたいというふうに考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。40ページなんですけれども庁舎駐車場舗装工事ということで2,400万上がっているわけですけれども、どこの舗装なのかお尋ねをいたします。駐車場と玄関前か後ろか色々あると思うんですけれども、どこの舗装なのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） この駐車場につきましては議会棟から見て南側の職員の駐車場になります。浸透舗装の駐車場になっておりますけれども舗装面がかなり劣化しまして舗装やり直ししないと通行に危険が生じるという状況になっておりますので職員駐車場を補修するという工事になります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 今私も駐車場の件は聞かなければならないと思ったんですけども今現在駐車場の方はすごく荒れていますしちょっと狭いような気がするんですよ。何かの大会がある事に今申告がっておりますけれども職員さんが全部駐車場取られているので住民の方たちが申告に来られたり集会といいますか会議に来られた場合になかなか車を止められないという苦情があっていると思うんですけども、そういう苦情は町の方にあがっていますか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 今のところそういった苦情は聞いておりません。

○議長（宮本修治君） 森田議員、4回目です。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番荒田です。森田議員が3回目なので代わりにお尋ねいたしますけども今回舗装工事もされると思うんですけども、舗装される場合職員の駐車場はその期間どこに考えておられるのか、そういった駐車場を今後増やすイベント事等にはどっかを借りるとか鮎まつりとか大きなイベントの時は借りられていますけれども、そういった行事ごとにこの申告時期だったらこの期間は車の台数の確保が必要だろうとかそういったところは計算ができると思いますけど、その辺りはどう考えておられるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 工事期間中については旧庁舎の駐車場とか後はあゆみの駐車場とかを使ってやりたいというふうに考えております。これまでイベント等で職員の駐車場がないという場合は付近の民地の空き地をお借りしたというような所もございますのでそういった形で対応をしております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 任用職員のことですと各課に配置をされておりますので出てくるのは来るんですけど、今全体の職員の中で任用職員の割合といいますか、それが何パーセントぐらいなのか、そして町として何パーセントぐらいまで増やしたいのか減らしたいのかそこら付近とやはり同じ仕事なのか、仕事の内容について区別をされているのかという点をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 会計年度任用職員の状況につきましては今現在で会計年度任用職員が72名いらっしゃいます。職員が今再任用も任期付も含めまして一般行政職で131名ということで率にすると約35%というところでございます。会計年度任用職員の仕事と

しましては色々な仕事がございます。一般事務、役場の事務補助もありますし学校関係には色々学校の運営に携わる方、スポーツ指導員的な方、色々な職種がございます。一概にこういった仕事をされていたということを一言ではお答えできませんが職員がやるべきことは職員でやりますが基本的には職員の事務補助ということになります。それと今いろんな産休とかという場合に職員が休んだり長期休暇をとったりする場合にも会計年度任用職員でできる部分は任用職員の方に事務をやっていただくというようなことで進めております。今後どのくらい率を設定しているのかというのは特にはございません。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 説明資料の5ページで先ほどから甲佐高校の魅力化支援事業ということで今回も拡大事業が計上されております。甲佐高校については入学者数が減少、存続の危機までとは言いませんが減少している、なんとかこの歯止めを食い止めたいというところでございます。今度の新1年生の合格者数29名は確定しております。甲佐高校だからこそ持てる夢とか甲佐高校だから持てる自信、甲佐高校だから持っている誇りというものがあるはずだと僕は思っております。そういった意味でいろんな就職や進学先とこういった連携を図ることは素晴らしいと思いますが、1つの就職先として甲佐町役場というのも1つの僕は魅力だと思いますが、近年甲佐町役場に甲佐高校出身の方が入庁されてはおりますか。もし人数等も分かるのであれば教えて下さい。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 甲佐高校からあゆみ学舎設置をして入った職員が1名おられます。平成29年か30年定かではありませんがどちらかで1名今入っておられます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番。甲斐議員も質問された甲佐高校の魅力化支援事業のことなのですが説明事項の中で説明がありますが、もう少し具体的に説明ができないかなと思うんですよね。キャリア教育とか探求学習というのは内容がちょっとよくわからないですね。それと地域で活躍できる人材の育成というところもどう見ていいのか地域というのは甲佐なのか県なのかそういったところでどういうふうにお考えなのか、もう少し詳しくご説明いただければと思っております。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 甲佐高校の魅力化支援事業についてご説明を申し上げます。キャリア教育といいますのは対話型ということで対話の専門の先生方とオンラインでつないでまず自己意識、自己啓発そういうような部分を持っていただくように会話の中で成長していただくという部分での教育の授業をさせていただいております。また探求につきましては甲佐町のいろんな部分を探して地域の方が知らないそういう部分を探しながら

地域を知ることによって甲佐に愛着をもっていただくということで考えている取り組みでございます。

後地域で活躍できる人材育成ということは町内の企業もありますので町内の企業との連携も図りながら地元企業にも就職していただきながら頑張りたいという思いもありましたのでそういった形で今取り組んでいるところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員もう4回目です

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番、鳴瀬です。ページの40ページの総務管理費の中の委託料の中で町有林の管理委託料ということで19万4,000円ですけど計上されております。町有林の管理ということで場所と管理をされる相手方、それと管理の内容についてをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 町有林の管理委託料につきましては来年度につきましても甲佐岳と手蝶山について森林組合にお願いして間伐等の管理をお願いしたいというところで計上しております。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 無いようですので次に款3の民生費について質疑を行います。52ページから61ページ上段までの民生費について質疑をお願いします。52ページから61ページ上段までの民生費です。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 予算書の52ページです。民生費の委託料の町納骨堂清掃業務委託料ですけれどもこの委託は多分旧老人ホーム、そのところにある納骨堂の清掃かなんかだと思うんですけども、ここは町としてずっとそこに置いとかれるのか、納骨堂じまいと言うかよく墓じまいとか言われますけれどもそういうお考えはないのかどうかを尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 上豊内にあります町の納骨堂についてですけれども、現在のところは墓じまいと言いますかそういう事については検討しておりません。ただかなり多くの方のご遺骨が納められております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料からなんですけれどもページの19ページの放課後児童健全育成事業ですが、そこに放課後児童クラブの名称がくるみクラブ、ゆうぐれハウス、げんきクラブという3つのクラブが載せてありますが、以前げんきクラブというのがあったような気がしますけれども、これは経営者が変わられたのか名称が変わられたのかご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） げんきクラブでございますが以前は保護者団体がされておりましたが現在はNPO法人にやっけていただいております。このげんきクラブの対象ですが現在乙女小と白旗小を対象にして白旗福祉ふれあいセンターで実施している状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 無いようですので次に款4の衛生費について質疑を行います。61ページ中段から68ページ中段までの衛生費について質疑をお願いします。61ページ中段から68ページ中段までの衛生費についてです。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 62ページなんですけれども子供の医療費助成金ですけれども、県の助成の対象が広がったという風に思うんですけれども、そういった点ではどういった影響があったのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 県の子ども医療費助成ですがこれまでは乳幼児医療助成と呼んでいたと思います。4歳未満のお子さんが対象でございました。今県議会で審議中ございまして予算はまだ通っておりませんが、予算案としましては就学前まで対象にするというのと中学生まで入院費用を見るといった内容になっております。現在の県の助成が年間で360万円を見込んでおりますので、拡充されましたら倍ぐらいになるのではないかと推測しておりますが、令和5年度の町の予算を立てる段階では県の予算も確定しておりませんでしたので県のことは考慮には入れてありません。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料の24ページに浄化槽設置整備事業が載せておまして令和5年度の設置予定数が載せられております。それで今年度の実績はどれだけあったのかご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 浄化槽の設置事業に関しまして令和4年度の実績ということによろしいですかね。令和4年度につきましては現在のところ56基の申請があがっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今56基ということで合計数であげられたと思うんですけれども、ここには説明資料には個別に詳しく載せてあると思うんですよ。そういった風な状況というのとは分からないですか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時38分

再開 午後 3 時40分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） お待たせいたしました。内訳ということですが、新設で34基、それから単独で12基、汲み取りで10基ございましてその内5人槽が41基、それから7人槽が15基です。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。
3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの62ページです。下の方の目の3の環境衛生費の説明の右側でグリーンカーテンコンテストの記念品代ということで報償費で8,000円出ていますけれども、この事業の実績と効果ですね。記念品代の8,000円ということでグリーンカーテンコンテストが私もピンとこないんですけれども、こういった事業なんですかね。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 前回も多分ご質問をいただいたかと思うんですけれども、この事業に関しましては温室効果ガス対策の事業の一環としてやっております、木を植えたり花を植えたりしてクーラーを使わないようにして温室効果ガスの対策をしていきたいと思いますという形で考えている事業なんですけれども。これに対しまして元々ここに関しましては環境フェアの中でグリーンカーテンコンテストというのを設けておりまして、その中で表彰を行ってございました。その時に商品に関しましてはフェアで出た商品をお渡ししているんですけれども、その後コロナ関係でグリーン環境フェアが無くなってその分の予算を商品代としてあてさせてもらっているという形で、そういった形で進めておりますけれども。基本的には自主的にやってもらうということが基本といたしますか、自主的にやってもらうための足がかりになる対策として考えておりますので、この事業については少額であります商品準備しているという形で考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） この事業については随分前熊本地震のもっと前ぐらいだったと思うんですけれども、要はCO₂なんかの先ほど話があった通り温室効果ガス効果のそれに対する1つの啓発として考えていただければいいかなと思って、商品等についても例えば植木鉢とか大きなやつとかそういったものを賞に入られた方には差し上げてさらに広めていただくというような思いでありますので、皆の前で表彰をしてというよりも啓発してそういった運動を展開していこうという目的で始まったものというふうに理解しておりますのでご理解いただければと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番荒田です。63ページの総合保健福祉センター費の指定管理業務委託料850万ありますけれども、コロナで利用者等も減っているのかなという状況だったのかなと思いますけれども、令和5年度の見通しとか目標ですね。今徐々にまた増えているのではないのかなと思うんですけども、その辺りをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） はいお答えします。12月の定例会でもお話ししたんですけどもコロナの感染が始まりました令和2年度から2,563名、令和3年度が2,701名、令和4年度これは1月末現在なんですけど4,526名が利用されております。来年度の令和5年度もコロナが5類とかに変わったりマスク外したりとかそういうのが出てきますので、見込みとしましては令和4年度よりは増えるのかなということで見込んでおります。実際的な人数というのはちょっと算定しておりませんが、向こうの指定管理者の業者さんが見込みを出されているのが大体7,000名ぐらいは見込みたいなということで聞いております。以上になります

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番、本田です。説明資料の26ページの一番下段の出産子育て応援交付金事業がっておりますけれども、この説明資料を見ると10万円相当の応援金かどうか、金品を妊婦さん並びに認証者に対して助成をするというような書き方がしてあるんですね。午前中、国保のところで48万の出産金はこれを世帯主にやるというような形で条例はなっているんですね。昨今の社会情勢を見ると説明資料に書いてある方が現実的なような気がして、国保の条例で世帯主にやるということ、ないとは思うんですけども今の社会情勢を見るといろんなケースがあるからどうなのかなということでこれは1つ提案ですけども、その点を勘案されるようなことを、条例について考えられてみてはどうかということで提案をさせていただきたいというふうに思います。またそういった事例があるのかないのかも含めて色々研究していただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 国保の出産育児一時金でございますが国保の被保険者が世帯主になっているという関係上、条例の作りもこのようになっているものと思います。現在支払いに関しては直接医療機関にお支払いをして残りが出た時は世帯主にお支払いするというのでやらせていただいておりますので、制度自体がこのようになっていますのでご理解いただければと思います。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 僕が理解するということは大事なんでしょうけれども、そういった不測と言ったらまたおかしいけれども今社会情勢を見ていろんな形態があるからその点は心配ないのかなという思いがありましたので今こういう質問をしております。

心配はいらんのかな。はいわかりました。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ないようですので総務課長から先ほどの答弁の訂正の申出がっておりますので発言を許します。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） すみません、先ほど森田議員の質問の中で作業服の貸与の年数というご質問で私が5年ぐらいたろうというようなことでお答えしましたが、作業服等の貸与規程というのがございまして、規定上は貸与期間は3年とする。ただし必要がある場合は期間を変更することができるという風になっております。3年が原則でございますけれども最近の被服についてはかなり耐久性もありますので、ほぼ永久的に職員に貸しているというような状況があります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。先ほど本田議員から質問されたところで質問を行いますが、ここに妊婦届出時及び出産届出時を通じて計10万円相当という経済的支援ということであるんですけれども、これは現金なのか物品なのかこの内容を見たらよくわからないんですが、そういったところのご説明をお願いします。それからこれは新しい制度なのか今まであった制度なのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） はいお答えします。まずこの事業につきましては令和4年の12月の国の補正におきまして創設されております。まず出産応援ギフトの分ですね。これは母子手帳の届けをされた後に申請があつてから5万円を支給する分ですが、これにつきましては現在町では現金で考えております。それと出産された後の子育て応援ギフト、これにつきましては5万円分のこども商品券を想定しております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

無いようですのでしばらく休憩します。4時から再開します。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。次に款5の農林水産業費について質疑を行います。68ページ下段から75ページ中段までの農林水産業費について質疑をお願いします。68ページ下段から75ページ中段までの農林水産業費です。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。予算書71ページの農機具導入補助金、説明資料では31ページですね。550万4,000円計上されておりますけれども、どこの組織なのかと商品ですね、何を検討されているのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは農機具導入補助金の内訳についてご説明申し上げます。まず1件目が長短補助になりますけれども甲佐町環境保全型農業研究会、ここがロー

タリこれが1台でございます。それと2件目これも長短でございますけれども、上早川3区の生産組合、コンバイン48馬力。それと次も単独3件目です。ななたけ生産組合、これにつきましては田植え機5条植えが1台、それと4番目農事組合法人糸田、これについてはトラクター1台。以上4件となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。今説明いただいた中でななたきとおっしゃいましたか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） ななたけです。これについては認定農業者一戸を含む任意組織でございます。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） どこというわけじゃないんですけれども今酪農家の減少が非常に加速をしているということで、農業新聞等にも非常に厳しい状況が載ってくるわけなんですけれども、そういった点で酪農家の皆さんからの要望はないのか、そういった支援が必要ではないのかという風に思いますが、その点については検討されたことはないのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 酪農家に対しての支援ということですが現下のところ農機具導入に関しましては酪農と言うか畜産業の方についても支援を行った実績もございます。昨年度についても1台導入しております。それとそれ以外についての根本的な支援ということでございますが、特に畜産関係につきましては県の畜産協同組合それとJAに直接のやりとりというのがほとんどございまして、町の方を通しての補助金の申請とかそういう部分については今のところございませんで直接畜協それとかJAとのやり取りを行われているものと認識しております。以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。私も荒田議員の農機具導入についてお尋ねいたしますけれども。私もいろいろ利用させていただいたと。先ほど申された今年度の物についても国・県の事業にのればそちらの方ということで理解してよろしいですね。

それと最近私は一回申し上げたことがあるかもしれませんが、以前はトラクターでもコンバインでも農機具を買おうと思ったらお金を出したら買えたんですよ。すぐ納品してくれたんです。ところが今こういう状況ですから非常に1年待つてください。車も一緒ですけども1年待つてくださいとかいうような話になっています。ですからこの事業にのせても納期が間に合わないということが発生しているというような状況ですので、なんとかその辺もそれがロシアとかウクライナの戦争とかで色々半導体が足りないとかそういうこともあるから、解消するかもしれませんが当面は続くと思うんですよ。その辺についての対応をお聞きしたいんですけれども。おそらく国・県にも相談されていると思いますけれども国・県はなかなかいいですよ、ということはないと思いますけれども。それじゃあ長短の部分についても少しその辺を考えていただけないかなという思いで

質問をしていますけれども。その辺の担当課としてのご意見をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 農機具についての納期の問題でございます。以前お話しもいただいておりますのでその件について県それと農政局の方にも相談をいたしております。特に農機具についても大きなものと言いますか、コンバインであっても1,000万円を超えるようなものについては受注生産ということで、なかなか生産ができないということで納期が1年間遅れるようなケースも出ております。国の方にも確認しましたところ実際そういったケースが出てきておると、ただ国の制度上、全ての事業もそうですけれども繰越まではオッケーですけれども事故繰越ということにするとなかなか難しいというような判断をいただいております。ただ今現在についても県を通してそこについての要望は行なっているところですので。それとおっしゃいました長短についての農機具導入についてということでございます。長短につきましては基本的には小さい機械というのがほとんど多いというのもございますので、まず納期が間に合う部分については繰越で2年間のスパンでできるものについてはそのままおこなっていききたいというふうに考えております。そしてそれを今度を超えるような納期になった場合には例えば契約書であったりとか、そういう部分について補助金の交付規則の性質上、なかなか予算上も繰越、事故繰越というのができませんので、1回そこで決定自体を取り消して翌年度にまた新たに決定をするとかそういう風な手順について法的な部分についても検討していききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。説明資料の31ページの新規就農者総合対策事業、この令和3年度までにとということで今新たにはしていないのかなというのと、今6名と書いてありますけれども今何名ぐらいいらっしゃるのかと、私はこれ3回目なので合わせて聞きますけれども、次の32ページに新規就農者支援事業ということで200万円の補助がありますけれども、これの申し込みの予定があるのかどうか、その2点お尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） まず新規就農者の支援事業ということで従来までの次世代人材育成事業いわゆる150万円の5年間の交付というのが令和3年度をもちまして一旦その制度が終了しております。令和4年度から新たな制度となりまして2つの事業に分かれております。

まず150万円を3年間もらえる給付金、それと融資、農機具を購入するときの融資と合わせたところでの支援というのがございまして、それについて新たな事業という風にして今回新たに計上しております、令和4年から。実際令和4年度も夫婦型ということでお2人がそこに申し込みをされて融資が限度額の500万、それと150万円の夫婦型ですので1.5倍になります。その3年間というところで今回決定を出しているところでございます。それを含めたところで今までの新規就農者の就農状況でございますけれども、制度が始

まった時から計算しますと24名の方が新規就農で認定を受けておられます。そのうち離農された方が1名、それと拠点を御船町に移されて甲佐町の支援から外れた方が1名、ということで実際その24名中22名が甲佐町で就農されているという状況になっております。

それともう1個の200万の方ですけれどもこれは長短で行なっております新規就農者認定5年間の間に1回だけ農機具、機械設備について2分の1の補助を行うというもので、今の新規就農者の方に対して要望調査を行って今年令和5年度については今のところ2名の方が行うということでなっております。ただそれにつきましても今後必要ということであれば人数が増えた場合にはまた補正予算で対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番。予算そのものでありません。我が町の農業のことで1つ質問をさせていただきたいと思います。実は3月2日に再生協議会がっております。町長、担当課長が出席されておられました。その中で質問された方が毎年400万円ほど減額されているんだけど、先行きが暗いとかそういう感じの質問をされたんですよ。それに対する答弁は担当係長が国からの予算が減っていますからという答弁で終わってるけれども、実質的に国からなぜ減ったのか、そこら辺が私は示されていないと思ってるんですよ。それについてやはりこの場で担当課長の方から答弁というか回答を是非いただきたいと思えますし、またこの議会が終わってから部落座談会を望まれるというふうに聞いております。そこら辺でもしっかりとそういったことを部落座談会でも周知していただきたいと思えますので担当課長の方からのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは経営所得安定対策交付金、この件についてご答弁を申し上げます。議員おっしゃいました通り先だっの再生協議会の中で400万程度ずっと減っているというところでお話があったところでございます。実際問題、国の単価も若干ずつ下がっては来ております。それについてその内容というものがどういうものなのかというところもまだ理由と言うかそういうところまでの分析にはまだ至っていないような段階ではございます。ただ例えば農業委員会の全国大会での要望活動であったり、県を通して農政局への要望、それと農政局が直接町に予算説明等で来られますので、その時にそこについての増額と言いますか、安定的な交付についてお願いしているような状況でもございます。ただ今回大きな変更点としまして畑地化、国の方策としては畑地化の作物をやっぱり増やしていきたいというところで、なかなか産地交付金から畑地化の方にシフトしていくような流れも考えられます。ただそれについても国からは明確な答えというものは出ておりませんので何とも言えませんが、これはあくまで個人の感覚ですけれどもそういうところも影響しているのではないだろうかという風には感じております。

ただ引き続き今年度も会長と一緒に東京の方で要望活動もしていきますので、その時には直接要望していきたいというふうには思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番。わかりました。私はそこで議長ということを見せていただいていたことは、甲佐町の耕作面積370町かな、でいくと400万、単あたりにすると1,200、1,300円というところと、とやうとあれだけでもそんなに高額な金額ではないという風には感じております。その分だけブロックローテーションしかりだし畑地化、いわゆる農業生産を上げるということで農家の所得を向上させると、また安定させるという方向で私は担当課長が立って答弁されるかなとかちょっと期待をしたんですけど、そこまでは至っておりませんが。そういった補助金頼りの農業からそういった生産から安定した収入を得るという方にもまた考えていかなければならないし、また何も国からの補助金だけではなく町からのいろんな農業的な指導とかそういったことでも何とか生産を上げ安定させるという方向でも言って欲しいなという思いがありますので、また団地化、ブロックローテーションで大豆の団地化が崩れそうな雰囲気なんです。そこも何とか5年に1度をクリアしながらでも団地化を成功させるような方向性も私は是非ともこの部落座談会ではこう指導していただきたいという思いがありますので今この質問をさせていただきます。どうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 議員おっしゃる通りだと思います。特に水張り、5年に1回必ず必要となってまいります。それを行うためにはやっぱり計画的なブロックローテーション、特に昨年におきましては大豆はあれですけど麦あたりの東京あたりも前に戻って結構いいような形でゲタの場合についても交付額が増えております。そういうところを組み合わせながら計画的なブロックローテーションを行っていただいて、もちろん生産を上げる、等級を上げる、ただ交付金自体についてもいつどうなるか分かりません。国の方針によって変わってまいりますのでただももらえる間については取りに行くというように形で経営を安定していく、そういう風な観点で総合的に考えていきたいというふうに考えます。ありがとうございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの74ページの12の委託料の中にカワウ被害防止の活動委託料というのがあります。これは私何回も聞くかもしれませんが、これにつきましては甲佐町のPRの一環である花と緑と鮎のまち、特に鮎のまちで緑川漁協さんと連携をしながら稚鮎の放流も行なって甲佐町はおられますけれど、このカワウの追い払いについても数年になって、私は去年の令和4年の話ですけども、非常に効果が出たなと思っております。6月1日の解禁の時から川に入っていきますけれども、非常に令和4年は良かったですね。鮎の遡上だったり漁協さんの放流、それとこの追い払い、いろんな条件が去年は功を奏して非常に良い釣果、それと町外からの方たちのいいお言葉も私の耳にも入ってまいりました。ということで漁協さんの方もカワウの駆除についても何か実施されているということもお聞きしておりますので、その辺がもし担当課の方で駆除数と

かということが分かるのであればその数字を教えてくださいということと、この事業については継続をされていくのか、その2点についてお願いをいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） カワウの被害防止活動委託料でございます。鳴瀬議員の方から何回もこの件についてはお話をいただいておりますけれども、前にも答弁いたしております通りこれについては町としてもやっぱり継続的に行っていくことが大事と考えておりますので、今の段階では継続的に行っていきたいというふうに答えさせていただきたいと思っております。それと漁協さんの方で駆除活動をされております。これについて2月の中旬ぐらいの令和4年度の数字なんですけれども、これで今年が375羽を取られております。昨年度がかなり多くて594羽ということでかなり多い数字になっております。ただカワウについては今から先も出てくるということでこの数字は若干増えると思っておりますが、本年度の2月13日現在ということで数字が375羽という風になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料の32ページの多面的機能支払事業のことでお尋ねいたします。多面的機能支払事業で私は地元でもありますが上豊内の資源保全会の活動再開の見通しがどうなのかということでお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 多面的の上豊内資源保全会の件ですけれども、先だっの議会で債権放棄のご議決をいただきましてその債権については町の方で不納欠損処理をしております。で債権がゼロということになっております。今の段階でその役員さん達に対して債権放棄がご議決されたその後から全て総会を開いて今後の活動について一旦組織を解散するのか、もしくは組織の中身を再編して続けていくのかというところで話し合いをして図っていただきたいということでお話をしております。その後何回か役員会を開かれて実際そこについて総会を開く、もしくは書面議決ですのかということで協議をされておりますけれども、今日現在の段階ではまだ開かれていないような状況です。ただそこについては先だっ先々週末役員さんが集まって話をされたということで前向きに話は進んでいるというようなことは聞いております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

ありませんか。ないようですので次に款6の商工費について質疑を行います。75ページ下段から78ページ中段までの商工費について質疑をお願いします。75ページ下段から78ページ中段までの商工費です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 76ページですけれどもふるさと甲佐応援寄附金返礼品というふうにありますけれども返礼品の業者の数、どのくらいの業者の方がおられるのか尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 業者につきましては44業者ほどとなっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。説明資料の36ページ観光宣伝事業についておうかがいたします。古民家交流拠点施設構にぎわってて、ものすごく通日も利用者も多いです。ただ入って行かれるのに行き方がわからなくて迷ってる方も非常にいらっしゃいます。私も5、6回ほど案内をしました。周りの方からも道も狭いし非常に危険なのでちょっとした看板でもつけていただけないだろうかというお話がっておりますが、この辺については今後どうされますか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 当初あそこを作った時には古民家ということで探してきていただきたいという思いもあって看板等が作ってなかったということを聞いておりますが、議員おっしゃる通りあそこのイタリアンレストランが想定外に賑わっている部分があって今来場者も増えておりますので、これについては指定管理を出しておりますので指定管理を委託しておりますパレットと協議をしてこの対応については検討していきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。先ほどの9番議員の質問の中でふるさと返礼品の業者44社とお答えがあったんですけれども、その中で米を扱われる業者さんは何社いらっしゃるのかと、どれだけの返礼品に米が使われているのか。それとどれくらいの金額になっているのか質問をいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 44業者のうち米を扱う業者が何社と米の販売がどれくらいかという部分でしょうか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時26分

再開 午後4時27分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） すみませんお待たせしました。何業者ていうのが中々そこまで資料がなかったんですけれども令和3年度に調べましたところで肉類、米類というところでの金額等が出ておりますのでそれでお答えをさせていただければと思います。肉類についてが2億3,000万、米についてが1億8,600万という形になっております。その他上位3つあげますと野菜果物についてが9,400万程度の返礼品の代金となっております。

件数といたしましては肉類が2万1,000件、米が1万8,000件、野菜果物が6,700件程度という形になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。しばらく休憩します。

休憩 午後4時28分

再開 午後4時37分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 大変時間を取らせました。キロ数、数量については総額の金額から1万円で大体16キロ今年度は出しております。それと全てがキロ数ではありませんけれども、それでおよそ計算いたしますと約年間で300トンのキロ数になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 会議規則第8条第2項の規定によりあらかじめ時間を延長します。ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 無いようですので環境衛生課長より佐野議員の質問に対する答弁の申し出がっておりますので発言を許します。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） お時間いただきましてありがとうございます。先程4款衛生費の中で佐野議員の方から浄化槽の設置状況につきまして令和4年度本年度の状況をとということでお尋ねがありました中で内訳を5人槽を41基、7人槽15基とお答えしておりましたけれども、正式には間違っておりまして正式には5人槽が49基、7人槽が7基、計56基になります。これは2月末現在の数値になります。訂正してお詫びいたします。失礼いたしました。

○議長（宮本修治君） 税務課長より答弁の訂正がっておりますので発言を許します。税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 午前中の荒田議員のご質問でしたけれども、認可地縁団体の不動産の固定資産税のご質問でしたけれども、私全部が減免になりますというような答弁をいたしておりましたけれども、あくまでも認可地縁団体が収益事業を行っている不動産に関しては減免が出来ないということですので、あくまでも認可地縁団体が所有している不動産の中で公益に使っているものに関して減免が出来るというようなことで訂正をお願いしたいと思います。失礼いたしました。

○議長（宮本修治君） お諮りします。

ただいま議案第19号、令和5年度甲佐町一般会計予算の歳出の質疑中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これで延会することに決定しました。

明日、15日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後4時40分

3月15日（水曜日）

令和5年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第4号）

1. 招集年月日 令和5年3月10日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 3月15日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 3月15日 午後2時36分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 永井恒一	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 白石亨	住民生活課長 橋本良一
健康推進課長 上古閑一徳	福祉課長 宮崎貴美代
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	
農業委員会事務局長 井上幸介	選挙管理委員会書記長 北野太
代表監査委員 豊永康法	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 鳴瀬美善 4番 森田精子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 議案第19号 令和5年度甲佐町一般会計予算
- 日程第2 議案第20号 令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第21号 令和5年度甲佐町介護保険特別会計予算
- 日程第4 議案第22号 令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第23号 令和5年度甲佐町水道事業会計予算
- 日程第6 発議第3号 甲佐町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第7 発議第4号 甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議員の派遣について
- 日程第9 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第10 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第11 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

6番荒田議員から午前中欠席する旨の報告がっております。

これより本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として議員、執行部及び事務局職員はマスクを着用することとしております。

また、傍聴者におかれましてもマスク着用のうえ、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 議案第19号 令和5年度甲佐町一般会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第1、議案第19号「令和5年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。

昨日、歳出款6、商工費までの質疑が終了しております。

本日は歳出款7、土木費からの質疑を行います。この質疑はおおむね款ごとに行いたいと思います。なお、資料として令和5年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和5年度から令和7年度の甲佐町実施計画書が配布されております。この資料からでも質疑できます。

それでは款7の土木費について、質疑を行います。

78ページ下段から83ページまでの土木費について、質疑をお願いします。78ページ下段から83ページの土木費について、質疑をお願いします。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。説明資料の38ページの中の県営事業負担金についてなんですが三本松甲佐線の事業の実施が予定されているということで、上揚の採石場の先から上揚まで至る間、ここが狭くて非常に通りにくいという話を宮内の方々からも聞いておりますが、その辺はどうなるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） ご質問の採石場から上揚集落までの堤防の区間につきましてはここにあげております経営事業負担金の中には入っておりませんが、県の方では昨年度から概算設計ということでそちらの区間も今現在上揚住宅周辺の狭小部分の改良工事を予定されており、その後そちらの方にも計画が移行されるという風に聞いております。以上です。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。ただいまの関連ですけれども三本松甲佐線のバイパス

化の問題があるとは思いますがその辺はどうなっているのか町長にお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） バイパス化の件についてはこれまでも三本松甲佐線の期成会を通じてここ数年要望をしているところであります。実は3月8日の日に県議会の一般質問が行われまして増永県議からこの件について質問をされるという情報を得ておりましたので私も数人の皆さん方と一緒に、議長も一緒に同席されましたけれども、県議会の方を傍聴させていただきました。その中で亀崎土木部長の答弁がありまして、このバイパス化についての概算設計の費用については新年度の予算の中に盛り込んであるというような回答をいただきましたので、非常にこの件についてはありがたい思いで聞かせていただきましたけれども、ようやくこれが実現に向けて一歩進んだというようなことになりましょうし、今後も引き続きその事業の推進化に向けて重ねて要望をやっていきたいというふうに思っております。非常に嬉しく思っただけで帰ってきた次第であります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番。資料の40ページです。この道路改良の中で⑦町道西寒野打越線の改良工事ということで継続事業ということで載っていると思うんですけれども、説明にもあります通り寒野地区と美里町を結ぶということで本路線については数少ない甲佐町でも一級町道であると私は認識しております。今回歩道も整備されながら白石地区のところまで現在工事が進行形でございますけれども、工事が終わった時に終点であります当初の計画の沖田地区までの工事の延伸と言いますか、計画の中で現在どのような形で進められているのか、その辺について担当課のご意見をいただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。現在西寒野打越線につきましては鳴瀬議員がおっしゃられました通り白石地区までの改良工事を実施しております。令和4年度の予算を繰越まして、まずは令和5年6月まで改良工事を完成させていく予定としております。その後令和5年度の予算において沖田地区までのここに書いております約260メートルを舗装と一部改良を行っていく予定としております。最終的には沖田地区までの完成は2か年ほど計画しておりますので令和6年度には順調にいけば完成していく予定と計画をしております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料の40ページに通学路の交通安全対策事業があげられております。カーブミラー等の整備を行う予定とありますがこの中にはありませんが横断歩道や道路上の白線、一部塗り直しもあっているところを見ましたけれども、まだまだ消えている白線や方向指示の白線も消えている箇所が多数あるという風に思いますが、それはこの通学路の交通安全対策事業の中には入っていないのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 通学路安全対策事業の中に佐野議員おっしゃいました横断歩道の白線が消えているところとかも一部入っております。全改良計画に合わせて白線を引いたり舗装補修に合わせて白線を引いたり全て現在その工事に合わせたところで白線を引いて、以前にも白線と横断歩道を集中的に行った経緯がございますので危険な箇所は県あたりとも相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。白線が消えてる事によって通行する車が右折路線や左折路線に入ってまっすぐ進むとかいう事態も見ることがあるんですよね。やはりそういう信号のあるところないところ関わらず白線の整備というのは本当に必要なことじゃないかなと、やはり交通安全とも結びつきますので、よろしくお願いをしたいという風に思います。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番。予算書の83ページ住宅費の中の14工事費ですけれども町営住宅街灯設置工事というのが110万円予算化してありますけれども、この町営住宅の街灯の設置を予定されている住宅というのはどちらになるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） こちらの110万円の予定地区につきましては乙女団地を予定しております。町営住宅全体につきましては街灯あたりが暗くて見えないところを調査しまして乙女団地と白旗団地、下横田団地ありましたけれども今回は乙女団地、順次他の団地も進めていくような計画を立てております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

次に款8の消防費についての質疑行います。84ページから87ページ中段までの消防費について質疑をお願いします。84ページから87ページ中段までの消防費です。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ86ページの消防費防災対策費の委託料の中に防災行政無線の保守点検委託料があげられておりますが、その関連でお尋ねいたします。防災無線の設置状況が世帯とか企業とか事業所とかありますが、どうなっているのかということと防災無線が電波が入りにくい状況があるということと上揚住宅とか入りにくいというお話を聞いておりますけれども、そういった入りにくい場所の確認、または対策とかをされているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） それではお答えいたします。防災行政無線の保守点検委託料ですけれども、これにつきましてはまず基地局があります。基地局について年2回の委託ということで点検を行わせております。

次の入りにくい場所なんですけれども、うちの方で入りにくいというのが申し訳ござ

いませんけれども把握というのがなくて、その行政防災無線がジージー音がするとちょっと不良になったというので連絡をいただいております。その場合はすぐ委託業者の方に連絡をいたしまして委託業者とその家庭の方と連絡を取っていただいて委託業者が出向いて修理を行っていただくという風にしております。無線が入りにくいというのは申し訳ございません、うちの方ではそこまでは把握しておりませんので、個人のお宅で入らないというところが来ればこちらの方でまた委託業者の方と調整をして対応したいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。設置状況についてもお尋ねしたと思っておりますけれども。

○議長（宮本修治君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（永井恒一君） 失礼しました。設置状況についてお答えします。設置状況につきましてはうちの方で把握しているのが大体85%、町内ですね。新しく入られて来られたところには促しておりますが、そこでいないという方もいらっしゃいます。一応うちのところで85%把握しております。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 説明資料の46ページなんですけれども馬門川浸水対策事業ということで1,600万計上されておりますけれども、これまでは馬門川については工事がなされた経緯がありますけれども、今回の洪水調整機能を持たせるというような工事ですけれどもどういった工事なのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 馬門川浸水対策事業ということで馬門川という名称が出ておりますけれども、馬門川に対する浸水被害に対しては馬門川を改修することを昨年度検討しましたけれども、なかなか馬門川を改修することは難しいという検討結果でその上流部にあります馬門川の溜池ともう1つは通称でしょうけ溜池ということでしたので、その2つの溜池を調整機能を持たせて馬門川の流下能力に合わせながら慣らしていった浸水被害を軽減させようという対策を令和5年度、そちらの調査設計に入るための予算を計上させております。両方の溜池か片一方の溜池の調整をして下の船津地区の浸水被害の軽減を図るというような工事を考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。説明資料の44ページ消火栓設置負担金事業、私事であれですが2月には母の家が火事になりまして特に職員の皆さん、役場の皆様に非常にご心配、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。そこでその時消防団の方からお聞きしたんですが水利が少ないというお話も出ておりました。今回こういう北早川、府領、田原、古閑、芝原、上田口にされると、これは非常に良いことだと思います。また今後他の部落からも要望は上がってきていると思いますが、その辺でこの事業は今後どれぐら

い継続される予定でしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 消防水利につきましてはまずは自然水利がございます。それと防火水槽ですね、それとこの消火栓というのがありますけれども、先ほど田中議員おっしゃられました通り消火栓が初期消火には一番有効な水利というふうに認識しております。来年度は8箇所消火栓を、これは道路改良工事に併せて行うものでございますけれども、消火栓もかなり本町には設置をしてありますけれども老朽化しておりますので、その要望とか工事にあわせて更新しながらしていきたいと思います。考え方としましては防火水槽もございますけれども、まずは今自主防災組織あたりも活動が活発になってきておりますので初期消火の第1の水利となる消火栓の設置を今後をしっかりと考えていきたいというふうに考えております。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料の46ページの③と④についてお尋ねをいたします。大町地区の排水機場整備事業、この事業による浸水被害の軽減の見込みはどのようなのかということと、事業の完成予定をお尋ねいたします。それと大井手川浸水対策事業、令和5年度は調査測量設計の予算というふうにあります、今後の事業計画はどのようなのかお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。まず大町地区排水機場整備事業につきましては今年度大町地区の樋門がある所の下流部分に内水対策で出た水を排水する施設を予定しております。そこに釜場を作りまして内水を外水である緑川に排水するような施設です。その効果というものは市街地を流れる大井手川から仁田子地区方面からずっと田んぼの方伝わってその下流部に流れてきますので大井手川の流下能力の向上にもつながりますし、市街地の内水を排水にすることで市街地の浸水軽減にも効果が出てくるという風な考えでおります。

それと4番目の大井手川浸水対策事業につきましては大井手川の甲佐高校のちょっと下流部付近に現在使われていないせきがございます。そのせきを撤去する事により大井手川の流下能力が上がることで大井手川に合流します湯田川あたりの流下能力も上がって大井手川の水位、湯田川の水位が約50センチ程度下がる見込みという検証効果が出ておりますので、使われていないせきを撤去する事によって浸水被害の軽減に繋がっていくものとするためこの事業を測量設計を今年度やって、令和6年度に工事の方に入っていきたいというふうに計画をしております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番。資料の48ページ令和5年度の新規事業ということで甲佐町老朽空き家除去促進事業ということで80万円計上されております。新規事業というこ

とで令和5年度は4件を見込んでおられますけれども、具体的な場所、個人名はおそらく出せないと思うんですがだいたいどの地域なのか、それと所有者がおられるのかおられないのか、おられないとした時に所有権だったり法的な手続き、この辺についてはどのような進め方で実施されていかれるのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　それではお答えします。甲佐町老朽化空き家除去促進事業ですけれども、これにつきましては令和5年度は4件としておりますけれども予算の関係で2件ほどになるかと思えます。と言いますのが、補助金が最大40万円、3分の2のところを出すんですけれども、最大が40万円というところで最大出せばだいたい80万円になりますので2件程度になるかと思えます。

地域につきましては確か10件ほどうちの方としては考えておるんですけれども対象となる場所があります。その地域的には詳細で行きますと上豊内地区と仁田子地区、その辺りになります。ただこれにつきましてはどうしても所有者と連絡が取れてそして所有者の同意を得て解体を促して、そしてそこに補助金を出しますという取り組みですので議員が言われましたように所有者が判明しなかった場合となりますとこちらの方ではこの補助金対象にはならないということになります。ですのでまたそういう場合には税務課さんの方とも協力して追跡捜査をさせていただいて、なるだけ所有者を判明してそれから解体の方を進めていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（宮本修治君）　　鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君）　　3番です。ということはやっぱりそういった対象となる物件については地域から特に地域で生活される方達が交通のために支障があるとか、子供たちが通学に怖い思いをするというような要望があってあがってくるのか、それとも行政の方から調査されてこことここは危険ですね、というようなことを逆に区におろすんですかね。どっちから上がってきますか、これは。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　お答えいたします。令和2年度あたりに私が着任する前に業者を使いまして空き家調査を行っております。そして行政区要望からも空き家で危ないという情報も上がってまいります。双方から把握している状況になります。以上です。

○議長（宮本修治君）　　ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君）　　11番。先ほど5番議員の質問の中で大町地区の排水対策とか大井手川の対策というようなことがあっておりますけれども、すいませんがこの実施計画書の34ページのところを見ると地方債という形で財源内訳が載ってきているんですね。例えば大町地区の排水対策が6,100万、地方債となって実施計画書を見ると34ページに。この場合この地方債の性格というあたりをちょっと説明をお願いしたいというのはこの財源で、例えば過疎債という場合は施行の7割とかありますけれども、この地方債を使った場

合どういったことになるのかその点をお聞かせ願いたいのと、もう1点事業を受ける時財源内訳というのが非常に大事だと思って、財源内訳を見ながら補助金事業についてはこの事業はそこまでする必要はあるのかなとかどうかなと思うけれども、補助事業で国から県とかあるならやられてもいいかなと思いますので、財源内訳が非常に大事だと思うんですけれども今度タブレットを導入するにあたって実施計画書というのはその中に入ってくるのか入ってこないのか、この2点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 事業についてまずはどういった起債を使っているのかを説明したいと思います。内水対策に対する事業につきましては緊急自然災害防止対策事業債とこのを使っております。この事業の財源内訳につきましては充当率100%で交付税措置率が70%ございます。70%は交付税で返ってくるというような事業債でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 今の地方債の説明はよくわかりました。70%の償還ができるということ非常に有利な起債をされるなという思いをいたしました。それとこのもう1点私がお願したいのはこの実施計画書というのは事業を見ると財源内訳まで載っていて我々が事業を見る時になるほどなという風になりますし、普通はここまで詳しく財源内訳は載ってこないの一般の予算書には、実施計画書については非常に重要な資料だなという風に思いますので是非とも今度議会に導入されるタブレットにこの実施計画書を載せて欲しいという思いで今質問しておりますけれども、これは要望です。それについて今どういうふうに考えておられるのか、その点をお聞かせください。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時33分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） タブレットの件は議会側の問題でありますのでこれは今後議会側の方で話として進めていきたいと思っておりますので先ほどの質問は撤回させていただきます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。先ほどの空き家対策の件なんですけれども、予算としては80万円あがっていて4件程度の見込みがあるという風に言われたんですけれども、そうすると1件20万ということなんですけれども。そうするとやはり解体費用というのは200万前後はかかるというふうに思うんですけれども、そういった点でその4件の見込みのところがそれで了承して、そういった話ができているのか、それと国とか県とかそういった団体での補助金というのはないのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。先ほどの空き家対策の件ですけれどもこれについては4件ということで見込み数をあげていただきましたけれども、解体費用も相当かかるということで国とか県の補助はあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時38分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） お待たせしました。先ほどのご質問ですけれども国の補助もごさいます。社交金もごさいますのでそれも含めて3分の2、最大の40万ということになります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 無いようですので、次に款9の教育費についての質疑を行います。87ページ下段から105ページ上段までの教育費について質疑をお願いします。87ページ下段から105ページの上段の教育費です。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。説明資料の52ページでございまして。事業名が1番2番部活動外部指導者活用事業と部活動指導者活用事業というのがございましてけれども、この件に関しましてお尋ねします。今中学校が学校体育としてやっているんですけれども2025年頃からは社会体育に移行するというような感じもございまして。今国・県の方から指導

があると思うんですけれども、甲佐町としてはどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 運動部活動の社会体育移行ということでございますけれども、小学校につきましては本町におきましては平成29年度末にはすべて社会体育に移行しております。今中学校について社会体育に移行するというような方向性が示されておりますけれども、令和4年11月にガイドラインが創設されておきまして現在そのガイドラインに沿った準備に向けた前準備をしているというような状況でございますけれども。このガイドラインについてはまだ国・県からの明確な内容というのが来ておりません。現在の主な内容としてはまずは休日における地域の環境の整備を着実に推進するというところで、平日は出来るところから取り組んで休日の社会体育移行についてはまずは取り組んでいくということで、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間という風にしてございますけれども、徐々に可能な限り早期の実現を目指していただきたいというような状況でございます。

それとこれはスポーツと文化面両面の部活動の移行ということでいろんな問題がまだ詳しい内容がまだガイドラインとして示されておきません。まだ会費の問題とか用具、それと交通費とか施設の借上げ料、こういったものの他に指導者の報酬であるとかそういうのを協議して方向性を決めていく必要があるということで、現在はその対策委員会の設置に向けた準備をしているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） ただいまの質問につきまして私が県教委の委嘱を受けまして以降の準備委員会の委員を仰せつかっておりましたので補足をさせていただきたいというふうに思います。まず中学校部活動の地域移行というふうに報道されますけれども、平日につきましてはまだそこまで断言されたものではございません。当面は今説明がありましたように休日のということですのでけれども、なぜかと言いますと少子化に伴いまして部活動の結成がなかなか難しくなって自分がやりたい種目ができないとか、いろんなスポーツに対する多様な欲求も生じてきているということでその対応がなかなかできないということで、子供たちの部活動をする環境をこのままだと提供できないということ、それが1つ。

それともう1つが教職員の働き方改革。これは議員の皆様もご存知のように今非常に教員不足になっております。その原因としましては教職員の働く環境が非常に過酷だというようなことがありまして、なかなか手が足りないということで教員が足らなくて本来配置すべき先生の数その学校に配置できていないということで日本国中、本町内も例外ではございませんで、そういう状況の中で何とか教職員の働き方改革というのを今後の我が国の教育の在り方に影響するような問題でもありますので、国の方でまずは教職員の負担の大きな部分を占めている部活動の指導ということに働き方改革ということがあったわけでございます。

そういう中で国の方でまずは休日における部活動は地域と連携をしながら地域に移行

をして地域の力、その地域というのは町だけではなくてもう少し広い部分での地域移行ということが方向性として示されました。これはまずは運動部活動ということでしたけれども文化部も含めてということでございます。それを受けまして熊本県の教育委員会でも移行の準備委員会を立ち上げましてそれに私入ったんですけれども、今後令和5年度次年度から3年間を改革の集中期間ということで、これは全国的にそういう期間と位置づけですけれども中学校の生徒がスポーツに継続して親しむことができるような環境を作るということを目指して段階的に3年間、当初は3年間ということでしたけれども地方からなかなか3年間で完結は難しいという声が出たと聞いておりますが、3年間を改革集中期間にして段階的にできるところから取り組んでほしいということで、ただいま県教委の方では本年度中に推進計画が市町村に出されるということになっているということでございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。102ページですけれども総合運動公園の委託料1,000万についてどこに委託をするのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 総合運動公園の1,000万円の委託料ということですが、業者についてはこれからの選定になりますが、こちらの内容につきましては天然芝、野球場の芝管理の委託料、また防犯カメラ灯、また防犯カメラの管理委託料、またそこを管理していただく管理人、また整備をしていただく部分についての委託料等になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。100ページの委託料のところの麻生原のキンモクセイのことについてお聞きいたします。この金額うんぬんではございません。やはり天然記念物ということで秋になると非常に見物に来られる方もいらっしゃるということで非常に関心を持っておりますのでお聞きします。樹木医さんにいつもお願いされていると思えますけれども、ここ数年のキンモクセイ自体の状況、どういうふうに報告を受けておられるかお聞かせ願います。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） キンモクセイの保存事業、委託料につきまして、こちらにつきましては毎年県の文化財保護審議委員また樹木医さんの指導のもとにキンモクセイの状況を確認をしていただいているところでございます。前年につきましてはベッコウダケの除去とか肥料の配布等を行いまして状況は改善されたということでお聞きはしております。開花に着きましても毎年素晴らしいと言いますか開花をしているところでございますのでそういったことになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 一時期非常に心配されるような状況だったもんだから今課長の

報告じゃ元気になっているとそういう風に受けとめます。それでは地元の方麻生原の方とそういう状況であるということではやはり地元が一番分かると思うんですね。元気になってるのか悪くなっているのか、そういう話し合いというのはされているんですか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） そちらにつきましては区長さんとうちの担当の方とも随時話はしているところではございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） ぜひ天然記念物でもありますし注意深く関心を持って地元の方とお話をしながらこれからもやっていただきたいと要望しておきます。以上です。

○議長（宮本修治君） 8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。説明資料の55ページのキャンプ場管理事業これに関連でお尋ねいたします。今週末になりますと津志田河川にテントがものすごくたっております。平日でもあのように利用されて多くの方が来られておりますので麻生原運動公園が今後どのようにされるのかと、あそこもあれだけの津志田河川で利用されていますのであそこはもう少し木を切ったり竹を切ったりしてそういうキャンプ場にもできないものかと思ひまして質問したんですけれども、どうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今議員おっしゃいました通り管理が今少しうまくいっていない状況であります。キャンプ場とかの利用ということですがうちの方で今考えてますのが昨日のスポーツフェスタでもありましたように臨時駐車等での利用ができるならばと考えているところではございます。キャンプ場での利用ということについてはうちの方で検討させていただきたいと思ひます。

○議長（宮本修治君） 8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。前向きにとらえていただきまして津志田河川があれだけの交流人口が増えておりますので、できるならば麻生原運動公園の人もヘリコプターですかね、あそこも使われておりますけれども。運動公園の方もどうかキャンプでもできるような作っていただけるならばと思ひます。前向きに検討していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時56分

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。説明資料の56ページで令和5年度の新規事業といたしまして施設予約システム導入事業ということであっておりますが、これ

は非常に予約されていた方も待ち望んでいたシステムの導入だという風に私も期待しておりますが、他町を見ても御船とか嘉島のホームページも施設の予約というところがありましてそこから予約ができるようになっておりますが、現在の予約は電話等による予約だと思いますが今後この予約システムの方法というのはこのホームページからの予約に一本化されるのか、それとも電話と併用していくのかとかそこら辺はいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今予約については電話で確認を取っていただいて窓口の方でペーパーでの予約になっているところがございます。システムを導入した後につきましてはパソコンでの予約と予約状況の確認等も出来ます。またパソコン等もどうしても利用できない方もいらっしゃいますので、そちらにつきましては説明を行いまして登録をしていただきまして、できるならばパソコン上システム上での予約、どうしてもできない場合は適切な対応をしていきたいと思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。宮内地区の社会教育センターについてですけれども、この間様々な修理工事だったり様々な工事を重ねてきておりますけれども、これ以上の利用と言いますか活用について何か考えておられるのか、もうこのままなのかというのをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 宮内社会教育センターの活用につきましてですが平成27年度まではグランドバザール等を行いまして賑わいを見せていたところがございます。それ以降に熊本地震また豪雨、コロナ感染の広がりというところでここ数年はグランドバザールの開催もなかったところがございます。その中で宮内地区の皆様の高齢化等もありましてグランドバザールの再開については難しいかなと考えているところでもございますが、ここには甲佐町の民俗資料館というものを設置をしております。この中には昔の生活を知ります多くの民具が展示もしてあるところがございます。そういうところを町内はもとより町外の小中学校の方にPRをいたしまして学習の場としても提供ができるならばと考えているところでもございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料の55ページの②、③について質問いたします。陣ノ内城跡の保護事業で、びあんくび（農道の復旧工事）、これがどういうものかというのを地名なんでしょうかね。説明をお願いしたいということと、町文化財第3集の作成事業で刊行するとありますが、これについてもご説明をお願いします。以上です。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） びあんくびの復旧工事、こちらにつきましては陣ノ内城跡史跡地内の北東部に所在します通称びあんくびと言われている農道になります。こちらの方が近年の大雨等で崩落をしまして見学者や地元の車両の通行が危険な状況にあるため

に今年度4年度において測量設計をさせていただいております。令和5年度につきましてはこちらの復旧工事の予算の計上ということになります。

続きまして町の文化財第3集作成事業につきましては、こちらにつきましては町内に沢山の文化財が存在をしているところです。こちらにつきましてはA版で第1集につきましてはこういったものになります。こちらにつきましては第1集が平成2年に刊行されております。町内の300を超える文化財の方が掲載をされているところでございます。また第2集につきましては平成5年にこちらは2部構成になりまして史跡と郷土の芸能ということで掲載をさせていただいたところでございます。これに続きます第3集ということで約30年ぶりに刊行する予定をしているところでございます。こちらの調査作成の予算の計上という所になります。内容につきましては同じくA4のこのような形で3集につきましてはカラー刷りで予定をしております。同じく各地区の方から300を超える文化財の掲示を予定しているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番、鳴瀬です。すみません関連した質問ですけれどもびあんくびの農道ですかね。その復旧工事ということでございますが補助金を利用されるということですが、これは農道なので農業用の施設災害等の検討をされたのか、もしくはその災害要件を満たさずに別の国庫補助を利用されるのか、補助率はどのくらいになるのかそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 農道びあんくびの災害復旧についてですけれども、まず農政サイドの災害復旧というところでございますが、これが以前から徐々に侵食されたということで災害復旧の対象にならないというところで今回史跡の方に指定されたということで、そちらの方の補助を活用させていただいて復旧工事を実施するというような形になっております。内容の方については担当課の方でお願いいたします。以上です。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） こちらにつきましては、史跡内ですので重要文化財等防災施設整備事業国庫補助金の方を使っております。2分の1の補助になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。11時15分から再開いたします。

休憩 午前11時5分

再開 午前11時15分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に款10の災害復旧費から款13予備費について質疑を行います。105ページ下段から107ページまでの災害復旧費から予備費について質疑をお願いします。105ページ下段から107ページまでの災害復旧費から予備費についてまでです。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。予算の中には出てきておらないと思うんですけども林道の災害復旧、以前熊本地震以降、非常に林道については被災をして復旧に対して相当の時間がかかったと思います。今回予算の中には金額が出てきませんのでおそらく完了してしまったのかなというような状況で思っておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 林道の災害復旧についてお答えいたします。議員おっしゃいました通り熊本地震で全路線に渡って被災しております。その部分について熊本地震の災害復旧分については昨年事故繰越の部分で完了して全てが完了しております。その後の災害について昨年は幸いにも災害復旧にかかるような災害がなかったということで災害は発生しておりません。今現在のところ全て復旧しているというような状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので次に歳出全部について質疑をお願いします。32ページから107ページまでです。歳出全部です。32ページから107ページまでです。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。説明資料の6ページでございます。事業名防犯灯設置工事でございます。これに関連してお聞きいたします。農業されている方で農作物を作っておられる方、防犯灯に関しましては今LEDに全部変わってきてるかと思うんですけども、その農作物を作られている方からLEDによって影響があつてここはつけなくていいとか、どうかならんのかとかそういう要望とかはございますでしょうか。

○議長（宮本修治君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（永井恒一君） それではご質問にお答えします。議員ご指摘の通り防犯灯設置時におきまして米の育成とかに影響があるということで使用者の方からここにはつけなくてくれという要望は実際あっております。そういうことで対応策としましてはスイッチ式に変えて暗くなってからスイッチを切るとか、夜間はつけなくていいとか、後はカバーをつけて光がいかないようにするというような対応をとっておりますけれども、なかなかそのところ上手くないところがございますまして実際設置する場合の懸念事項となっております。今後は設置する場合はその田んぼ・畑の使用者の方の同意、また行政区長の方と協議しながら設置を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。説明資料の6番、昨日森田議員、荒田議員からも

質問がありました庁舎駐車場舗装事業についてでございますが、普段の来庁される時は今の状態でいいのかもしれませんが、結局は今の申告等こういう来場者が多い場合、そういう場合に住民の方のために駐車場のスペースを空けることはできないのか、そういうところをご検討を今後されるつもりはありますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 今は職員数も多くなってこれまでコロナとかでいろんなイベントも生涯学習センターで以前はあってましたけれども、その時は他の駐車場に職員が止めるということで対応しておりましたけれども、田中議員おっしゃられるように税金の申告とか来られた場合に駐車場がないとかいうこともあるかもしれませんので、その辺は調査をしまして今後そういった対応をしていくようなことで対応していきたいと思います。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料の13ページ④の事業名が人権啓発活動補助金350万円あげてありますが、この運動団体に対する活動補助として出されているものですけれども、その活動状況についてご説明いただけますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 活動状況ということで説明させていただきます。まず2団体、部落解放同盟甲佐支部と全日本同和会甲佐支部というところで、まず部落解放同盟の方から活動状況ということで説明をさせていただきます。全国の大会はコロナ禍により開催されておりません。それ以外で九州の大会だったり熊本県の集会だったり解放文化祭とかそういう行事は開催されて参加をされております。それと町の研修会であったり町・支部の研修会、それと先進地の視察研修ということで解放同盟においては参加をされているというところでございます。

それと全日本同和会の甲佐支部につきましては計画どおり全国大会から全国の青年部研修会、県連の研修会とか全国の女性集会、九州研修大会、県の指導者研修、全国の本部研修等予定通り今年度は参加をされているというような状況です。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入について質疑をお願いします。最初に款1町税から款14使用料及び手数料について質疑を行います。11ページから18ページ上段までについて質疑をお願いします。11ページから18ページ上段までです。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に款15国庫支出金から款16県支出金について質疑を行います。18ページ中段から25ページ中段までについて質疑をお願いします。18ページ中段から25ページ中段までです。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に款17の財産収入から款22町債について質疑を行います。25ページ中段から31ページまでについて質疑をお願いします。25ページ中段から31ページまでです。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入全部について質疑をお願いします。11ページから31ページまでです。歳入全部です。11ページから31ページまでです。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に本予算全部について質疑をお願いします。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 本予算全部についてということですので総括的な意味で質問させていただきます。奥名町長はこれまで震災からの創造的復興ということで大変頑張ってこられたという風を感じております。また数多くの実績も残されたと私も思いますし町民の方もしっかりとその辺はお分かりになっているという風に思います。特に復興のシンボルとして私の所から言いますと田口橋であったり昨日の熊本甲佐総合運動公園だったり、またその子育て支援住宅だったりまた復興住宅だったりという風に数多くの実績を作って来られたという風に思います。ただ先ほどの三本松甲佐線の問題でしたりまだ他にも懸案事項があるという風に思いますけれども、町長としてその懸案に対して今後どのようにお考えをお持ちなのか、それだけお聞かせ願えればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは総括的なお話をさせていただきたいと思っております。この令和5年度の新年度予算については私は4期目の最終年度の予算策定ということになります。それで今回の予算編成にあたってはマニフェストの中でも未達成の部分についてはその辺を達成できるようなことを考慮してそういった項目も含めて項目の中に入っているという風に思っているところでもあります。特に安心安全な町づくりということで申し上げておりましたし内水対策等についてはこれまでも議員各位からいろんな角度でご指摘をいただいております。それで今回大町の排水機場であったり馬門川の浸水対策、それから大井手川、湯田川の対策等についてもある程度方針を固めたところでの提案がなされているというふうに考えております。そういった事業についてもこれはやはり国が考える制度の中で時限立法と言いますか限られた期間の中でしか予算、そういった補助金であったり有利な起債だったりそういう制度が設けられておりませんので、町としてもその期間内に仕上げればそれだけ最小の経費で最大の効果を表すことができますので、そういった事柄については十分に活用させていただいたという風に思っております。

それからこの4年間の中で美里町と連携協定を結びましたのでその辺のこの内容に

ついても今回両町でPRビデオを作って両町の紹介をやっていこうということで今回予算を付けたところでもあります。それから少子化対策としては直接的な対策になるかどうか分かりませんが、夢チャレンジ事業についてもやはり子どもたちに夢を持たせたい、将来にわたって自分自身チャレンジをしてほしいというような思いから講演会を有名人を招いてそういう方々の話を聞いて自分に感じるころがあれば非常に良いことじゃないかなと思っての予算付けでございます。それと公共施設の長寿命化ということも考えました。庁舎の舗装であったりそれから乙女小学校の壁面の改修であったり、そういうことも考えての予算でもあります。

そういう中で今後の課題といたらやはり乙女台地の問題もありますのでこれをどう活かしていくかということがあります。ただ言葉には出しておりますけれどもこれを実現するためには相当エネルギーが必要でありますし時間的にも必要だろうということは十分理解をしているところです。ただTSMCのいろんな話もありますし農地についてもおそらく今のままの状況であれば県内においても企業用地として提供できるのは限りがあるので、やはり農地をどうやっていくかということは非常にどの自治体も考えておられると思いますので、その辺の情報収集については担当課含めてしっかりと周知をしながら本町にとってもそういったことが取り入れられないかということは真剣に考えていくべきだろうというふうにも思っております。

それとそのためにもやはり公共用地をいかに活用していくか、今白旗グラウンドもまだまだそのままの状況になっておりますし今即座に提供できる場所と言ったら甲佐町は白旗グラウンドしかおそろくないので、そういった土地についてをどう活用していくかということもこれは直近の課題だろうというふうに思っているところであります。それと県道については今、三本松甲佐線についてはある程度町の方針を固めましたし県の土木部におかれても町の考え方を十分理解していただいたと思っております。県の土木部長から直接県議会の中で三本松甲佐線の県道については概算設計、ちゃんと令和5年度の中で予算付けしてまずよということで回答もいただきましたので、これは着実に進んでいくものと考えております。

あまり時間もかからずにできるというところを考えた時には乙女橋からT字路になって田口方面に行くところにまだ未改良の部分が若干100メートルぐらいですかね。あそこが地震の時には非常に狭くなって通れない状況で無理して通っているような状況でありましたので、あの部分については何とか早期に改良工事ができるようにお願いしたいと考えております。

まだまだ言わなきゃならんことがいっぱいあると思っておりますけれども、まだあんまりメモをしていない状況だったので思いついたままにお話をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。町長に急にふりまして本当に町長の思いと言うかこれからの課題というのを一部でございましょうけれどもお聞かせいただきましてあり

がございました。そういう思いが本予算に反映されてというふうに考えております。本当にありがとうございます。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。様々な今言われたように課題がある中でその課題に向けて推進に向けて頑張っておられる職員の皆さんの給与の問題についてちょっとお尋ねをいたします。岸田首相も賃金が上がらない国としてこれから賃金をあげようということで今各企業に発破をかけているわけですけれども、OECDの中で33か国の中でも本当に最下位というようなことだそうですけれども、そういった点で一般企業の新入社員の方については非常に上がっているわけですけれども、そういった点で地方自治体の職員の皆さん、この人事院がどういったそういった動向と言いますか、そういったのがあるのかどうかですね。そういった検討が合っているのかどうか、そこら辺はどうなのかなという風に思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 地方自治体の職員の給与についてでございますけれども、国の人事院勧告また県が人事委員会で調査をされます。そこで民間の平均的な給料の上昇とかを見ながら毎年ベースアップしたりベースダウン、下げたりというような形で人事院勧告があります。私達はそれに準じて給与の水準を給与表を上げるか下げるかということで従うか従わないかということで判断しているというのが私たち公務員の給与の原則という風になっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。私は議案第19号、令和5年度甲佐町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。反対の理由は子育て世帯に対する支援についてであります。今年度から子ども医療費については18歳の年度末まで使用を広げられ子育て世代にとっては大変喜ばれているものという風に感じます。そうした明るい面もありますが異常とも言われるコロナ禍で全世代が苦しんでおります。重苦しい状況の中でありましたが急激な少子化を防止するためなど自治体の子育て世帯にもっと支援をしようという動きも全国的に広がっております。

それは学校給食への支援であります。昨年12月で254自治体が無償化に踏み切りましたというような報道もありました。新聞等の報道にもありますようにこの数ヶ月で支援自治体はさらに広がっております。町長の学校給食に対する考えも十分承知をしているところもありますが、今ある子育て世帯の経済的負担を軽減するため学校給食への支援を令和5

年度に是非とも検討いただきたいというような思いから令和5年度当初予算については反対といたします。以上です。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第19号、令和5年度甲佐町一般会計予算につきましては前年度予算よりも8億9,811万7,000円の増額、また総額で78億6,690万6,000円。内訳につきましても款1の議会費を除き、款2の総務費から13の予備費までほとんどの款が増額、あるいは拡充となっており、合わせて新規事業も取り入れた当初予算の編成となっております。町長の議会冒頭の提案理由、また先ほどの町長の答弁の中にもやはり予算の執行にあたっては最小の経費で最大限の効果を出すという思いで執行部の方も取り組んでまいられるということをおっしゃっておりますので、その言葉にご期待いたしまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第19号「令和5年度甲佐町一般会計予算」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本修治君） 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第20号 令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第2、議案第20号「令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第20号、令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億9,451万2,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

令和5年3月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。歳入です。

款1、国民健康保険税を2億1,413万6,000円としております。項1国民健康保険税で

す。

款 2、使用料及び手数料を10万円としております。項 1 手数料です。

款 3、国庫支出金を 3 万5,000円としております。項 1 国庫補助金です。

款 4、県支出金を11億1,186万1,000円としております。項 1 県補助金です。

款 5、財産収入を9,000円としております。項 1 財産運用収入です。

款 6、寄附金を1,000円としております。項 1 寄附金です。

款 7、繰入金を 1 億5,836万円としております。項 1 一般会計繰入金、項 2 基金繰入金です。

款 8、繰越金を1,000万円としております。項 1 繰越金です。

款 9、諸収入を 1 万円としております。項 1 延滞金及び過料から項 3 雑入までです。

歳入合計14億9,451万2,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款 1、総務費を3,212万8,000円としております。項 1 総務管理費から項 3 運営協議会費までです。

款 2、保険給付費を10億8,124万2,000円としております。項 1 療養諸費から項 6 傷病手当諸費までです。

款 3、国民健康保険事業費納付金を 3 億5,853万円としております。項 1 医療給付費分から項 3 介護納付金分までです。

款 4、共同事業拠出金を1,000円としております。項 1 共同事業拠出金です。

款 5、保健事業費を1,930万1,000円としております。項 1 保健事業費、項 2 特定健康診査等事業費です。

款 6、基金積立金を 1 万円としております。項 1 基金積立金です。

款 7、諸支出金を100万4,000円としております。項 1 償還金及び還付加算金、項 2 繰出金です。

款 8、予備費を229万6,000円としております。

次のページをお願いします。

項 1 の予備費です。

歳出合計14億9,451万2,000円としております。

本予算は、令和 4 年度当初予算と比較しますと、金額で304万4,000円、率にいたしますと、0.2%の減少となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。なお、資料として令和5年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和5年度から令和7年度の甲佐町実施計画書が配布されています。この資料からでも質疑できます。

最初に歳出全部について、質疑をお願いします。13ページ款1、総務費から22ページ款8、予備費です。歳出全部です。13ページ款1、総務費から22ページ款8、予備費までです。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。15ページですけれども、保険給付費のことでお尋ねをいたします。1人分の医療費については昨日お尋ねをいたしましたけれども、これが多いのか少ないのか、近隣に比べてどうなのかというのをお尋ねしたいのと、もちろん加入者の皆さんにとっては医療費が少ないに越したことはないんですけども、この医療費が非常に多いとすれば今は運営は県主体になっておりますけれども、この医療費が運営にどう影響するのかという点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 本町の保険給付費は近隣町と比べてどうなのか、またその増加が保険料にどう影響していくのかというお尋ねでしたが、近隣町についての資料を持ち合わせておりませんので県の平均と比較して説明させていただきます。令和2年度の1人当たり診療費が県では34万1,081円、これに対して甲佐町では31万8,646円。令和3年度が県36万129円に対して本町が35万2,704円となっております。医療費が増加していきますと保険料に反映しなくてはならないという状況でございます。県が毎年標準保険料率というのを算定しまして市町村さんに示すことになっていまして令和5年度の標準保険料率は令和4年度よりも高い水準のものとなっております。しかし本町では税率の改定はせずに財政調整基金を活用しまして令和5年度は据え置くということにさせていただいております。

しかしこのまま医療費が上がっていきますと今後財政的には非常に厳しくなることが予想されております。そうなりませんように健康推進課と協力しまして保健指導に努め医療費抑制に努めていきたいと考えているところです。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。わかもん健診についてお尋ねをいたします。

健診活動には随分力を入れていただいておりますけれども、わかもん健診がほしいどのくらいの方が数で受けておられるのかお尋ねいたします。その後の保健指導等はどうされているのか、その件についてもお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えします。わかもん健診につきましては令和元年度からぐらいで受診数はいいですか。令和元年度が68名、令和2年度が55名、令和3年度が71名、令和4年度が60名となっております。この中で基礎的な数値と言いますか、各検査項目で引っかかれたと言いますか、それ以上に数値が出ている方に関しましては個別に連絡を取りましてうちの看護師とか管理栄養士が訪問に行って生活改善とかそういうところを促している状況になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので次に歳入全部について質疑をお願いします。7ページ款1国民健康保険税から12ページ款9諸収入までです。7ページ款1国民健康保険税から12ページ款9諸収入までです。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 7ページです。歳入の中の一番上にあります一般被保険者国民健康保険税が対前年度比に比べて2,915万5,000円の減ということでございます。この理由につきましては先程お話の中にもありましたようですけれども、対象となる方が減っておられるのかなと思うんですけれども、その辺はわかりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 主な理由でございまして被保険者数の減でございまして。団塊の世代が令和4年度から後期高齢者医療に移られる方が増えてきまして、令和4年の4月からそれだけが要因ではございませんが、令和4年4月から令和5年2月末までに154人被保険者が減少しております。被保険者の減少が主な理由でございまして。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。議案第20号、令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計予算につきましては反対をいたします。これまでも申し上げてまいりましたけれども何よりも反対の理由は元々の負担の重さです。国保加入者の多くが年金生活者や非正

規労働者、無職の方等であり、その中で令和3年度の加入者1人当たりの実績は9万9,000円となっています。今とどまることを知らない物価高騰の中で年金は目減りをし、社会保障の解約や負担増が続いておりますし、そういった点では暮らしを一層追い詰めるものとなっております。暮らしや生命を脅かす負担が重い国保税の軽減、また少子化対策、子育て支援という点でも子供の均等割の年齢拡大等を図るべきです。また国保が社会保障として住民の命や健康、暮らしを守る本来の役割を果たすよう国にも国庫負担を増やすよう求めていただくよう求めて反対といたします。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第20号、令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計予算でございますが賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。ただいま各議員の質問からわかりますように国民健康保険の被保険者は減少していると、そういった中で1人当たりの医療費については増加していると、そのような厳しい財政の中、また平成30年に県移行になってからも厳しい財政運営の状況でございます。そんな中でも本年度は財政調整基金を取り崩して税率を据え置きのまま運営するということになっております。そういった中でも先だって国保運営協議会でも答申を受けているところでもございますし、そういった厳しい状況の中の工夫があった予算編成になっていると私は思っておりますので、以上の点から賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第20号「令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本修治君） 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第21号 令和5年度甲佐町介護保険特別会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第3、議案第21号「令和5年度甲佐町介護保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） それでは議案第21号、令和5年度甲佐町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億254万1,000円と定めるもので

す。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

(一時借入金)

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は1億円と定めるものです。

令和5年3月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1、介護保険料を2億5,195万4,000円としております。項1、介護保険料です。

款2、分担金及び負担金を50万1,000円としております。項1、負担金です。

款3、使用料及び手数料を1万円としております。項1、手数料です。

款4、支払基金交付金を4億964万9,000円としております。項1、支払基金交付金です。

款5、国庫支出金を4億3,013万7,000円としております。項1、国庫負担金及び項2、国庫補助金です。

款6、県支出金を2億2,196万1,000円としております。項1、県負担金から項3、県補助金までです。

款7、財産収入を1万1,000円としております。項1、財産運用収入です。

款8、繰入金を2億7,939万2,000円としております。項1、一般会計繰入金及び項2、基金繰入金です。

款9、繰越金を1,000円としております。項1、繰越金です。

款10、諸収入を892万5,000円としております。項1、延滞金加算金及び過料から、次のページになります。項5、雑入までです。

歳入合計、16億254万1,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1、総務費を3,795万5,000円としております。項1、総務管理費から項4、趣旨普及費までです。

款2、保険給付費を14億8,220万円としております。項1、介護サービス等諸費です。

款3、財政安定化基金拠出金を2,000円としております。項1、財政安定化基金拠出金です。

款4、地域支援事業費を7,656万4,000円としております。項1、包括的支援事業、任意事業費から項5、その他諸費までです。

款5、基金積立金を1万1,000円としております。項1、基金積立金です。

款6、公債費を1,000円としております。項1、公債費です。

款7、諸支出金を3,000円としております。項1、償還金及び還付加算金、及び、項2、

繰出金です。

款 8、予備費を580万5,000円としております。項 1、予備費です。

歳出合計、16億254万1,000円としております。本予算は令和4年度当初予算と比較しますと、予算総額で2,434万1,000円、率にしますと、約2%の増額で計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なお、資料として令和5年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和5年度から令和7年度の甲佐町実施計画書が配布されています。この資料からでも質疑できます。

最初に歳出全部について、質疑をお願いします。

14ページ款 1、総務費から23ページ款 8、予備費までです。14ページ款 1、総務費から23ページ款 8、予備費までです。歳出全部です。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ19ページの款 4 地域支援事業費の任意事業費の中の委託料に緊急通報システム委託料がありますが、これは何人分なのか。それと緊急通報システムについては普及に何か手立てがあっているのか、そういったことをご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時19分

再開 午後 1 時20分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 緊急通報システムについてお答えします。予算で申しますと令和5年度は52名の対象者を見込んで予算計上をしております。普及につきましては広報やホームページ、あと介護サービス等を利用される方に対して普及等しておりますけれども介護支援専門員、ケアマネさんとかがよく訪問等されますので、そういう場合にお一人暮らしの方とかで必要な場合には緊急通報をつけられてはどうかというご案内をさせていただいているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。お尋ねいたしますけれども現在要支援 1、2 につきましては町の総合支援事業であるようになっているわけですが、この事業がそれでやられているのか、それが事業所に委託されているのかどうかその割合を教えてくださいということと、要支援 1、2の方が何名ぐらいいらっしゃるのかということをお聞きします。来年度の9期の見直しが控えておりますけれども、そういった点では要介護の 1、2まで町の総合支援事業に移すということが議論されておりますので、その点も考えますとどういう風に今後なるのかなという思いがありますのでその点につい

てお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） お答えいたします。認定者の中で第1号被保険者数が今年の1月末現在で4,051人ですけれども、その中で要支援の1、2で認定されている1号被保険者65歳以上の方が189名いらっしゃいます。総合事業等の委託とか町で実施しているとか対象者の人数の割合については申し訳ありません、ここで統計等を出した資料を持ってきておりませんので、そのことについてはまた後からの回答でもよろしいでしょうか。

それと第9期介護保険事業計画に関して影響等といいますか、そういうところでお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、第9期の介護保険事業計画、これは令和6年度から令和8年度の3か年の事業計画になりますけれども、これを令和5年度に計画を立てるようになっております。これにつきましては現在のところ国からは計画に関する基本的な考え方を示されておりまして、今後の予定としましては今年の7月頃に全国の介護保険担当課長会議におきまして国からの基本方針案というものを示される予定となっております。その基本方針や甲佐町の高齢者数、あるいは地域資源等の実情等を踏まえまして、また令和6年4月に報酬改定も予定されておりますので、そういうものを総合的に勘案しまして甲佐町の介護保険事業計画を策定していく予定としております。このような状況でありますので現在のところ第9期の3か年の事業計画とか影響とかその辺りについては見込めていない状況になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ21の款4地域支援事業費の一般介護予防事業費の中で委託料で介護予防サポーター養成講座委託料があげてありますが介護予防サポーター養成の状況、受講者、それと活用されているかどうか、そういった状況についてご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 介護予防サポーター養成講座についてお答えいたします。介護予防サポーター養成講座は介護保険法の制度改正に伴いまして平成27年度から始めた事業となっております。実行者自身の介護予防と住民主体による介護予防を行うために地域における指導者育成、公民館等で地域の集いという介護予防教室を行っておりますけれども、そちらの指導者の育成を目的としております。令和4年度の事業は業者の方に委託をしまして全講座8回中6回以上受講された方を修了者として介護予防サポーターとして認定しております。今年度は受講希望者が25名いらっしゃいました。令和7年度から3年度まで累計で申しますと261名、今年度の受講者が25名という風になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時27分

再開 午後1時28分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） まずはずみません、先程の説明の中で介護予防サポーター講座につきましては、介護保険法の制度改正に伴い平成27年度から始めた事業となっております。認定された介護予防サポーターの方につきましては、先程申しました地域の集いですね。公民館で介護予防教室がっておりますけれども、そちらの方の指導者ということで、例えばいきいき100歳体操とかかみかみ100歳体操とか後サポーター養成講座で習った簡単な体操とかそういうのを交えながらそここの地域で工夫した形で介護予防教室を開かれております。その指導者ということで活動をされております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） サポーター養成講座を修了して地域の中でご活躍というお話でしたが、養成講座を修了された方は全てがそういうふうにご活躍されているのかということでお尋ねしたいところだったんですよ。私が聞いたところではサポーター養成講座を受けたけど地域でなかなかそういう催しが無かったから活用されずに終わっているという方もいらっしゃるということも聞きましたので、せっかくそういう養成講座をして活用が出来ないというのは残念なことなので、そういった所の状況は把握されているかどうかですよ。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） これまでに介護予防サポーター養成講座を受講された方なかなか活動ができていないとかそういう方を含めて12月に介護予防サポーターフォローアップ講座というのを開催しております。コロナの関係もありまして各地区から参加人数を制限した形で2回に分け対象者2組に分けて実施しまして合計51名の方が介護予防サポーター研修ということでフォローアップ講座に参加されております。また今後この研修を受けてしばらく活動ができていなかった方も地域での介護予防活動でご活躍をしていただくようお願いしております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入全部について質疑をお願いします。7ページ款1介護保険料から13ページ款10諸収入です。歳入全部です。7ページ款1介護保険料から13ページ款10諸収入です。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時34分

再開 午後 1 時40分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長より井芹議員の質問に対する答弁の申し出がっております。発言を許します。
福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 先程井芹議員の方からご質問がありました介護予防日常生活支援総合事業の利用者等の割合についてということでお尋ねがありましたけれども、地域における一般介護予防事業、それと主に業者に委託しております介護予防生活支援サービス事業というのがありますけれども、その利用者の割合等につきましては今すぐ算出することができませんので後日井芹議員の方ともう一度必要な資料等を確認させていただきましてお答えするという事によろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

申し訳ありません。その資料は全議員の皆様にお知らせすることといたします。ご理解頂きたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（宮本修治君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

5 番、佐野議員。

○5 番（佐野安春君） 5 番佐野です。議案第21号、令和 5 年度甲佐町介護保険特別会計予算について反対の立場から討論を行います。介護保険制度発足以来ほとんどの機関において介護保険料は上がり続けております。介護保険の認定を受けてサービスを受けようとすれば介護度によっては介護保険からのサービスは受けられない場合もあります。利用料の負担からサービスを受けない町民もあります。介護保険料、利用料などの負担軽減、介護報酬の改善など介護保険制度の抜本的な見直しを行い、介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げることが必要です。今こそ国による公費負担を大幅に増やして介護保険制度を支える必要があると考えます。以上の理由により令和 5 年度甲佐町介護保険特別会計予算には反対であります。以上です。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 1 番甲斐でございます。議案第21号、令和 5 年度甲佐町介護保険特別会計予算について賛成の立場から討論をさせていただきます。先ほどからご説明がありました通り令和 5 年度の予算につきましては16億254万1,000円ということで対前年比 2%増の2,434万1,000円増ということで、主だった歳出の増加ということで保険給付金の増加ということがご説明をいただきました。引き続き介護保険事業の安定した運営を十分なされていけるということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第21号「令和5年度甲佐町介護保険特別会計予算」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本修治君） 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第22号 令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第4、議案第22号「令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第22号、令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,667万1,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

令和5年3月10日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。

歳入です。

款1、後期高齢者医療保険料を1億1,741万1,000円としております。項1後期高齢者医療保険料です。

款2、使用料及び手数料を1,000円としております。項1手数料です。

款3、寄附金を1,000円としております。項1寄附金です。

款4、繰入金を6,278万3,000円としております。項1一般会計繰入金です。

款5、繰越金を1,000円としております。項1繰越金です。

款6、諸収入を647万4,000円としております。項1延滞金及び過料から項5雑入までです。

歳入合計1億8,667万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費を162万7,000円としております。項1総務管理費、項2徴収費です。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金を1億7,856万7,000円としております。項1後

期高齢者医療広域連合納付金です。

款 3、保健事業費を636万8,000円としております。項 1 健康保持増進事業費です。

款 4、諸支出金を10万1,000円としております。項 1 償還金及び還付加算金です。

款 5、予備費を8,000円としております。項 1 予備費です。

歳出合計を1億8,667万1,000円としております。

令和4年度当初予算と比較いたしますと、金額で760万8,000円、率にしますと4.2%の増加ということになっております。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なお、資料として令和5年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和5年度から令和7年度の甲佐町実施計画書が配布されています。この資料からでも質疑できます。

最初に歳出全部について質疑をお願いします。9ページ、款 1、総務費から11ページ、款 5、予備費までです。歳出全部についてお願いします。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料の69ページの健康診査費についてお尋ねいたします。説明によりますと医科健康診査と並びに歯科口腔健康検査というものがあげてありますが、これは一体のものですか、別々のものですか。その内容もあわせてご説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 医科検診と歯科検診ですが別に行っております。歯科の方は歯科医院、クリニックでやってもらっております。その内容ですが特定検診とほぼ内容は同じとなっております。あと歯科口腔につきましても一般的な歯と歯茎の診査ということでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） どれくらいの予定の人数検診の方をされたのか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） それでは令和3年度と令和4年度でよろしいですか。まず医科検診でございますが令和3年度対象者として予定しておりましたのが1,966人に対しまして374人の受診、受診率が19.02%、令和4年度が2,056人に対しまして429人、まだ見込みでございますが20.87%。歯科の方が令和3年度の対象者が1,966人に対しまして84人、4.27%、令和4年度が対象者2,056人に対して88人が受診で受診率が4.28%とこれも見込みとなっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今の受診者の数を見ますと歯科口腔検診というのは極端に少ないと思うんですけども、そういった理由は何と考えられていますか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 歯科検診に関しましては県内全部で低い状況でございます。

して県の平均と比べますと本町は若干受診率が高いということになっております。受診率が低い理由でございますが、歯の健康が全身の健康に影響するということの周知がまだ不足しているのではないかと考えております。この辺の周知について今後努めていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。9ページの後期高齢医療広域連合納付金が700万円程度増額しておりますけれども、その背景が医療費の高騰なのか加入者の増減なのかその辺りを説明お願いいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 国民健康保険が先ほど被保険者が減少していると申しましたが、逆に後期高齢の方は増えている状況でございまして、大体年間100人以上ずつ増えていくという見通しとなっております。1月末時点の被保険者数が2,286人となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入全部について質疑をお願いします。6ページ款1後期高齢者医療保険料から8ページ款6諸収入までです。歳入全部です。6ページ款1後期高齢者医療保険料から8ページ款6諸収入までです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です
9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。よく後期高齢者の方から窓口負担が2割に去年の10月から引き上がっているものですから非常に高くなったという風に言われて、いくつも疾病を抱えておられる方につきましては非常にそういった点は感じられるところかという風に思うんですけれども、この2割に引き上げられた方たちというのはだいたい何%ぐらいおられるのかなと思うんですけれど、そのあたりは分かっておられるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） はいお答えします。昨年10月1日から2割負担の方が出てきておりますが、本町で1割から2割になられた方213人、先ほど申しましたが2,000人被保険者を超えていますので約1割の方ということになります。補足ですが経過措置が設けられておりまして2割になって負担が増えた額が3,000円を超える場合はその額を令和7年9月30日までの経過措置でございまして、高額療養費としてお返しするというふうな制度になっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。議案第22号、令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算についてですけれどもこれについて反対をいたします。政府は昨年10月単身者年収200万円以上、複数世帯年収320万円以上の世帯に対して窓口負担を2割に引き上げております。答弁をしていただきましたように3年間の配慮措置があったとしても全体として負担が増えております。高齢者の健康を考える上でも負担が大きくなっております後期高齢者医療特別会計については反対をさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第22号、令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算については賛成の立場から討論させていただきます。先程担当課の方から説明がありました通り、令和5年度の予算に関しましては1億8,667万1,000円で前年比で760万8,000円の増加、率にして4.2%。主だった歳出の増といたしまして後期高齢者医療広域連合の納付金の増加ということではございますが本事業が十分に安定して運営なされると判断いたしまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第22号「令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本修治君） 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。2時10分から再開いたします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時10分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第23号 令和5年度甲佐町水道事業会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第23号「令和5年度甲佐町水道事業会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 議案第23号、令和5年度甲佐町水道事業会計予算につきまして説明いたします。

1 ページ目をお願いいたします。

（総則）

第1条、令和5年度甲佐町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

（業務の予定量）

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。

第1号、給水戸数3,300戸。第2号、給水人口8,100人。第3号、年間総給水量90万9,000リューベ。第4号、1日平均給水量2,490リューベ。第5号、主な建設改良工事、県道今吉野甲佐線配水管布設替工事、事業費2,000万円。

（収益的収入及び支出）

第3条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定めます。

収入です。

第1款、事業収益を1億6,739万1,000円としております。

内訳としましては、第1項、営業収益、第2項、営業外収益、第3項、特別利益です。支出です。

第1款、事業費を1億6,739万1,000円としております。

内訳としましては、第1項、営業費用、第2項、営業外費用、第3項、特別損失、第4項、予備費です。

次のページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,119万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額835万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金7,284万4,000円で補填するものといたします。

収入です。

第1款、資本的収入7,072万1,000円としております。

内訳としましては、第1項、企業債、第2項、固定資産売却代金、第3項、繰入金です。

支出です。

第1款、資本的支出1億5,192万円としております。

内訳としましては、第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金、第3項、予備費です。

（債務負担行為）

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めます。事項は複合機賃借料、期間は令和5年度から令和10年度まで、限度額は108万3,000円です。

次のページをお願いします。

(企業債)

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めます。

起債の目的は、施設整備事業費及び施設更新事業費。限度額は7,000万円。起債の方法は、証書借入れ又は証券発行。利率は5%以内。償還の方法は、借入先の融資条件によります。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借りかえることができるものとします。

(一時借入金)

第7条、一時借入金の限度額は5,000万円と定めます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費2,005万8,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第9条、たな卸資産購入限度額は、300万円と定めます。

令和5年3月10日提出、町長名です。

なお、4ページから36ページまでに予算説明資料を添付しております

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(宮本修治君) これより質疑を行います。なお、資料として令和5年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和5年度から令和7年度の甲佐町実施計画書が配布されています。この資料からでも質疑できます。

本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

11番、本田議員。

○11番(本田 新君) 私の方から2点質問させていただきます。まず一点目は説明資料の最後のページ36ページに新設改良工事費が9,000円万円ほど計上されております。水道運営委員会の方では県道町道あたりの改良工事に伴って水道管の布設替工事を行っているというような説明がっておりますけれども、できれば路線名だけでも教えてください。もう一点は収益的収入がしっかりと確保されて水道会計が健全に運営されているということをありがとうございましたけれども、その点についてもう一度担当課長の方から説明をお願いいたします。

○議長(宮本修治君) 環境衛生課長。

○環境衛生課長(白石亨君) それではお答えいたします。まず1番目のご質問でいただきました令和5年度の新設改良工事の施工場所につきましてご説明していきたいと思えます。令和5年度につきましては県道の改良工事、県道今吉野甲佐線の配水管布設替工事ですが、町道の西寒野打越線の道路改良工事、こういった路線の布設替工事に併せまして新

たな水道管の老朽管の布設替工事を行っていきたいと考えております。その他に府領城南線とか配水管の布設替工事ですとか吉田芝原線の配水管布設替工事、こういった老朽管の布設替工事8路線を予定しております。水道事業の方が健全に経営されているかということでご質問ありましたけれども、令和5年度の収益を見込むうえで算出される金額といたしまして純利益の見込額というのがあげられますのでそれで説明していきたいと思います。令和5年度の純利益の見込額としましては103万5,000円となっております。この内訳としましては令和5年度の未処分利益剰余金、25ページに令和5年度の未処分利益剰余金を書いてありますけれどもこの金額と、22ページの令和4年度の未処分利益剰余金の差し引き額が103万5,000円となっております。これが令和5年度の水道事業の利益になる見込みでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。水道事業に関しましては私も以前一般質問の中で美里町との包括連携協定の中での上水道の給水計画についてお尋ねをいたしました。その進捗状況をお尋ねなんですけれども、本町からの給水開始時期というのは令和11年度となっておったと思いますが、そこら辺の進捗状況、それからもし分かるのであれば相手方の美里町の状況も教えてください。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 美里町の水道の分水協定に関するものでございますけれども、現在美里町では簡易水道の事業創設に向けて認可申請が行われているところであります。先日甲佐町と美里町において事業認可に必要な合意書の締結をしております。これで分水して行きますよという意味合いの協定になりますけれども、その協定を結んでおります。これをもって美里町の方で今年度認可申請が行われます。この認可申請が通れば令和5年度から事業に着手されるという形になりまして、令和5年度から工事が始まって美里町は令和9年度から給水開始が予定される予定です。それから甲佐町と分水協定を結びますけれども令和11年度に全体的な工事が美里町の工事が終わります。11年度から分水開始というような形に予定されております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今の質問に関連して具体的に甲佐町の方からの排水はどこからどの道路をって美里の方に行って、今の概算的にどのくらいの費用の持ち出し、甲佐町はゼロ円なのか、それとも応分の負担が甲佐町にも出てくるのかを教えてください。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） お答えいたします。甲佐町からは第一配水池系統からの分水になります。第一配水池系統と申しますのはやな場の所の第一水源地を水源地とした配水池系統となりますけれども、そこから汲み上げた水の中甲橋のところですね、緑町のと

ころですね、あそこから配管を渡して分水するという予定でございます。その分水に関する整備費用に関しましては全て美里町の方で整備される予定になっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番。議案第23号、令和5年度甲佐町水道事業会計予算であります。先ほど担当課長の方から説明がありました通り、水道会計は健全に運営をされ、また新設改良工事も新設工事町道、県道の新設工事改良などに沿って改良されるということで二重投資あたりも防止され、しっかりと運営されているということを認め本案に賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第23号「令和5年度甲佐町水道事業会計予算」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号「令和5年度甲佐町水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第3号 甲佐町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第6、発議第3号「甲佐町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（北畑公孝君） 発議第3号、令和5年3月15日、甲佐町議会議長、宮本修治様、提出者、甲佐町議会議員、鳴瀬美善同じく宮川安明。

甲佐町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を地方自治法第112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正されることに伴い議会においては自律的な対応のもと、個人情報の適切な取り扱いを図るため、議会における個人情報の保護に関する条例の制定をするもので

ある。

条例をお願いします。

目次です。

第1章総則、第1条から第3条。第2章個人情報等の取扱い、第4条から第16条。第3章個人情報ファイル、第17条。第4章開示訂正・利用停止等、第1節開示、第18条から第30条、第2節訂正、第31条から第37条、第3節利用停止、第38条から第43条、第4節審査請求、第44条から第46条。第5章雑則、第47条から第52条。第6章罰則、第53条から57条で条例を定めてあります。附則、令和5年4月1日から施行。以上朗読を終了します。

○議長（宮本修治君） 提出者の説明を求めます。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番。それでは説明申し上げます。甲佐町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてでございます。個人情報保護に関する法律等の改正に伴い甲佐町個人情報保護条例が廃止され、議会における個人情報保護に関する例規がなくなることから議会においては自律的な対応のもと個人情報の適切な取り扱いを図るため本条例の制定を発議したものでございます。条例につきましては全国町村議会議長会から示されました条例例をもとに第30条手数料、第50条審議会への諮問について今定例会で可決されました甲佐町個人情報保護法施行条例と整合性を図り作成をしているところでございます。以上説明とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これから質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。本条例に関しましては事前に議会の方にもお知らせをされておりますので何ら質問もなく制定するものだと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。発議第3号、甲佐町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてでございますが、この条例を制定しないと議会の方が個人情報に関して抜けてしまいますので、甲佐町の条例に沿って作成されております。何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから発議第3号「甲佐町議会の個人情報保護に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第4号 甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第7、発議第4号「甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局をして朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（北畑公孝君） 発議第4号、令和5年3月15日、甲佐町議会議長、宮本修治様、提出者、甲佐町議会議員、鳴瀬美善同じく宮川安明。

甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を地方自治法第112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由、甲佐町課設置条例の一部改正に伴い本条例を改正する必要性が生じたため。条例の方を読み上げます。甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例。甲佐町議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条第1項中③を削り④からまる⑫までを③から⑪までとする。附則この条例は令和5年4月1日から施行する。以上朗読を終わります。

○議長（宮本修治君） 提出者の説明を求めます。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番。それでは説明申し上げます。甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。今回の委員会条例の改正につきましては執行部から今定例会に上程され可決されました甲佐町課設置条例の一部改正に伴うもので第2条第1項中の総務文教常任委員会の所管から地域振興課の所管に属する事項を削除するものでございます。条例の施行は令和5年4月1日といたしているところでございます。以上説明とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番。発議第4号、甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは執行部の方の課設置条例の一部改正に伴って本条例が制定されるものと思いますので、本案に賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから発議第4号「甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議員の派遣について

○議長（宮本修治君） 日程第2、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思っております。

なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣すること、日程等の変更については、議長に一任することに決定しました。

日程第9 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第10 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮本修治君） 日程第9「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第10「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教・産業厚生2つの常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいま申し出の2つの常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第11 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮本修治君） 日程第11「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、3月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、3月10日から本日までの6日間にわたり、ご提案をいたしました令和4年度各会計補正予算、令和5年度各会計予算、条例案件などの多くの案件につきまして、精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びになりましたことは、町政の執行にあたりご同慶に存するものであります。

ここに、ご議決をいただきました補正予算や令和5年度各会計予算をはじめ、各議案の成立を受けまして、今後町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図り、町民の皆様の生活再建と福祉の向上に努めてまいります。

また、今議会でご指摘をいただきました事項につきましては、今後の町政運営に生かしていく所存でございます。

議員各位におかれましては引き続き町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう、お願いを申し上げます。

なお、今年度末日を持って蔵田教育長が退任されることとなりました。8年間にわたる甲佐町の教育行政の中核を担っていただき、数々のご功績を残され、また本町の教育振興にご尽力をいただきました。改めて衷心より感謝を申し上げ閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、10日に開会、本日15日までの6日間にわたり多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位

とともに誠にご同慶に堪えません。ここに今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分に尊重していただきますよう切に希望いたしますとともに、議員各位におかれましては、今後とも町民の皆様の付託とご期待に応えるべく、さらなるご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康にご留意いただきますよう、お祈りを申し上げ、令和5年第1回甲佐町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後2時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録
令和5年第1回定例会

令和5年3月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮本 修治

編集人 甲佐町議会事務局長 北畑 公孝

作成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198